

未發に防止せんとしたるの政策に出てたるに非ざるなきか、不幸にして此の政策は王族内の争權を防止したりとするも遂に外族の專横を拒くこと能はず、却つて王室の羽翼を去りて孤立の地位に立つるに至れり、專政々治の行はざる國王自ら求めたる也、

王室は政治上無能力者たるのみならず、社會上亦弊亂の源たり、王室の倫理は亡び信仰は廢敗せり、妖怪なる現在禍福説は宮中に尊崇せられ宦官官女等は之を尊拜し、國王王妃は歸依せらる、會て高麗の王朝に當りて深く佛僧に歸依せしと雖も、當時八關會の弊、宮中の墮落は、妙清、辛隅の變によりて知らるべし、近世に至りて宮中太だ巫女を信じ、一時漢城の疑問たりし神靈君の如きは、宮中の禍福を占判し、淫穢毒禍を播布したり、宮廷に行はるゝ迷信の弊は亦言ふに及びざるなり、高麗朝の如きは人倫を亂すこと甚だしく人の妻を奸し、父の妃に通じ、姉妹と婚するか如き、南洋若くはアフリカ内地の蠻族と異ならざるの蠻習を改めざりき、之を要するに半島の王室は社會に教訓を與へたることなく、美術、文學、倫理の如きは、王室其の根源たるは專制國の美風なりと雖も朝鮮の王室は之を解するものなし、已に迷信の谷とあり、人倫の亂源となり、社會教育の任を爲さず、社會が如何に衰退するも遂に停止するところなきに至るや決して偶然に非ざるなり。

現王宮、景福宮は漢城の北、白岳山の下にあり、大院君攝政の際、天下の財を擧げて改修せしを以て、宮殿門宇の莊麗なる漢城市街の矮小あるに比しては偉大の建築と云ふべし、

現王李僖陛下に至りて此宮に移座せるを以て新大闕とは稱せり、宮の正門を光化門と云ひ、後門を神武門と云ふ、西に迎秋門あり、光化門を通り花崗石を以て庭に布き、位爵の階級を庭内に定む、規模甚だ大あり、之を勤政殿と云ふ、殿を過ぎて丹軒紫閣廊廊緩く廻り、中に長方形の宮殿あり、康寧殿と云ふ、殿の小門を経き、泰光殿あり其の西に當りて六角の大理石殿宇あり、蓮花の池、龍首の橋、此れ雲峴宮が八道の怨を買つて創築せし慶會樓なり、樓と泰光殿の間を過ぎて北進すれば、南方に雍和門あり、門に入れば池あり、小艇を浮べ池中の島に一樓を設け、朱欄の木蘭橋あり、醉香亭是なり、國王宴遊の亭とぞ聞き侍へる、醉香亭の北に長亭の壁を傳ひ庭園の間を經過して、一字の大門あり、門内は國王、及王族の住へる乾清宮にして、近臣官女はその長亭の内に在り、乾清宮の北角に碧瓦白堊の一洋館あり、記して歡文閣と云ふ、露人サバチンあるもの、築造せし寶殿なり、景福宮の寶物は擧げて此殿内に納めたり、此等の外幾多の長亭あり、短亭あり、離宮あり松丘、東北に在りて庭園の花木諸國より集め、建築の壯觀、庭園の美衰へたりと雖も景福宮は王宮の殿宮たるに耻ぢず、

國王會て景祐宮に在るの日、甲申の變は殺されたる閔族の怨靈景祐宮にありとして、國王

景祐宮に移り玉いてより、外戚閔族の勢力全盛を極め、宮廷の園丁より内閣の相將に至るまで其の一族并に黨與を以て組織せしより、國王は全く政權を望を断ち、宮中の宴遊を事とせられ、景福宮は乾清宮慶會樓を除くの外は雜草蔓々として宮殿の階上に茂り、外宮殿の大半は頽傾し、王庭の間に人糞馬便見るに至る、王室が久しく窮愁の間を送り玉へるの状は實に外臣と雖も涙なき能はず、王室の財産は舊典に従へば國王の費八百石、王妃六百石、王世子四百石、王族二百石ありと言ふも其實定りたる收入なく、此等小額の王室財産は廷臣、稅吏の囊中に半は收納せらるゝを以て、王室の貧困は到底支ゆるの道なきを以て、王室自ら收賄の備を作り、多額の納賄者には相應の官位を與へらる、而かも官廷内の賈澤は長夜の宴に數萬の金を費やし彼の巫女等が祭魂の併用一年の間十二万圓一外人の一日食費十圓、以て其の奢美の一斑を知るべし、

彼の一時榮華を極め、王權を僭有したる閔泳駿は、固より材能なきに非ずと雖も、王室の費を給したるが如きは、其の政權を窃有したる一原因と云ふべし、閔泳駿は坐して王室の衰微を援はざるのみならず、彼が狡猾なる、王室の宴樂を長せしめ廷臣を鞭撻して、廷内の奢美を増長せしめ、不期の費用をすゝめて、益王室の困厄に陥入せしむ、困厄益進むで國王の財源益窮するを以て國王は政權と財權とを交換して、閔族の勢力を裝飾せらる國王

は驕奢の費用と權政の交換を試みたり、王室の式の微か振はざる閔族全盛の時より甚だしきはなかりき、

明治二十七年の春、景福宮に於て王世子の祝賀の筵を開かる、時に王室の財費千金を得るの道ありし、使を馳せて第一銀行より一時借用を求めたる時閔泳駿千金を王室に献上せしかば、泳駿の狼狽甚だしく直ちに二千金を献上したりと、獻金の頼によりて泳駿の信任益盛なりと云ふ、又廿六年、年末に於て義和如殿下私費に窮し如何ともすべからず偶龍山に於ける數頃の田地を第三回の抵當を以て閔族より借用せられたりと傳ふ、當時王室の牛計は全く閔族の獻納によりて維持せられたりしを見れば、國王が政權を外戚に委せられたるは自然の結果と云はざる可けんや、此際よりして閔王妃の專横漸く増進し、王妃のヘステリ的ある常に王室内外の事に參與し閔族の外勢を利導して、殆むと李朝の系統を移さんとするに至れり、閔王妃は巫女を信じ現在の福禍説を告たび、安樂を事とし、近臣を寵愛し、常に政權に干渉し、遂に十月八日に至る迄、王妃の頭腦は宮中に於て快樂を食ふことと、閔族の勢力を再復することにより、半島の獨立進歩は障害し、遂に白岳曉嵐の下に於て、景福の星落つるに及び、血痕慘斑、乾清宮に於て一場の尸骸となり玉ひ王國人之を焚埋し、漢城の市民、敢て慟哭を爲さしめ

尙ほ翻りて景福宮内の信仰を聞くに、王妃自ら閔族の流離變遷を憂ひ由來禍福の托言を信するを以て宮中に於て、吉凶禍福の事常に行はれ、彼の神靈君の如きは、部下の巫女六十名を率ゐて、廷内に入り、盛に祭式を備へ或は祭式に托して出入せる幾多の侍臣あり、權臣あり、狡獪の輩は此等の權威ある巫女に頼りて官位を求め世に神靈君の寵愛を受けて郡守となりしもの六十名なりと云ふ此六十名は景福宮の迷信に乗じて、淫穢肉慾を以て交換し或は巧言令色を以て賈買したるものあり、若し夫れ此等巫女の祭式に乗じ、一種無禮講然たる寛容の社交に於て、宮中の人倫を汚かしたるもの少からず、彼の閔王妃も亦此の○○○○○○○○○遂けたるにあらざるなきか、景福宮の衰亡は濁水を流出するか如く、滔々として莊嚴煥美の殿宇中より源出せしことを痛嘆すべき事なれ、されば一國の騷亂已むなく、國力の衰耗其極に至るも、景福宮は天下太平にして、一世の英雄か猛斷と怨恨を以て建築したるマープル六角殿も、亂艸葛藟の間に附して顧みるなきに至り、半島の王室、李氏の命脈をして、僅かに景福宮の一字乾清宮に留めるに至り、而かも其の一部の乾清宮すら、空虚に至らしむ、李朝五百年にして亡ぶの職言は、己に證明せざらんとするも得べけんや、

貴族

南方の部落酋長——北人——文族及武族——李朝制の武門政專——貴族——貴族の貴族——地方兩班——文武兩族——宗族の増加と生活の困難——腐敗——近世の門閥——附——階級者として中人

書契なき混沌たる時代に於て或人種は豊穰たる河畔に部落を作り、深幽なる平溪に平和の家族を築め、俗達きる大野、便益なる海濱に相集まりて血族を集む、部落より部落に族集し、移動し漸くにして争擾起り、攻守の機關成り、統一の主点生じ、政治的機能を形成し、勝敗の結果遂に階級なるもの生ずるに至る、朝鮮に於ける貴族の情態を説くに當りて少しく部落時代を溯らしめよ、

朝鮮半島の原人は何くに存立せしや否や歴史上の一疑問なれども其の蒙昧無文の時代に於て大陸に於ける革命の波動は、其の亡敗者の一王族をして逃亡せしめたり、史上の所謂箕子五千の家族を卒んで遼東の大野を横ざりて半島西部に來れりとは蓋し此謂なり、箕族の東遷が標悍殺伐水脚を遂ふタヌ族の間に移入し、大陸の文化を波及し、一王國を作りてより四十世、衛國秦に征服せられ其の王族衛滿の徒、箕族の下に來りて顛覆し、

遂に笑族として更らに南下せしむるに至る間、笑族の五千家族は遼東及び半島西端の間に一部落の族長となり、一區域の統治を爲し、家族の繁殖と共に王族と被治者タータス蠻民の間に一階級を生じたるや疑ふべからざるの事實たり、笑子より笑準に至る四十世、殆んど二百年餘の間暗黒時代として何等の消息を明かにすること能はざるを以て其の一階級即貴族の存立移住に就て明かにするを得ず、

笑準其の貴族及び部下の家族二千余名を卒に黃海の西南を横ざり南海より航し泰安半島を横ざり、忠清、全羅間の大江錦江を遡り、河畔の沃野をトし、益山に到りて居を定めたり、當時南方の洛東江畔には、已に小部落の移動あり、北方にはタータスの家族、日本海岸に沿ふて江原の山間に、部落を作り、積貊の族長國を作りしも、宋は南方に波動せざるしを以て、笑準の一族は部落より部落に繁殖し遂に馬韓の一國を形成し、其の笑族及部下の居民は南方の山間、平野、海邊、河畔の小部落を作り、或は統治し、部落の族長なるもの成立せり、後年に至りて、完山の李氏、羅州の林氏、南原の尹氏、金州の柳氏、遼城の徐氏、恩津の宋氏と稱するものは當時部落族長より遷し來れる貴族なり、

南方を回顧すれば馬韓の北東、今の忠清東部には秦の亡民逃避して十二部落（已抵、不斯、勤者、難彌、離彌凍、冉溪、軍彌辨軍彌、如港、戶路、州鮮、馬延、優中と）作り、洛東江

畔には辰國の六部落（開川楊山、空山高墟、雋山珍支、茂山大樹、金山加利、明治山高耶）あり、江右には加耶洛國の十三部落（辨辰彌、離彌凍、辨辰、接塗、辨辰古資彌凍、辨辰古涼、辨辰半路、辨辰樂奴、辨辰彌烏馬、辨辰甘露、辨辰拘邪、辨辰走瀆、辨辰安邪、辨辰濱盧）あり之に加ふるに積部落の雜入あり、部落間の紛擾とあり、媾和とあり、統一となり、分離となり遂に韓辰、辨、馬の三韓分立となり、別々府任那の日本府とあり、漸く政治的組織を爲すに至りて辰韓の勢力に壓せられ、新羅の統一となりて政治機關形成せらる、當時一小部落に長たるものは一管割の優等者となり社會の優者階級を占め所謂六部の部落族長か金、朴、雀、鄭、曹、沈の六姓と變じたるが如く、貴族の階級は明らかに治者として階級するに至れり、一言すれば大陸亡命の笑族、辰族の家族は或は部落の新設者となり、統治者となり、移動し、争經し、新羅統一に及びて部落族長が政治上、社會上の優者とありて貴族の一階級を爲すに至れり、後世の貴族が三南地方に尤も多きは、國より中世以後政治上の功勳よりして、於に興起せしものもあり或は北方より貫籍移入せしものありと雖も、多くは當時の部落族長の子孫多きを以て數ふるは争ふべからざるの事實たり、是等の小族長等は優等家族の力、群言せば大陸に於て實力の素養を以て、或は宗教的勢力者となり、或は優等武力により或は共同的勢力によりて、地位に占めたるに相違なしと雖も、

智力に優りて優等階級を作らざれば南方に於て最大の要素たりしもの如し、新羅の統一に當りて北人即扶余族は漸く南下し、松花江畔、白頭山北の平野に部落の争擾を經過せるものは、益々南方温暖の地に下れり、其の一族温賚が多少の眷族を卒んで黄海を横ざり、臨津を涉り、漢江を朔りて、忠清北部の稷山に部落の根據を作り、馬韓に迫りて百濟の血族政治を形くり、遂に南人の温良なるに乗じて、北方部力を以て遂に壓服して百濟國を作くるに及び、亦た扶余の一族朱蒙は圖滿、鴨綠の間より長津の高原に出で鴨綠江を下りて、楚山に部落中を心作り、勢を得るに及びて益南下して、大同江の上流率邊に宛然たる一家國を作くるに至れり、是の時に番りて東には新羅あり、南は百濟あり、朱蒙族は部落を總管して高句麗と稱し、三國鼎立とあり、此の間大陸との交渉益盛にして政治發達し、文學起り稍國家の体、面を作くり、三國の政治は建設以來功勞を共にしたる部落族長等の政權を執り、今日の貴族政治の萌芽を發生するに至れり、然れども北人の南下するや已に形成せる部落の族長を征服し、武力によりて南人を服したれば、之を南方部落が智力的勢力によりて、優者とありたるものと異なるものあり、之を要するにタータム族たる百濟高句麗は武力によりて、大陸族已没の部落を征服したるを以て武力を優者階級を發生せり、

是南方の智力優者と、北方の武力優者とは後年高麗より李朝に及びて、文武貴族の濟定となり軌轉となり、政權争奪の禍瀾を捲き起すに至れり、半島に於ける南人北人の消長、政權問題が深く此に起因せること疑ふ可らず、百濟亡び、高句麗亡び、新羅亡びて、半島全く北族王氏に統一せられ、高麗王國となるや大陸の方面に當りては滿州族の膨脹契丹の侵略とあり、宋國の交渉となり、遂に蒙古族元朝の侵入とあり、外難常に堪えざりしと雖も、佛教は蒙古の崇佛朝廷の化を受けて佛教の全盛となり、宋朝の性理説は來りて儒教大に興り法制の改革文學の隆盛を見るに至りて社會益復雜となり階級者の變遷も又屢なりしと雖も、要するに建國に預つて力ありし武勳者は大陸の防禦必要なりと共に、勢力を増加し、政權武族に傾注するに至る、是に於て文勳の貴族等は中心平あること能はざるを以て或は外戚の力を假り或は宗教を利用し、政權争奪即文武兩族の爭權は絶ゆることおかりき、當時武族は地方守備として地方に分封せられたるものは殆むと封建大名の如く、文族は地方貴族地として小部の花園地を有するの外、地方行政者として一地方の統治を爲せり、其の名は高氏の王國なりと稱すと雖も大陸方面及び西南海岸の城邑は武力によりて割據の勢を爲し、東南本部、中央諸部は文族の封建的行政區となりて、中央の制時を受くることおかりしを以て見れば、全く文武兩族の封建國

にして只だ中原に於ける政權爭奪、貴族寡頭政治の波動を感せし迄なりき、而して此等の貴族は固より建國以前の貴族等にして、新たに功勳を得て要樞の地に至り、優等の階級者となりしものも多くは其子孫の凡庸、零落と共に平民の群に伍するに至り、偶王室の鄭重専横によりて門戸を改めて攝津の列に加せられたるもの、子孫は今日迄兩班として存立せり。

高麗の滅亡と共に李太祖成桂は社會的改命を實行し、高麗時代の門閥名族と雖も、苟くも李氏の利害に反せしものは之を斷亡するの方略に出でたりしを以て、高麗亡ぶと共に京城都に邸宅を構へたる貴族の大部は貴族の下、平民の上に一環内を作り、之を中人として馴めたり或は落下して常民を變じたるあり而して高麗の貴族にして李朝に平ならざるものにして邊の閑邑に潜伏し平民社會と伴侶せしもの少からず、此等今日黃海西南の海邑、長淵、豊川、海州、白川の族方に於て追々見ることあり曾て我平家の亡ぶるや、余衆逃亡して肥後、五家の幽溪、久米の奥山谷に潜匿せるが如し、

李朝に至りて、貴族の専横は毫も變改せず、而かも貴族の地方に於ける潛勢力、中部に於ける外族の力は却て盛となり、貴族は全く一國の治者となり、事實に於て王室は消極的統治者となり、平民は固より積極の被治者となり、太祖李成桂は其祖兩人にして、高麗の末

弊に當りて、北人の武力を愛權極以て武人を壓相するの政策として、北方人を賤みて政權に容差なからしめんが爲り、北人の科第を禁じたりしかば南人の勢力増進し、三南の文班は廢無として中原の政治舞臺に侵入するに至れり、是よりして貴族の班列を定め、文族を東班とよし、武族を西班とよし、政治上文族の位官をして武族の上に置かしめ、兼て今日に至りて文班と武班とに同等の位官を有し乍ら武班に於ては劣視せられ、政治本、要路に立つこと能はず、甚だしきは武族にして文官の下に映從至らざるものなきに至れり、吾人曾て京城に在るの日、國王の宗廟に講せるを觀る、百官之に従ひ冠蓋相望し、中に官服に鶴紋あるものと、虎紋あるものあり、鶴紋の紳士は轎に乗じて、王に扈從し門に至りて下り、虎紋あるものは道半にして徒歩之に従ひ、自ら優劣の觀あり、余異むで之を朝服の一友に問ふに、曰く鶴紋は文官にして、虎紋は武門出身あり武人は正一品と雖も轎より下らざる可らず、文官は堂上三品に至れば、尙は轎より門に至るを得ると、當時只だ以て異をなしたるのみ、爾來、文武の官制を觀み、文武の社交を知るに及むで、武族は文族の下に屈從せざる可らざる李朝の國法なるを知り、私かに半島の國勢振はざる所以の存するを知る、李朝の祖宗は鉄嶺を越へて、三南の野に倭寇を擊退し、北方の關塞に於て契丹の虜徒を破り、世を以て半島の英雄と爲すもの、而かも其の一國の經營を爲すに當りて

武門の叛厄を憂患して、文族を愆通し、一旦外難あるに當りて、武門の死に赴くもの多く、而かも幸にして、平和に至れば、文族の專横を抑ゆるものなく、内外相應じて、一國の根本的勢力を集むるの道を存せし、韓山の風雲をして、今日に至らしむる悲かな。

武門の士が、一たび劣等の地に下りてより、文族の間に於ける争權は益々激烈となり、所謂老論黨とあり、少論黨となり、曰く南論、曰く北論、互に勢を持し、權を望み、内閣の更迭毎に反對黨を殺戮するに至り、而かも我元龜元正の遠征軍が侵入し、愛親覺龍の征伐するや、一擊王都をして、外人の馬蹄に附し、英雄の起つものなきに至れるもの、深く李朝の國法之が基たらざればならず。

吾人は貴族の發生と變遷に就て聊か一斑を説了せり、是より其の情態につき説かしめよ、大凡何れの邦國の雖も社會に階級なきはなし、殊に東方諸國に於て其の甚だしきを見る、然れども亦た半島の貴族制度の如きは世に尤も稀なるものと謂ふべし、先づ其の稀なる點について語らん、(一)朝鮮の貴族は東方諸國に於て普通なる爵制なし、只だ王室の外戚者に與るに君位を以てするの外、固より公侯伯子男の爵なるものなし、故よ之を尊稱して公名を附するのみ、(二)印度地方に行はれたるケストに非き、半島の人種は固よりタータース族漢族の消長ありしも、蓋し之を是れ同人種あれば、人種的優者たるべきなし、若し強いて

ケストの制ありとせば、北人に對する南人、南人に於ける最初の韓族、乃至外人移住者に對する本土人の如きは、或は貴族をして其の下級者ならしめたりと云ふべきも、之を印度のケストと同一視すること能はざるなり、(三)管領地なし、貴族が社會の優者として唯一の武器は土地の領有なるにも拘らず、朝鮮貴族は、政治的の占領(地方行政として民有地を兼有す)の外一定の領有なるもの存せし、之を我大名貴族に比して異あるところなし、我大名貴族は武力によりて占領せしものと雖も、朝鮮に於ては武門貴族と雖も土地の占領を見ず、支那に於て貴族は一定の食邑存するも、朝鮮に於ては唯だ御實の名稱を保存するの外、土地を有せざるなり、然らば其の貴族と稱すべきものは如何なるものに在るか、

朝鮮の貴族は往古の部落族長の系統により、或は一時の武勳により、或は智力の優等によりて、先天的社會の上位を占め、法律上の特權力を有し、平民以下に對して貴族は司法上の權能を加へ、其の責に應せし、政治上の權力を有せり、社會の優者として殊に常民に異あるものは、貴族は生ながらにして、官職を得るの權利を有し、稅納を爲さざる在り、平民は登科の試験に應ずるを得ず、除外例によるも平民は正三品以上上るを得ず、而して貴族は之なし、貴族は土地の課稅に應せず、課稅は凡そ常民の負擔たり、貴族は社會上族の權能あるのみならず、常民は貴族に對して衣食を供給するの義務あり、貴族は零落すと

高靈	密陽	潘南	白川	漢陽	林州	楊州	豐壤	豐川	宜寧	恩津	蓬城	南楊	姜山	江陵
朴氏	朴氏	朴氏	趙氏	趙氏	趙氏	趙氏	趙氏	任氏	南氏	宋氏	徐氏	洪氏	金氏	金氏

溫陽	延日	東萊	咸陽	昌寧	清州	昌寧	安東	平山	昌原	把溪	南原	坡手	海手	驪州
鄭氏	鄭氏	鄭氏	昌氏	曹氏	韓氏	成氏	權氏	申氏	黃氏	俞氏	尹氏	尹氏	尹氏	閔氏

章深	鄭氏
海州	鄭氏
羅州	林氏
全州	柳氏
晉州	姜氏
朔寧	崔氏
寧越	嚴氏
昌州	丁氏

是の族籍の中には、李朝の南北政略によりて南方より貴族の移轉を爲したるものあり、此族貫の中には同姓はして各地は貫せるあり、異姓よして同地に籍せるありと雖も、同姓の異族は其の系統を全く異にし圃地の異姓者は其の起源を異にせり、族長時代より傳はるものと、中葉よりして族貫たるものあり、一時の勳功者にして其の生地を貫族地とせるあり、然りと雖も今日此等貴族者多しと雖も尤も多くの家族を有し、尤も門閥者として王室に接近し、社會的勢力、政治的權威を有せるものは、曰く金氏、曰く朴氏曰く、趙氏曰く、鄭氏曰く、李氏曰く、閔氏あり、就中閔氏と金氏は近世の王室の武族（安東金氏は高宗の外

族閔氏は現王の外族たるの故を以て、門戸を張り、族者と配分し、殊に半島貴族の榮耀なる一門なり、之を稱して貴族の貴族と言ふ、此の貴族の外に田舎貴族（文班）と稱するものあり、彼等は一定の郷貫を有せざるに非ざると雖も、系統上の門地を有せず、政治上の地位を有せず、漢城に於て社會的勢力を有せざるものにして、只た之を常民に比して社會的、政治的特權を有するを以て、豪然として地方に蟠居し、地方の衣食を賣り、或は隱然として勢力を養ふものあり、彼等は元と門地ある族閔の支流を汲むものもあり、或は政權を得ざるを怨むで地方に去るものもあり、或は衣食に窮して行くものあり、或は一身の危険を憂懼して匿くるものあり、固より平を兩班の列に立つ能はず、品下たり形落ち、宛然常民と去ること遠からざるに至るも、彼等は登科舉に應ずることを得、課税を免ることを得、地方の官吏たることを得るを以て、所謂地方兩班にして一階級を保有せり、半島の近勢衰亡に傾き、中央の權衰へ、黃巾の亂、長髮の變、義兵の騷亂あるや、其の煽動者となり、指揮者となり私かに中原の政權を窺ひ、今後半島末路の一演劇として決して忘る可らざるの一階級あり、

更らに翻りて京城の兩班を見るに、世襲制の結果は家族の増殖とあり、増加せる數等の貴族は生計を得るの道自ら塞がり、退いて郷貫の領有なく進むて一言の收入なきを以て、一

且中央の政權の差に立ち收賄に圍擁せられ、若くは地方に行政の任を得ば、收斂を盡して一家の生活を計らざる可らず、然れども政權の移動速にして、一個の利害常々定らざる、而かも近世に至り地方の暴舉盛にして、中央の歳出増加し、官天の節減、收賄の道減少するに至りて益貧困を極むるに至る、

社會が社會の上級者を優待し、而かも之を淘汰するの制法なきときは、此の上級者は遂に下級者を滅亡併等するに至る若しくは下級者に壓服せられて社會の革命を企成するに至るか、二者何れに歸着するは當然の結果なり、今や朝鮮の兩班は貧困の極、去りて田舎に流出す、彼等地方に移殖し田舎貴族は尙ほ中央に於けるが如く社會の特權を利用し國体の住居を濫用して懸々閑々として遊食し、下級者は之を優待するのみならず、衣食を供給せざるべからざるが故に忠清、全羅の諸城邑に於ては田舎兩班城邑住民の半數以上を占むるところなり、結城、南陽、唐津、海美、地方の如きは殆んど七と三との比例を爲せり地方の良民として、荒廢に至らしめつゝあり、而して京城兩班あるものは元と是れ司法上の大罪、或は政權上の結果によりて族籍の剝奪に遇するに非ずんば、世襲の貴族として存するを以て年々兩班の増加と官民の減少とは反比例を爲し、供給者減少して需要者増加す、經濟の原則に於て貴族の貧困を見るに至るは當然にして社會の理法に従ふも、治作者増加して被治

者減少するに至れば社會の繁榮進歩を見ること能はざるなり

是に於て兩班生活の隔離一層敏速よして、一朝政權を得ば、一家興隆し、然らざれば衣食の道窮す、されば政權を求むるの慾念増長し、如何なる諛臣、幫間的動作に従ふも毫も耻となさき、國政權を得るよ使されば如何ある知己、朋友、族眷を欺くも敢て惡事とあさき、王事に勤め、國勢を憂ふるものなく、苟くも一家の尊堂を計るに便あらしめば、朝は東に事へ夕に西に黨し北に服し南に臣事せること半島の歴史已に然り今日の情勢に及むで、人倫を失し、體面を破り、徒らに亡武の境に進行せると自暴自棄と言はざる可らざる也、彼者貧困者の中には、收賄の紹介者となり、封事の代書人となり、幫間の小使錢を收容し詐僞の手先人となり、收斂の口納人となり、墮落者として墮落、惡徳として惡徳、醜穢、汚陋殆むを惡徳の文字を羅して尙ほ足らざるの感あらしむ、曾て漢城の一友人(朝鮮兩班)より聞く、某は近頃貧困の余りに全羅より富者にも官吏たらんとするもの、賄賂を當局者に納むる紹介者として奔走しつゝあり、彼は實に好運なりと云ふべしと、漢城兩班の心事大凡そ、かくの如く、而して斯の如き兩班は漢城人口二十五万の半部を占めたりとせば十二万五千漢城の市民は現に惡徳を行ふが爲めに生活しつゝありと言ふべし、然るに貴族の一大變遷として注目すべきは一昨廿七年、改革に當りて社會的改革を行ひた

ることなり、當時此の改革は全國に普及せざりしと雖も、爾來漢城の局面は一生の面目を開きつゝありしは明かあり、是れ從來常民は貴族と同一の政權を得ること能はざりしが、一昨年政治的奮行者の多くが常民乃至土班の出身者なりしを以て我等は斷乎として社會政治の特權内に侵入し、常民をして登科の道を得せしめたり、是れ貴族の無勢力をし此無勢力は重もに生計上の貧困より來れるものと宣告したるものにして、幸に彼等下級出身者が日本政府の後援を得たりしと共に社會の變革は稍成效せり彼が漢城政府のバロメトルと稱せられたる安綱壽、金宏英内閣の敏腕者たる俞吉濬、半島の才子、金鶴初其他李圭完、禹範靈、李斗璜の如きは常民乃至土班の出身者にして彼等が政權を有したる時に當りて、兩班の實力は俄然として衰退し、政治的改革と共に社會階級上の變動を與へたり、規内閣李範晉、李久用、李完用の如きも元と是れ田舎班末の出身者なるにも拘らざ、實權今日の如くに至れるを見れば、朝鮮貴族の衰亡と共に社會階級の革命を促かしつゝあるに似たり此の變革の影況を受けたるは近世の門閥たる閔族の離散なり、當時の勢過然たりし閔永駿は清國より歸來、幾くもかくして閔王妃の殺害に遇し、範晉の勢過となり一族の大半は流離未だ復せず、辛ふじて一族の安全を保つに過ぎざるに至れり曩きに春川の暴擧ありてより閔族が中央より土を捲いて來らんとせし形勢は今や舊夢の如く、忠清の土班、範晉の徒を

して貞洞の主公たらしむるに至る、漢城の空より危きものはなく、半島の貴族より憐むべきものありし、

階級者として中人

貴族は專制政治の特産たり、而して中等種族に與ふるは一階級を以てす、何れの邦國と雖も之れ無きはなし、日耳曼のバロンに於ける、英人のナイトに於ける日本の士族に於ける朝鮮の中人に於けるが如きは是れなり、

中人とは社會の初階級中第二の階級にして、兩班の下、常民の上にあり故に名けて中人と呼ぶ、漢城に於ては彼等の一團結は一區を爲し、南北兩部の間、水標橋の沿岸一區に集列せり、史を案するに高麗以前に此の名稱なきを以て察すれば李氏高麗を亡ぼしたる當時に於て、高麗の遺臣を侍するの爲めに設けたるに非ざるなきか、中人某曰く予輩の祖先は高麗の朝に於て松京の縉紳なりき、而して亡朝以來今や兩班の下に附せらる、蓋、高麗の亡滅の當時、高麗の遺臣衣冠を棄て、李氏の下に降れるもの尠からざりしも、猶は王氏の遺脈を慕ふものあり、頑乎として降らざりし一部の輩は遂に武力によりて之を追逐せられ

而して私かに反心を有せるものは尙ほ李氏に従ふものは中人となして漢城に留めたり、中人は社會自然の階級者に非ずと雖も上下の階級者を調和し、社會の交通を便せしめたる便利の一階級なり、中人は社會に於て外士族の如く實權を有するものに非ず、ナイトの如く名譽あるものに非ず、職業的の優者なり、彼等は醫學、通事、天文、地理、祭日、牧官の職務を有せり之を要するに中人は政權に關係なき智力階級者なりと云ふべし、

中人の常民に於ける固より優者の權能ありと雖も、中人は産業に従ふことを得るを以て、彼等の社交は兩班よりも寧ろ常民の間に行はる、彼等は進んで政權を掌るの便路ありと雖も退ひて家業を修む道あり故に兩班の如く貧困せざるなり、墮落せざるなり、彼等の多數は尤も平均せる生活に富み尤も平和の社會を有し、尙ほ國民的勢力を存せり、

兩班の中人に於ける常民と只た一步の相違あるのみ、中人は兩班に對して、固より下級者たれば、彼等は常に政治的劣等、社會的劣者として待遇せらるゝのみならず中人は科擧に應ずるの資格あるも、堂上より進むこと能はざり、彼等の子女は兩班の妾として收納せられ中人の子弟は兩班の間に並立すること能はざり、然れども彼等の中には歴史上名門の子孫なりと稱し、或は王族の裔ありとし、陰然勢力を有するものなきにしもあらず、彼の現學部協辦高永喜の如きは高勾麗の王族として、中人の族長として、久しく漢城に勢力ありしものなり、

一昨年政治革新以來社會的變革の結果は、中人に及ぼし、中人の子弟にして志を得るもの少からず、亦た往昔の如く階級政治の關門なきに至りしを以て、今後彼等の中より要路に當るの人材を見るに至るべし、朝鮮の中等階級は世の中等種族と稱するものと異なり、中等の職務を爲すもの、一階級と言ふべし、全く人爲の手段より起したる一階級あるを以て中人の勢力は半島の社會上には未だ著しき影況を見ず、

常 民

常民に非ず臣民なり——常民の種類——政治上の無能力——社會の下級——其特例——近世の傾向——
 移住——内亂——プランタン——盜賊の進化——馬夫——賃商及稼商

漢城の一市民は曾て余に謂つて曰く、吾儕は不幸なるはなし、官吏と爲ること能はざり、一世の間、富貴を解すること能はず、兩班の下には服従せられ、口舌を以て輕侮せられ、覽禍を従ふの道なく、不平あれども訴ふるところなく、家屋は制限せられ、美衣禮冠を袖

ひること能はず、夜は家戸を出づるを禁せられ、功名の念なく、遠くへさ慾望を行ふこと能はず、一代の間、虫の如く死を送くりて死するのみ、而かも死してすら墳墓の好士を得ること能はず。

朝鮮の常民と稱する一階級は、世界に於て極めて不幸の人民にして、アフリカに於ける奴隷の如く、印度のシトラの如く、寧ろ奴隷を去ること遠からず、彼等は如何なる正理あるも、之を貴族に向つて反訴するの道なく、如何なる才能あるも、政權を得るの權なく、社會の下層に於て制限せられ、納税者としては刻政の下に苦しみ、國家に附して絶望の民となり、衣食に失望の民となり、時勢に向つて沈黙の民となり、王室に附して木石の民となり、外難に際しては苦役せられ、信仰は冷淡となり、文學は知るの使なく、世に對しては最大の義務者たるも最少の權利を得るものなく、最悪の慾望者には其の供給者となり、最近の快樂は之を知りて之を行ふこと能はず、人生の希望は茲に杜塞せられて、隱密の民となり、厭世の民となり、悲觀者となり、沈鬱なる不平者となり、國ありと雖も國民の權なく、幽鬱、厭世、遂に國民的の生産を爲すあからしむ、半島を以て若し小國民ありとするも彼等は國民に非ざるなり、貴族の罪惡を負擔し國政亂階の義務者となる、如何そ國興らんとするも得べけんや。

此の不幸なる階級者は東洋古國の通性たる重農主義によりて、其の不平衡を救ふの道なきにしもあらずと雖も、半島の常民は農民たると商民たるとを問はず、貴族は屈從せられ、社會に沈埋せらるゝに至りては一なり、世に稱して常民と謂ふものは、曰く農、曰く商、曰く工、曰く白丁、是れなり、白丁は常民の下明に立てる社會の賤民なりと雖も、奴隷と異にするところあり、白丁は非人穢多と均しく外人の歸化せるもの、若くは常民にして生産の道を失せるもの、退取せるものなり、農は之を商と比すれば社交上好位地を有するが如きも、其の政治的直接的苦役を受くるの不幸あり、商は生産を得ることあるも、社會の特典に預かることなし、要するも專政國封建國に通有する被治者としては農商一なり。

是等常民は東方國民の唯一の希望たる科擧に應ずること能はざるを以て、固より政事に預かるの道なし、百万の家産を賄して、一官位を得るゝ著大の功勳を立てるに非ざれば、政治者たること能はざるを以て、政治に於ては全く被治者たり、希望なき人民は進歩せず、朝鮮の常民が往古より沈滞振はざる知るべきのみ、タトヒ不正の手段によりて官位を得ることも、其の消費を償ひ得る高位を得ること能はず、高位を得ることあるも、固より政權を得るの道なし、政治上に於て彼等は一の墳墓なり、從て國民の多數は一の骸骨のみ。

社會に於ては彼等は苛刻の制限を甘受せり、其衣服は寬袖と絹を用ひて能はせ、其家屋は外門を置くこと能はず、客室を設くこと能はず、如何に財あるも奥行五間を越ゆること能はず、彼等は上級者に對して固より絶對の尊語を使用せざる可らず、彼等は烏冠を被ること能はず、墳土を美麗にすること能はず、眼鏡を用ゆること能はず、橋車に乗すること能はず、漢城に於て彼等は夜行すること能はず、郷校に學ぶこと能はず、官吏及上級者の強制に反抗すること能はず、彼等は生活、言語、交通、衣食、人生必要の上に制限せられたるを見れば、彼等は服従せられんか爲めに生れたりと云ふべし、社會の一員として一の動物たるのみ、

この如き束縛は中央專政にして、而かも王權擅政の邦國には固より普通の階級法なりと雖も、王室の零凋今日の如く、貴族の墮落今日の如く、而かも世界列國と相交通するに至れば、階級制度が自ら乱れるは自然の傾向あり、朝鮮の如きも亦た此の傾向を生ずるに至れり、彼等は王室及貴族が生活上の困厄を迫るに従ひ、收賄の効力著大の効を爲すを見て、往々政治的厭抑、社會的苦難を避くの便法となすのみならず、彼が階級制度に抵抗し、破格の權利を得る唯一の武器たることを自覺し來れり、

余會て忠清道漢城の領の一小邑に於て同く當地に一富家あり、漢城郡守は部下の小吏、

(爾前と云ふ)を遣はし某に千貫を郡守に望むべきを分令せり、理由なき強行に反求するの道なかりしが某は偶公州監司に一面の交誼あるを以て、監司に百貫の賄賂を以て郡守が千貫の收領を禁制せんことを請ひしが、監司は喜びて之を諾し直に漢城郡守に問て其不法の收賂を譴責し、若し之に従はざる時は中央政部に上申すべきを以てせり、郡守は上官の命令と免職の憂あるを以て富豪某の財産取押を中止したり、この如く政治上、社會上無能力者たる常民が、不當の抑壓を避くるの便法は只た一つの賄賂あるのみ、彼等、自個の身体保護、財産保有の生命として賄賂を行ふのみならず、更に進んで官吏となり、社會の治者たらんと欲するに當りては、亦た賄賂を以てせり、貴族社會の困難ある自ら好むで收賄せざる可らざるを以てせり、破格の常民、特權ある常民を生せるに至る、昨秋、景福宮財費に窮せしや賣官の弊風起り王室は、献金の多少によりまた數日間の官職を以てせり、朝鮮の國法に於ては一日たりとも已に官職を得たる以上は社會の公權を有するを以て今日迄、下級の煩苦を受けたる常民の富者は争つて献金せしも自然の傾向と云ふべし、彼等は惡徳を以て特例を得ることを得たるも、常民の一斑は年々、政府の收斂甚だしく、不生産動物(貨物族)漸く田舎へ轉入し、而して山間の草賊、平野の公盜、三南の東徒等が、濫世に乗し、大義名分を假りて城邑村落を荒掠せるが爲めに、生活の安全を得ること能は

す村落より村落、村落より都邑に移住すること盛にして、毫も多少の平和を保つ得るの場所たらしめば、良民の移集轉下せること水の下に流るゝが如く滔々として禦く可らざるものあり、(村落篇對照)

社會の上級者が國政の世話する能はず、實力によりて政治の集統を得ざるに當りて、實力を以てすら爲すに忍びざるの收斂を行はんとするを以て、常民最後の反抗を知らざるを得ず、内亂は其の最後の手段なり、

固より内亂其もの中には必しも單一の事請によりて、生ずるものに非ず之れが類すれば曰く地方行政并に中央政府に失意せるもの、曰く單に收領の法案より怨恨を持せるもの、曰く課税を免れんか爲にするまで、曰く衣食を求るもの、是等は必しも悉く常民者、非ずと雖も其大部分は常民より起れるものにして、その國事の非を匡正せんとする有志者あるものは千万人中一二のみ、彼の一昨全州の野に白馬に跨り、黃巾を被り、三南の山河に一王國を建てんとしたる梁山伯裏の豪傑全鳳準の如きは亦た見る可からず、

彼の失意者の中には中央乃至地方官廳に於て地位を失ひ或は忠を得ずして田舎に入る「破れ貴族」あり、此等久しく上級者の厭抑に苦しみつゝある常民を煽動し、常民も亦た上級者に復仇する最好の手段として之を腕力に訴へて、行く／＼財産を掠奪し、官廳を破りて

天下に横行す、曾て東學の亂を起して南方の野に出てたるもの、中には革命の星の如く、光輝赫々たる亂世の雄者あり、治世の能者あり、必しも尋常、馬夫、惡徒、浪人の群にあらざ、去れば政府の失威と失政と轉た積聚するに當りて恰かも大河、門戸を開きたるが如く、天下の亂を好むものをして、烏合雲集せしむ、今春三月より、三南より北西の到處、或は斷髮の令せりと稱し王妃の殺害者を復仇せりと稱すと雖其實、社會の下級者が上級者に最後の反抗を試みたるに過ぎず、思ふに半島の内は半島の亡滅に至る迄休することなかるべし、民亂の實に下級者の噴火なり、

中央政府が今日の如くに失政の極に至らず、亦た失權せざるの日に於て、世に「プランタン」と稱する公盜ありき洋人之を稱して Highway men と云へり、そは往々山嶺の密樹に據り、丘陵の閑地に於て、旅客の賊を掠むればなり此の不良の公盜は宛然梁山伯の豪傑等が人の財を掠むが如く、群を爲して、山間の閑邑を荒らし、遠地の村落を掠めて、衣食の快樂を盡すに過ぎず、元と是れ邊邑の小盜ありと雖も社會の秩序亂れ、政府の威力行はれざると共に曩きの草賊は山村邊邑を掠むの草賊とあり、遂には今日の亂民となり、半島に於ける盜賊の進化は社會の秩序の退化と平行したるものと云ふべし、盜賊の進化は余は半島に於て始めて始めて之を見る、

此の草賊の外、社會の危険は常民の一種たる馬夫によりて誘行せらる、馬夫とは我馬方と同稱すれども又た別に官府の遞釋の役を爲すを以て馬夫の名稱は社會の二級を爲せり、馬夫は常民中の賤種にして平生交通は運搬の業を爲すものあるが彼等は下層人種の通有なる、争權、賭博、酒飲を有し、一日得るところのものは一日之を消費し、偶窮して衣食に苦しむに至れば旅客を赫かし錢を貪るを事とせり、これ朝鮮に於て吾人か其の掠奪を聞くところあり、彼等も亦た始めは錢を貪りて酒に酔ふ風流を喜ぶ無頼の群漢たりしも、社會の動亂、無政府の世に渦入せらるゝに従ひ、遂には小盜より暴民の仲間に移するに至る、馬夫も亦た社會の墳火と言ふべし、

近世の亂民と稱するもの、中には草賊より進化せるものもあり、馬夫より來れるものあり亦た裸商負商より轉入せるものもあり此の負商裸商は朝鮮に於ては社會問題の一として講究すべき便あるを以て少しく説かしめよ、蓋し此の商人は大隈君攝政の世に團結せしめたる商兵組織にして、平時は商民として行商し、事あれば兵戈を取るの目的より組織せられしも近世に至りては全く混合し今や其の多くは亂民に化入せり、
會て閔永駿執權の世、内務府の下に惠商公局を設け此の商兵團體を組織せり、當時壯衛使李鐘健、總禦使韓圭高之れが長官にして其徒亦堂上たりき、長官を所任と稱し、其下に八

道に班首ありて統御し、班首の下に接長あり、接長の下に聽首あり、その下に明查長あり總數二万と云へり、政府はこの多數の商兵によりて民亂を防禦し且つ營利として收納せり負商裸商其辭義の如く木器土器、銅器鐵を負ふて行商するものを負商とし、雜貨を裸中に包入して行商するを裸商と云ふ、彼等は政府より特權を得たる商人にして一言せば政府が組織せる内地行商國体なり、而して一昨、政府革新と共に之を廢し、爾來、政府の失政と共に彼等は行商より漸く亂民の間に轉入しつゝあり、會て自家防禦の爲めに組織したるものは今や却つて我を攻犯せるものと化し、商兵も亦た社會の洪水より、之を要するも今や常民の大半は生産の保護なきが爲めに、亂民とする、其の亂民は社會の大沙漠に於て、草賊、馬夫、商兵等より産出するに至れり、若し夫れ亂るる無政府の世に於て常民が狂舞亂踴せる暗黒の光景に至りては吾人か容易に説き盡すところにあらざるなり、

奴 隸

箕子の世と奴隸——軍隊使役——増殖——逃亡及其禁制——賣買——公賤と私賤——賞罰の法則——官府の奴隸——賣婦人婢に編入せられたる例——解放論——傾向——奴隸より雇人

奴隸は征服の結果なりとば東西一致せる定説なるに似たり、半島の奴隸も亦た征服により

て出でたり、箕子祖國を去りて、遼東より朝鮮半島の西部を領し、子孫四十世王臨せしと雖も當時宗荆、東胡の諸種族は已に部落を爲し、群を爲し、漂泊放逸水艸を追ふて棲息し嚴法によるも尙ほ御治すること能はざりしを以て、遂に法治し難き部落を没して奴と婢を制し能はざる男女を奴婢とせり、一言せば大陸人種の制法を服せざるものを奴隷とせし或は征服せる敵賊を奴隷となしたるに似たり、箕子朝鮮に封せられてより爲民隸禁、八條相盜者男役入爲其家奴、女爲婢、欲自贖者五十萬口、かれ少しく過大に似たりしと雖も蠻民無治の邦に於て堯舜の政治を行ふ能はざる遂に嚴制を以て統治したるを見るべし、松窩雜記に奴隷の起原を記せり曰く

上畧然箕子以三仁之聖、自中國而來、立中國所無之法、豈無所以然哉、蓋東方山形地勢迂曲而險阻、人心習尙剛儉而巧黠莫肯從令、反視難制、非可朝令而反禁亦不可草薙、而懲惡盜賊賦之類、沒爲其家奴隸奴婢下畧

と山谷は潜匿し、河畔に漂泊したるタータス蠻族が容易に漢族の政治に服従せざるや遂に漢族の武力に屈して奴隷とある、

半島の西部に於てハタータスと漢族との小争諍絶えざるに當りて東南に於ては三韓鼎立の争亂によりて動搖し、勝ては部落を亡ぼし家口を捕虜して還り、之を凱旋の證としては寧ろ

土地の征服よりも、家族を掠めて之を奴隷となして苦役に従はしめたるもの、如し、然れども南方の諸國は元と是れ同族の争にして、家は虜掠の如きは寧ろ不服の民を御するの政略よりも人々稀薄の地に充てんが爲めに起原せるもの、如し、新羅統一し、高句麗と相角逐するに至りて部落の掠奪、生口の虜還は唯一の戦利品として勝者に侵入せられりと共に奴隷の増加せること甚しく高麗の上世に於ては、公賤(官奴婢)六十萬、私賤、二十六萬口と稱するに至り、奴隷の争擾起り、逃亡行はれ亦た、解放論の呼唱せられたるに至れり、高麗に至りて奴隷を以て北方の屯田と邊邑の武備に使役したりしも、逃亡の弊甚しく遂に武力を訴へて不穩の形勢を起さんとせしを以て、直ちに之を廢して官府各地方に分配したり、當時軍役に用ひたる奴隷の數公賤十五萬私賤四十萬なりしと、余以爲らく當時の公賤は古來より慣用せる征服の結果により、公賤は多くは當時權臣勢家の臣下にして所謂買賣のみにより依らざりしを知るべし

官奴婢の増減は李朝に至る迄著しく増加せざりしと雖も私賤の賣買は益行はれ、貴族の家邸は互に多くの奴婢を使役し恰かも封建大名が武術の臣下を蓄ふが如く彼等は多數の使役を以て其富強と權勢を競ふに至れり、朝鮮に於て貴族は富族の下に一定の臣屬なし、奴隷は實に臣下の用を爲せり、是等の風習は今日に至る迄殘存し彼の閔泳駿の如きは好隸に屬

して二百と言へり、

奴隸の増加と共に逃亡者も増加せり。寛慢ある亂雜なき城邑より村邑は彼の逃亡者を以て良民として黙容し、不規則なる社會、粗末なる法制は一たび逃亡し去れば多くは良民と變ざるを以て、奴隸に對して政府が殊に幾多の法制を設けたるは逃亡の禁制法なりき、この禁制法として官奴にして逃亡したるものを捕ふるや、邊境の地に苦役し或は公私奴婢三度逃亡之者級面還主と云ふが如くなりしにも拘らず、逃亡の風は制すること能はざりき、奴隸は往古の世に於て戰利品として收容せられたるにも拘らず、近世に至りては司法上の罪人より沒收せしもの多く、私賤の如きは全く市場の皆物にして賣買せられたり、高麗の末に於ては奴婢の市價は一馬と三口の交換なりしと云へば奴婢相場の下落したるを知る可く、亦た如何に賣買の盛なりしかを見るべし、李朝中世殊に我征韓後に於ては一國殆むど荒廢に委し、政府も人民も尤も窮困せしを以て賣買の盛なりしが爲めに牛と奴婢十口と交換せらるゝに至れり、當時の議說政柳成龍の上奏よれば奴婢は良民となりて衣食の窮、收斂に虐待せられんよりは却つて奴婢の安樂するを希望したりしを以て一時私賤と公賤とを以て充實するに至り、經濟上不利として解放論を主張するに至れり、近時に至り賣買は官制により、年十六以上五十以下價堵貨、四千張(張は枚數)十五以下五十以上三千張と定

めたるにも拘らず、時の市價常に變動し、漢城近時の市價によれば三百兩より六百兩の間に上下せり、

奴隸は野蠻の遺物にして、今尙は亞弗利加が蠻地に賣買せらるゝと云ふ果して朝鮮半島に於ける奴隸の賣買は曾て幾多の解放論者起れるに拘らず今尙は存すと云ふに至りて誰れか驚かざるを得んや、

奴隸に公賤、私賤の區別あり、公賤とは政府の使役せる奴婢を云ひ、私賤とは西班牙人等が私復せる奴隸なり、公賤は曾て戰利品、財物、として強者が弱者より奪掠せしものにして因より子々孫々世襲たり、近世に至り政府は司法上の刑事的に利用し、沒入して奴婢となすことあり、私賤は曩きの所謂賣買によりて或は世襲に購入せるあり、或は一代にして止り、或は年期にして放つ、

政府は公私奴婢に關して諸般の法律を設けたり、掌隸院は奴婢に關する行政及司法の官府にして、公賤は三年毎に其の逃亡、査罰、統計を發表上申するの職務あり、朝鮮の憲法とも云ふべき大典會通によれば公私賤の罰則として、

公賤而流亡避爲僧尼、狀一百狀、

公私賤及官屬背本主大官投托內需司者限、己身後爲邊邑官奴、

免賤後、作妾卒蓄者置賤、凡買賣奴婢告官、私和買賣者其奴賤及價物並沒官、

と云ふべき單簡ある罰則に止り概して奴隸處分は寛容せしもの、如し、其奴隸の特典とし

軍功納粟、免賤、免役、免貢、非啓公文勿施、告三十日以上漏逃者、公賤免賤、私賤以公賤代給免賤、

奴婢所生六口實役者、其父母俱是公賤則免、一口三口實役者免濫、

是等賞罰の法則は近世社書の動亂と、政治の濫雜なるか爲めに、逃亡の弊甚しく、其の法則を施行するの時機は甚た稀なり、公賤の如きは三十年前に至る迄、一定の數ありて使役せるもの、如し、官典によれば

各官府差備奴隸之數

宗親府	十	跟隨好	五六二	合計	五六二
議政府	二四		三六		六〇
吏曹	十二		十七		二九
差備奴					

戶曹	十七	二〇	三七
禮曹	一五	一七	三二
兵曹	六九	三三	九一
刑曹	一五	三二	三七
工曹	一四	一七	三一
漢城府	十一	一五	二六
承政院	九	十八	二七
弘文館	十一	二一	三一
成均館	三八	一五	五三
其兵節度侯鎮各	二〇〇	(八箇處)	一六〇〇
水軍	一二〇	(四箇處)	四八〇
府	六〇〇	(二十三府)	一三八〇〇
郡	一五〇		一二〇〇〇
縣	一〇〇		二〇〇〇〇
屬縣	四〇		二〇〇〇
			二〇七

二〇八

六九〇

二〇〇

五万七千九百九十四人

府卿校

三〇

大都護照牧枝牧

二五

總計

是れ只だ宮文上、規定せしものよして、其の實は數倍の増額あり、官内に於ける奴婢、邊邑の各鎮各驛に使役せるの數亦た多し思ふに高麗の世官奴四十萬口と稱せしものよりは、大に減少せしに相違ありしと雖も、亦た私賤は却つて往古より増加せしもの、如し、官典に記入せざる公婢亦た其の數に應ず、余輩屢見聞す、朝鮮に於て罰刑に處せられたるもの、妻女は官婢に没入せられ、之を各地方に分配せり、往々半島の田舎を旅し、官府に數多の妾婦を畜へ、或は酒宴の輩を取り、歌舞を爲すものあり、就て聞くは其の昔しは某兩班の妻女なり、其閥族の關門ありしと、一たび没入せられてより、地方官吏の妾となり、全く人倫を汚がし、娼婦として使役せらるゝに至る、往々此等官婢の美貌あるものは妾として別一家を作くり、或は酒幕の主婦となり、地方官吏の妾宅に充てよるものあり若し夫れ朝鮮通弊なる淫亂の甚だしきに至りては、官婢の内情は私淫汚穢の醜行獸慾に盛にして堂々貴紳の令嬢にして一旦没せられて官婢となるや、醜然として幾多の官吏と接し、遂に耻づべきに至る半島の内地を旅行せしもの、往々貴婦人墮落の光景を目撃することあり往年金玉

〇

均の妻子が没せられて忠清某府の官婢となれるが如きは極めて悲惨の例なりとす、然れども以上論記せる奴隸の如きも、遂に革新せざらんや、朝鮮の如きも古來亦た其の蠻制を痛嘆し、屢解放論を吹動せしもの少からざりき、或以て財政上數多の奴隸を蓄ふは、經濟上不利益なりとし之を解放せんとせる抑成就の如きものあり、或は人倫の道に非ずとみし儒教の大法に背くものありとせしものあり其言に曰く、

我國以奴婢爲財、夫人者同、豈有人以人爲財之理哉、古者舊國之富、數馬以對、是雖天子諸侯只爲理人之任而未嘗以人已爲財物也、今本國之俗則問人之富、必以奴婢田地爲言亦可兒其俗之非而俗之疽、

又た高麗恭讓土の時郎舍人等上疏曰

奴婢雖賊、亦天民也、例論財物恬然買賣、或以牛馬易之、一匹之馬二三口、猶未足償則以牛馬重於人希也、云々

之を要するに高麗の世は奴婢尤多く其の邊邑の苦役、貴紳の畜隸甚たしきと一方には佛教の慈悲的感化深く王室に及ぼしたるを以て、奴隸禁制論の行はれたる知るべし、然れども解放論は、今日に至るまで未だ國法によりて規定せられ依然として貨物として市場よ上の余風今尙ほ存せり、

都城

部落より都城——城柵——産業發達——行政區劃——貨幣と英雄——收税目的物件——郡縣の名。封建の實——二十三府——城邑の衰亡——惡政——内亂の荒蕪——遊民——衰亡骸骨——官衙——古城壁——王牌所と郷校——碑徳碑の行列——人口減退

半嶋を横斷せる白頭山系は、糸の如くに分脈交叉し、河水其の間より流下し、自然の境界の密接多岐にして、地形の中心諸々に分在し、山骨、河身を以て形成す、されば其の南北の人族半島に來り、互に雄を争ふに當りて家族的封畫の形勢起れり、

東南に於ては大加羅の六部あり、金官國其の中心となる、洛東江南の都城、羅州、尙州、高麗、咸安、金官、晉州等の諸城は當時より已に有立せり、江東に於ては新羅の六封己に家族の集合とあり、慶州は九百九十四年の大都として繁榮を極め、周圍の諸州己に留立せり、西に於ては鴨綠江河畔の楚山は扶余南下の第一寰にして大同江頭の平壤は箕族國都以來の大城たり、寧邊は高句麗の中原となり、成川府亦た松讓國の都邑たり、中部に於ては南北兩人種か一消長に従ひ、防的禦の關口として開城府は百濟の世己に退没せられ、後ち高麗四百年の大都とある、その百濟全盛の初より稷山は、温詐の建國地にして、漢城府、

廣州は武を争ふの地ありき、南に於ては箕子の南下するや、先づ錦江の益山に於て家族の基點を定めて簇衆の繁殖を計る、東北に於ては靚國の故都、春川、穢國の首府江陵は二國の建都にして、赫程の一族は豆滿江を涉りて、咸興の野に集り、咸興はその世より興れり、族長國互に雄を争ふに至りて都城の盛衰を定りなかりしと雖も、新羅の膨脹するや、洛東江の兩岸より三南の間には已に幾多の城邑存在し、高句麗の強盛に至りて、西北の都城建設せられたり、始めに家族の集合より發達し、防禦の好地は新たに城内を設け之に戦を争ふに至れり、部落より部落に分立し小族長國之に成立し、武力強大の大族長に附隨したる恰かも聯邦組織の如きものあり、故に朝鮮の都城には各都城あり、公州、金州、慶州、廣州、開城、平壤、各建國央と共其の成立を異にせりと雖も、其の初は小族長國の分立せるに過ぎき、其往昔の情態を見るに、恰かも一大効野の各面より移住せる族民が互に都城を作り、遂に其の交界線に至りて、互に角逐武を争ひしが如し、

族長國、漸く開展せらるゝに至りて、交界線密接となり、嚴格となり、交界線に至りて併呑の欲望互に衝突し争闘す、天然の惠與多きところ、天然の區寰好勢なるところ、南北兩族の争點たるころ、生存競争の盛なるころよ於て都城尤多く成立せしもの、如し、東方に於ては洛東江畔あり、南に於ては錦江河畔の平野あり、西北に於ては大同江畔あり、

漢江河畔あり、日本海岸に於ては咸興の野あり、分國と建都とは、自ら相伴ふて建立せられたり、

族長小國の世より、寇掠防禦の必要生じ、塞柵を作りしが其統一の世に至りて、城柵の造築一變し、外部侵犯の防禦必要となり、塞柵より城壁となり、新羅亡びて、高麗の世に至り、西北には蒙古、契丹蠻族の侵略あり、西には大陸各朝の征侵あり、東南に日本の侵略あり外難漸く多事とあるに従ひ、城塞を諸々に設置せられ、開城府より義州間に於ては平山の太白城、黃州の棘城、平壤 守備、鴨綠江の二十四間、十二塞六鎮は、西北の防禦たり、東南海岸の諸城多くは倭寇より治まり國防の必要と共に官府を置き、城柵を設けたり、李望に至りて日本の侵入あり、清人の征略あり、内地防備となり、都邑と城壁とは内外防禦の爲めに益増築せらるゝ内に於ては草賊、謀叛の變あり、外に附して侵略の恐あり、朝鮮に於て都邑にして城壁の設なきところ甚だ稀なり、草賊の寇掠叛謀の舉外難の難は客族の産なり、

朝鮮城壁は河に臨み、山に據り多くは自然の要所に天險を利して高壁を環圍せるに過ぎず城樓なく、層城なく、一條の石壁を以て環らすのみ、固より築城の幼稚にして僅か草賊古代の對抗の世より一喻して來れるのみ、若し其れ單に産業上の中心とありて發達せし城

邑なきしもあらず、之れ世に所謂市場と稱せらるべきものなり、譬へば忠清の平野に於ては安城、屯浦の如き、遷江に於ける江景、郡山の如き、東に於て馬山の如き、北に於て元山の如きもの是也、更らに詳言せば大豆、木綿、麻布、煙艸、油の生産地として平壤黃洲の如き、人蔘産地として開城の如き、米穀、牛皮、紙、木綿の産地として屯浦、全洲羅洲の如き、麻布米穀の産地として洛東江畔一帶の城邑の如き、北方に於て咸興及元山が化洲の集點たるが如き、慶尙道の大邱に於ける、全羅道の全洲に於ける、忠清道の公洲、江景に於ける、牙山灣の屯浦に於ける、清韓陸上貿易場として義洲の如きは、半島の商業地即一大市場として今後發達すべきところあり、

人口の増殖は生産の集地に傾向するは、各國自然の發達なり、朝鮮に於ても亦た古來の政治的發達の城邑が漸く衰退して産業的市邑の發達せるは争ふ可らざるの傾向あり、

朝鮮に於ては殆んど市邑なし、如何に零落せる都城も、一部の都會たり、國に City にあらずして Capital あり、政治的城邑ありて、産業的市府少し、之を要するに半島の都城は封建の都會なり、

三年前迄李朝の官典に定めたる八道の行政區劃を見るに、如何に其の繁多にして無用の制なるかを知る、

京畿道

觀察使 牧

漢城府 水原

開城

廣州

江華驪州

陽州

城州

都護府

富平

高陽

利川

仁川

長湍

通津

喬桐

竹山

郡

楊根

安山

朔寧

安城

麻田

高陽

金浦

交河

加平

永平

縣

龍仁

振威

陽川

砥平

抱川

積城

米川

漣川

陰竹

揚城

忠清道

觀察使區 牧

分州 洪州

清州

忠州

都護府

清風

郡

林川

丹陽

泰安

韓山

舒川

沃川

天安

湍山

塊山

沃川

溫陽

縣

文義

鴻山

堤川

平澤

稷山

懷仁

定山

青陽

延豐

陰城

清安

觀察使

慶尙道

府

牧

郡

縣

牙 青 黃 永 永 越 全 木 禮 新 野
 山 山 澗 同 春 岐 義 川 山 胃 津

德 報 大
 山 恩 興

海 保 結 鎮 藍 庇 石 扶 魯 連 鎮 懷 思
 美 寧 城 川 浦 仁 城 余 城 山 岑 德 津

大邱 慶州

安東 昌原 金海 寧海 密陽 善山 青松 蔚山 東萊 巨濟 居昌 河東 仁同

尙州 晉州 星州

陝川 卿溪 清道 永川 醴泉 榮川 興海 梁山 咸安 金山 豐基 昆陽 咸陽

盈德 慶山 固城 義城 南海 開寧 三嘉 安寧 河陽 龍宮 奉化 清河 玄陽 清原 鎮海 真風 山清 丹城 軍城 比安 義興 新寧 禮安 長鬚 山安 昌寧

觀察使

全州

全羅道

順興 漆谷 羅州 濟州 光州 綾州

南原 長興 順天 潭陽 礪山 長城 茂朱

寶城 益山 古阜 靈巖 靈光 珍島 淳昌 錦山

昌平 臨坡 金頃 光陽 咸悅 咸平 玉果 泰仁

龍潭 萬頃 金溝 龍安 扶女 康津 高山 沃溪

四川 機張 熊川 慈仁 英陽

珍山
 金堤
 大靜
 旌義
 南平
 井邑
 朱長
 求禮
 雲峯
 長水
 同福
 興陽
 與德
 高敞
 務安
 谷城
 任實
 鎮安
 和順
 海南

觀察使
 黃海道
 府
 郡
 縣

黃州
 延安
 鳳山
 新安
 新溪
 文化
 松禾
 栗

豐川
 逐安
 白川
 信川
 金川
 豐川
 谷山
 白川
 信川
 金川
 兔山
 長淵

觀察使
 江原道
 府
 郡
 縣

原淵
 淮陽
 平海
 金州
 洪川
 江陵
 襄陽
 通川
 蔚珍
 楊口
 春別
 鐵原
 旌善
 歙谷
 三陟
 高城
 平康
 寧越
 杆城
 金化
 伊川
 咸鏡道

觀察使
咸興
——
吉州牧

定德北富慶穗鐘書慶鏡安永
平源青寧興城城寧源城邊興府

洪文
原川郡
——
洪原縣
利原

三三

平安道

觀察使
平壤
——
安州牧
義州

原長明茂瑞三甲
明津川山川水山

成昌江寧
川城界邊府

嘉价德祥
山川川原郡

三甌永龍
登山柔岡縣

三三

朔州	郭山	順安
肅川	順川	江西
龜城	熙川	陽德
中和	碧潼	孟山
慈山	靈山	秦川
宣川	特川	江東
鐵山	渭原	般山
龍川	寧遠	
楚山		
三和		
咸從		

この行政區劃は多數の變化を經過せしものと雖も、其の大体の配置元來の精神に至ては差異なかるべし、而して官制上の都城を一見せずば官位順序の井然として定めたるにも拘らず、

ず、行政區劃の亂雜あること驚くに堪えたり 一道は十余の府區あるに其下級の縣區は一
 二に過ぎざるあり、或は縣郡區數余りありて區足らざれり、咸鏡道は十八府ありて其の下
 には二郡二縣に過ぎざるあり、黃海道は六府ありて七郡あり、余輩往内地を往來し、地方
 行政區劃を見るに、領縣にして州領より大なるあり、府にして郡區より人口少きところあ
 り、郡區羅列して一縣なきところあり、飛地ありと稱して數十里の他領に一小官領せるあ
 り、形勢の地位にあり、繁華の市邑あるも亦た一村一村落の名稱も過ぎざるところあり、依つ
 て之を考ふるに、朝鮮に於ける郡縣制なるものは全く虚名にして、其實府、牧、務、郡縣
 の階級は官位の高下を意味するの外、行政管割には何等の關係なきを知る、州府を統一し
 府の下に郡あり、郡の下に縣あり、地形によりて分配し、區劃によりて級々行政の統一を
 計るは、郡縣制度の眼目なるにも拘らず、朝鮮に於ては府縣の名稱は單一に官内の高下を
 表はすの外、行政上何等の關係なし、地方行政の目的は行政區劃によりて決定す、今其
 れ下内にして上内區劃よりも廣大ならしめ、若しくは數多の内區を置いて地方政治の務を
 爲さんどす實に至難と云ふべし、去ら乍ら茲に至らしめたるものは勢然らざるを得ざるも
 のあり、

朝鮮は世界に比類なき、尤も奇異なる典例を留めたり、英雄の勳を追賞し、高德君子、學

者の産出を稱するか爲めに、其故郷に特典を加へたり、されば英雄を産みたる土地は、其の山村閑邑ありるゝ拘らざ、朝鮮王室は其英雄を生産したる光榮を世に示さんか爲めに、或は邑より一躍して郡となり、府となることあり、光輝ある英雄、緒々たる功臣を産むは恰かも沙漠に井水を見出し、荊谷に金鑽を發見せしが如く、其功德の余波よりて忽ちにして堂々たる官衙出で、數多の官吏來り、城邑となる、半島の山川、涼爽として英雄稱し出づ、國家が其の産物に與ふるは榮典を以てするは社會の變則として不可なきに非ざれば若し國家の大難に當り、城民にして國事に冷淡にして、叛謀に與みし、外部に伏せるか如きあらば政府は之を罰するに其地の位置を貶し或は州より左遷せられて郡となり、府より弟落して村邑となるに至る、かゝる例證は我壬辰の後に於て、半島政府が我軍に降れる城邑を罰して邑とせし、功なき府使を罰して更らに之れを縣區に左遷せらるが如き、恰かも其の土地を賞罰するに官位の高下を爲するが如き地方政治の存立せざるを知る固より郡縣の各ありて、行政の目的なきを知るべし、

往古より其の家動によりて世々連續せる貴族の郷貫の、彼等祖先が國事の功勞者なりとなし、而かも世々の貴族をして名門の各分体面を保存せんが爲め、蕭條たる一小邑も尙ほ牧、府の行政高級に置かれたるものあり、三南にありては李朝建立に功ありし建國の貴族多

く、而かも新羅以來の家門閥多きが爲めに郷貫行區政劃の混雜甚だし、名領縣混入し、廣きあり、狭きあり境界の不便なるあり、飛地の散在するあり、固より曾て始よりして行政上の目的なきに只だ家閥と人物によりて行政區劃を變更するに至りては、地方政治の曾て存在せざるを知るべきのみ、李朝太祖の、祖先の地が金州たるの故を以て、統を多くの始め金州府をして、留守の高級に上らしめ、北人の專横を慮かり北方の行政區劃を滅下して西東南の郷貫移轉を爲さしめたり、

封建の世に於ては英雄の功勳の賞するに土地を分與管領せしむと雖も朝鮮に於ては其卿貫は行政高級陞せられるも功勳者は郷貫を領せるに非されば城民は固より何等の關係を生じたるに非ざ、只だ掌る却つて遊食の家族を増加し、苛政に專なる官吏の棲家とありて、零落し、曩きの榮典は不生産的動物を養育するの宣告狀たるのみ、余一昨春内地に往來し英雄の郷貫を見て殆むどの諸地を過ぎ巷閭漫に退廢せざるなきを見て深く其原由するものを悲む、ロウエル氏其著「朝鮮」に貴族を以て一定の城邑を有し土地を占領し其領下には數多の臣下を有するが如くにしたるは誤謬あり、

朝鮮に於ては地方の行政と稱すべきものなし、行政法なきに非ず、政法なきなり、政治なきに非ず政務者なきあり、彼の觀察使と云ひ、府使郡守縣監等は就任の初めより私利の利

に充つるの行務に非ざれば、中央政府が督促せる收稅事務の外、何等の經營あらざるあり
 其の官房を訪へば、軍房あり、財房あり、文房、刑房、江房あり官制の如く其の形式存せ
 ざるに非ずと雖も、行政官は士階三尺、卿茫々たる空大殘宇の一房に高枕、虎吸怖狼の如き
 小吏を指揮して、收稅軍略を講ず、客あれば詩を賦し、酒を飲み、郷黨の族門下の輩と一
 家の經營に炭々として力め而して財を懐よして去るや、愛民の族出で、頌徳の詩文作る、
 彼等が治世の政術を知る亦た狡獪奸恬なりと云ふべし、唐政の名を飾る仁政の規を以てす
 ア、半島八萬全軍の土地は唯た收稅物件として一の生命なきなり、

一道の觀察使の、其部下たる府郡縣を統理すべき職權ありと雖も、洲は府と異なり、府は
 郡と獨立し、郡守にして府使より權勢あるものあり、縣領にして洲領より廣大にして收入
 多額なるところあり、其位低にして其勢力高きあり、地方行政區劃は已に論及せしが如く
 固より階級の順序に従ひ、區域の廣狹によるに非ず、只だ中央政府及び地方行政者個人收
 入目的たるに過ぎざるを以て、各領互に獨立の關係あり彼等行政者は一小區域の長官と雖
 も、立法行政、司法の獨立權ありて一領を守りて權勢を振ふこと封建時代の諸侯に似たる
 あり、

昨夏時漢城の新政府は地方政治の革新を企圖し、八道と二十三府を分治し縣牧、府の二級

を廢して郡縣二別を其の下に置き、頗る地方行政を改革し面目を改めんとしたりと雖も、
 未だ其の緒就らざるに動亂野を捲き、擾々如何ともすべからざるに至る、昨夏吾人が論し
 たる二十三府論に曰く、

二十三府一行政區劃

朝鮮政府は數日前より切りよ地方制度變革上の閣議を盡し居りたるが昨日に至りて漸く行
 政區劃條令を發布したり是のみよては内政變革の方針は何れの點にあるや知るべからざと
 雖も朝鮮政府の政治家は繁雜なる法令を以て地方行政の要となさるべし只だ行政區劃が
 從來の官制に比して非常の進歩にして朝鮮各道地方制度の上に古今未曾有の變革を興へた
 るや疑ふ可らず、今其舊制度に比して變革したる要點を記せば

- 舊制度は各道に長官部則監督を置き其下に牧使、府使、判官、郡守、縣令、縣監を置
- きたり然れども其の區劃は殆んど歴史的因襲の外行政上、商業上、地理上の意味を有
- せざりき
- 新制度は府の下に郡制を置くのみにて、其の府の位置は領る政治上、商業上意味を有
- せり而して一道の府にして他の部分に入ることあるを以て地理上の區劃としては舊制
- 度に比しては繁雜なり

○舊制度には京城即中央政府の防禦政策として其周圍に重要な廳を置きたるが如きあり
 ○新制度は凡べてかゝる姑息の行政略を廢したり
 ○舊制度は元山、釜山、仁川の三港を整理する廳ありしが新制度は之を郡廳に合併した

り
 ○新制度には八道に入監司ありたるも新制度には二十三府廳を置けり

新制度に定めたる府の位置は如左、(府は我府縣と同じ)

- | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 漢城府(漢城) | 仁川府(濟物) | 忠州府(忠州) | 洪州府(洪州) | 公州府(公州) |
| 金州府(金州) | 南原府(南原) | 羅州府(羅州) | 濟州府(濟州) | 晉州府(晉州) |
| 東萊府(東萊) | 大邱府(大邱) | 安東府(安東) | 江陵府(江陵) | 春川府(春川) |
| 開城府(開城) | 海州府(海州) | 平壤府(平壤) | 義州府(義州) | 江界府(江界) |
| 鏡城府(鏡城) | 咸興府(咸興) | 甲山府(甲山) | | |

之を八道區劃に分別すれば

- 京畿道——漢城府、仁川府、開城府、
- 忠清道——忠州府、洪州府、公州府、
- 全羅道——全州府、南原府、羅州府、濟州府、

- 慶尙道——晉州府、東萊府、大邱府、安東府、
- 江原道——江陵府、春川府、
- 黃海道——海州府、
- 平安道——平壤府、義州府、江界府、
- 咸鏡道——鏡城府、咸興府、甲山府、

以上の區別は之を地方政治の集點地よりせば稍々行政的區劃便利を得たるが如しと雖も其の府に支配せらるべき郡制の配合に至りて或は一府にして十三四郡を兼ねたるどころあり或は二郡を越るざるところありて殆んど亦た此新制度の改革點は何處にあるかを疑はしむものあり然れども中央政府が政治上如何に府の位置を配置せしかを知るべきものり、從來朝鮮内政の變亂は常に南方人即三南人族の企圖するもの多く三韓高麗以來王室の興亡、中央政府の安危一に三南人士の謀事に依らざるはなし殊に東學の亂によりて湖南尤も猖獗を極めたり故に中央政府今日迄、全州、公州、大邱の間に全力を注ぎて鎮定の策を講じたりと雖も未だ得るところなかりき是を以て新内閣左の如くに排置せり

三 南

- 公州府(忠州府、洪州府)
- 全州府(羅州府、南原府、濟州府)
- 大邱府(晉州府、東萊

府、安東府)

關 北

春川府、江陵府、鏡城府、咸興府、甲山府、

關 西

海州府、平壤府、江界府、義州府、

中 央

開城府、漢城府、仁川府、

朝鮮に於ける内政問題は殆んど湖南問題也此の新制度にして若し能く湖南の行政を改革し得べくんば中央政府の統一も亦た亦た得るに至らん而して新内閣は更らに郵便制度を定め町村制を一定し地方行政振肅の爲めに警察權を嚴用すと云ふ然れども新制度發布の爲めに數多の官吏は免せられ、不平の徒相集り互に嘯呼するに至るべし是の時に當りて今日只だ頼むべきは朝鮮内地に於ける我兵站部のみ、朝鮮國民は皆な我か守備隊を以て九鼎大呂の如くにせり彼等皆曰く日本兵去らば國亂起らんと然らば撤兵云々の事は地方行政變革新令發布と共に斷じて爲すべからざる也

中央政府か文化永久に留むるの遠圖なく、榮華を一世に保つの時機なく、破倫、惡徳、革

命陰謀の暗黒舞臺に變遷墮落せる今日に當りて、固より地方行政者が堯舜の仁政を施すべき余力なく彼等只だ三年を期して、一家の富貴の利達を計るに過ぎざれば廣渺たる沃野を開拓するものなく、地方の農民は鋤耒を投じて亂民に群し、家族を率ゐて平和の都邑に移り、上より要するもの益増加して下之に供給するもの愈減少し、富澤の村落も岩窟の山村に移流するの己むべきに至れり、幾多の行政者の下には、無産の貴族あり、遊食の門下あり、不生産の侶側者あり、慘烈なる衰亡の光景は、官衙の扉に波打ても、長官先生獨り閑日月あり、秀麗眉の如き山峯もいつしか童禿の無風流となり好趣吟賞の亭園には長夜の宴を開くものわれども、城下の茄聲悲衰を極む、炊煙を上ぐるの民戸は日々に減少し、澤々たる水田は耕するもの漸く去り、憐むべき矮小の艸屋に獨り嚴然儀容を改め、盛觀を飾るの老翁あり、城邑の衰亡も之を絶頂となすべく、天下の惡政も之より慘なるはあかるべし、半島の古詩人、原州の古城を過ぎ嘆じて曰く俯仰江山似昔年。英雄眼力故依然西風恐薄王孫艸、盡叛徒全家水上邊。

之に加ふるに、一昨全羅の東學徒飛を起してより年々擾亂と波瀾激烈となり、當時三南の各都邑を暴らし、就中、洪州、全州、羅州以東悉く燒焦し掠奪し、蹂躪したる、慘痕未だ愈々さるに今年は又、慶尙、忠清、江原、咸鏡の間に一揆蜂の如く湧亂す、城邑を屠り、民

家を掠奪し、僅かに二守備の兵によりて鎮撫せんと欲すれども、東に應し西に起り、全村
 飢饉に迫れども救ふこと能はず、王都の附近に盜賊出没すれども制する能はず、一國一
 都一城、一邑一村、一洞、一里、無政府の荒掠に附す、佛の如き行政者も之を豺狼の群に
 比すれば生命の安全ありとなし。僅かに兵力ある都邑と、交通稀なる山村海邑とのみ、辛
 ふして小康を保てり、今日に於て半島人民が流刑の囚所たりし濟州島、遠惡島、こそ今は
 平和の土地あらむ、

されば此の衰亡と荒廢の間に殘存せる都城の骸骨につき尙ほ叙せしめよ、
 曾て城邑の盛觀を添ふたる官衙は其の築造の日に於ては碧瓦朱欄莊嚴を極め、雄麗を盡し
 たるべきも今や門戸は朽ち扉は折れ、或は布政司と記し、節度兵營と記したる額面には蛛
 巢張り、空大なる虛室には柱櫓のみ殘立し、土階の石段には艸生へ、長官の邸宅には淫穢
 の娼婦、賭博を争ふの小吏、酒宴に侍へる門下生、長官夫子獨り、擾々たる亂世の迫るを
 知らざるに似たり、
 邑を繞るの城壁は天下の險によりて、城門高く、壁厚く、壯麗たるも、年々頽壞に附した
 れば、雜洲漫々として攀ぢ、行人壁を越へて往來するに至る、黄昏此の下に逍遙せば、宛
 然行客をして古戰場に到らしむるの感きくんばあらむ、

國王の牌靈を各都城に置き、王室忠義の赤誠を表はすべきもの廟ありと雖も、廢滅朽敗、
 官民之を修葺するもの亦、余が經過せる三南の海路、關西の各都城皆な然らざるは亦し
 現王室の下に於て現王朝官吏にして現王の廟を風雨に委して、顧みざるべきの政府ならし
 めば其の亡衰せざらんとするも得べからず、而して李朝國民が尤も尊崇せる孔夫子の廟宇
 の如きも亦た然らざるはなし、

衰亡の光景斯の如くなるに彼の地方官衙の前に至れば愛民仁政の頌徳表は道傍に羅列し、
 濫政、暴政を極めたる閔詠駿の頌徳碑の如きは忠清各都城にあらざるはなし、曾て之を半
 島友人は聞く、地方官の赴任するや、先づ頌徳表税委員は成立し此委員等は苛政の收入よ
 り之を支出して頌徳の表を作ると云ふ、噫半島の人心如何に愚にして、如何に虚策に至れ
 りと雖も、天下の悪政を爲すものを以て、仁政者となし愛民者となし、而かも之を打撃し
 之を倒碎し能はざる意氣地無きに至りては、亡衰も極まれりと云ふべし、

余平壤の役に從ひ、船橋里の堤を過ぐ、道路十余町の間仁政愛民の石碑ならざるは亦く就
 中閔族の頌徳碑、壯大驕奢を極む而して、日清の戦、此の堤上に起るや彈丸雨注の焼点と
 なり殆ど倒碎せられ或は砲臺となりき、地方行政此の慘毒により、都城の人口は難散し、
 殺戮せられ、消耗し、之を四五年前に比すれば、三南に二割を割し、關西は一割、關北は

一割より二成の間にはらと云ふ。

村落

平和なる下層——村の帝王——社會主義——酒幕——市場——物品交換——兩班の客——苛政の偵察者
草賊の掠奪と亂民の遷類——空屋

擾亂せる王城、荒蕪の畿都邑、一日の政治なく上は王室より下は幾百万の生靈は、只た亡滅の墳土に近くに似たり、此の部面のみ觀望すれば、朝鮮半島は慘酸たる悲劇中に顛倒苦煩せるが如しと雖も、半島の平和は全く亡びず、耗消せんとする國勢全く落ちず、光輝ある平和と元動力とを保存せるところあり、村邑是れなり、

支那大陸を旅行せしものゝ常に東方の美俗として語れるものは、村里の自治なるにあり、淳朴なる風習、眞率ある社交、而かも威嚴ある村政が理想的獨立區域を有せるか如きを以てし東方の政府の特色たる社會道德が尙ほ村邑に存在せるは東方の一大勢力ありとす、若し此の村落にして苛政の下に下され、社會變革の波瀾に捲入せらるゝに至れば、東方帝國の血脈は滅亡すと云ふべし、余輩は社會的村政が果して永遠に存すべきや否やを容易な

く論判し能はずと雖も、支那國民が社會的優等人民として今尙ほ世界に雄飛しつゝあるは全く社會村政の教育によれる感化なりと信せ、半島の村邑も、亦た此の一事に於ては支那文化の大陸理想の好教化を受けたりと云ふべし、

朝鮮の内地に入り、村閭の間に往來し、他邦人をして注目すべきは、村落政治が齒徳ある老翁によりて教導せらるゝことなり、行政規則によれば數多の洞里を合せて面と稱し、面に風憲あり、洞里に洞長ありて村邑の統制と爲すの意ありと雖も、此の風憲洞長は全く、年高と徳宜と勞力との興宜を得たるものを面、洞全体より推撰せり、されば面洞の信任頼は彼に集り、村落一區の行政、司法、立法の全權を委任せるを以て彼は宛然、村の帝王たり、其の官位よりせば因より縣令縣監の下官たるに過ぎずと雖も、徳望、齒徳により、彼は上級長官に對して自ら獨立の体面を有せり、若し不法の制控を彼に與へんとするも、面洞の民は死を以て争ふことあり故に彼の一身は面洞の一身なり、面洞の一心は彼の一心なり、道德によりて一國家を治めんとせば此の村の帝王に尤も好ま標本あらめ、

彼は村落の交渉事件に當りて主權者となり、村閭に争譁あるや之を判決し、婚禮の葬式に主人公となり、祭司の長となり、律法の解釋者となり、無文憲法の化身者となりて統治者となる、余輩は朝鮮内地に入りて壯丁輩が亂争せるに當りて長老者の一唱によりて直ちに

平定せるを往々目撃するを得たり、又た會て南陽の一邑に於て群民が一老翁を尊敬して村の太陽を余輩に紹介せるか如き壯嚴鄭重なり口吻を以て、老翁の學と徳とを誇稱せるを見たり若し外より位地ある賓客來らんには、村民等は老翁を以て其の相手役となすべし、此の村の帝王の來答譽を受べきものは因より村邑の門地ならざる可らば、相應のなかる可らば、衆望を得て徳量にする可らば、白髮の老翁をあらざる可らず、この神聖なる村政は往々世襲に繼嗣せるところなきもあらば、

因より此の平和は極めて消極にして直に事物の變革を企つることなく、新法文を施行することなく、汎々として沈靜を保つと云ふに過ぎずと雖も村民は、幸にして外來の出來事に接せざる以上は自由自治の座改に体し壓制政治の下にも又た斯くの如き平和なる社會あるを賓客せしを羨望せしむるものあり、左の卿黨の長老あるものは此の、村の帝王を言ふなるべし、

酒幕は村の政治を能く見ることを得べしあれば草屋に四疊乃至六疊の土間にして木枕の外沐浴坐臥の具なく外來の旅客は茲に來りて宿す、未知未見の異民集まりて、一小室に横坐亂臥し、譁誼として共宿するを以て其の不便を極むと雖も、食料の外、全く無料にして宛も村邑の公共によりて旅客の不便に供へたるが如く、是の點よりせば酒幕は一種の社會主義を實行せしもの、如し、

旅客の休泊に供するのみならず、村邑の民は茲に集りて雜言、交談、踊舞し、歌奏し或は卑野なる馬夫、來り流浪せる惡徒、集り賭博せるあり誼譁せるあり、時として旅客を苦しめるあり、惡俗の中心なり、要するに酒幕は一面は社會的徳徳を顯影し、一面は社會惡漢の村俗腐敗の源となり惡俗の發動者となり、

市場の多くは城邑の下に開くと雖も、亦た村邑に開くことあり、假令ば、牙山灣に臨む、屯浦、桂陽村、唐浦、九萬浦の市場、錦江の江景の唐津三巨里の如きは余が實見せし市場中の大なるものなり、朝鮮には分業的商店の開設甚だ稀なるを以て日用の需用を充たす唯一の機關は市場の開場なりとす、若し半開の時代に於て物品交換の便を計り、市を開いて需用を充たし、我が大和、伊勢、安藝等に「市」の名稱を見るはた、市場の地たりしを知るべし、此の市場は一定の日によりて開かる、或は二七の日、三五、二四二五の日を以て市場と爲すこと多し、市場に來るものは近邑の農民あり、漁民あり、商民あり、兩班あり、土班あり、平民あり、米を以て魚と交換せるあり、唐木あり、雜貨あり、牛馬豚羊の畜類あり、皮毛類あり、菓子あり、野菜あり、穀類あり鹽あり、陶器あり、家具あり、紙油あり、金具あり、互に一物を買ひて一物を買ふが如き物品交換と貨幣使用時代の中間にあるものもあり、

若し此日に交換するが購買するに非ざれば一週日乃至二週間を待たざる可らざるを以て近郷の民集まること多し、余明治廿七年六月六日唐津の邑酒幕とは村閭に於ける旅館なりと雖も、朝鮮國のことも三巨里の市場を見る、聊か市場及村邑光景を記せるありよつて之を摘記す、

普徳村より唐津迄

孔雲房を福田船頭を舟に残し、一行五人を帯び銃を背にし、先づ唐津に向ふ、松樹を横ざり、丘陵を越へ、閑村寂寥として林樹屋を掩ひ、鵲庭に舞い、犬野に臥し、豕牛野を彷徨し、烏聲綿蠻として囀り、人家五六、太古の如きところ老翁杖ついで一行の奇装を怪み少年小娘目を凝して半ば驚視す、忽ちにして村路、忽ちにして徑路、只た唐津の彼一方を知る知りて行進す。時に一壯士の後に出づ、主人あるものは美服大冠傲然たる一村豪也、從者申千鎧をしの唐津道路を問はしめたるに申報して曰く、彼自ら貴族たるを任し言語頗る驕り、「彼の道をして行け、貴族僕人に使はれ居る乎」申曰く「否通辨者あり」少許にして彼言を改め平安に行かれといふ余之を聞いて大笑す、此村を呼んで馬迷里と云ふ。

馬迷里を出で、一望渺然たる平野あり、青苗浪々として蒼海の如し。道傍に二少年一少女あり、少年は花の如く少女は雪の如き腹部を顯したるの風情一行をしく思はず麗はしき娘なりと言はしむ。乃申千鎧唐津を問ふ、少年東を指して彼山邊と云ふ。一條の野徑垣々通ず路傍柳樹多し新緑恰かも彼の少女に似たり。

行くこと十五六町にして酒幕三四小河に沿ふて在り、村老八九軒下に坐す、彩雲橋を問ふに其の橋と云ふ、名にしたる彩雲橋は是なるかと、余乃其の形を寫し河は流れて彩雲海に入る。高麗の世、唐人の來るや送迎の宴を此の橋畔に爲せしと云ふ。人車輿駟今や蕭條たる山河、古三韓の衣冠蕩然して亡國の衰に至る。

橋を涉り、陵を越へて唐津に向ふ、松樹丘に暗く青田水清く驚鷹無心にして宿す。銃を下りして射らんとして止む、行く十餘町にして山三方より會し中空に一平原あり、後背に古壁を見る、麥禾秀で青々たり、三韓の遺風一として存するものなし。小河に沿ひて東北に回轉すれば人家五十餘、古壁の麓に瓦屋三四あり、一は王廟にして一は學堂なり、然れども軒傾き王廟は左右柱朽け壁破れ亂蕪瀟王道の衰へたる知るべきのみ。街巷我一行の入りけるを見て怪しむ甚だし、老幼相携へ一行の後に從ひ衣帽を撫し、「普品」價幾何と言ひ、細銃を見て「アイゴ」と呼ぶ、或は何人の商人か、何の爲め來りしが、見物など、煩忙蒼蠅に遇ふが如し、少佐、申を縣令の許に遣はして面談を求めしむ、暫くにして來りて曰ふ、病氣なりと。

唐津の東面に一秀峯あり、峨眉山と云ふ山麓二三の村落あり、麥浪青苗、鵲鳴狗吠の聲を聞く、東學の變事を知るなきが如し。

唐津を去り、舊路彩雲橋を過ぎて三巨里の市場に行かん欲し平野を横ぎて銅瓦村に入る。村路に一酒幕あり、前問君と余、酒幕に入りて餅を買ひ食ふ、偶一村夫あり筆紙を以て筆談せん云ふ、此の時せ止まを彼等如何なる侮辱を爲すも知るべからず余乃出來得る丈けの花言典語を以て酬るに、彼れ僅かに四書素讀の村學究、文辭は録に記し得ず自ら達城の徐氏今困を以て此村に在り云ふ余等の去るに臨んで彼等皆目して博士と呼ぶ、

行く五六町にして白旗を立て、群兒前後に集來するあり、之を呼んで見る公州監司より東學鎮撫の嚴令を下せる也之を寫す

晚近亂類、或稱東學、或稱西學、○蕪爲橫無所不至、不分班常、則如結傳、刑非討財、掘塚、若認能事、或民難保是如邑秋圃○聽聞、狼藉已有嚴辭、屢師而不知戡去、益猖獗以其他人民皆之怨、忽機備○洞之民、若如是也、此可曰固有帝位卑、按注○處刑、雖不可已、仍于茲又榜飭不道、今而行悖者、自各其洞中、能提、納官而報警門、以炮一律之地是會、如此幾有○泉不敵知之樂、悉於附近各洞人民多敢期於揭納、是道又或有納私推過、當應互坐、

傷念難宣書白耳、

甲午四月四日
都巡使

楊柳村を徑て白鳩堤を過ぎ、松樹の間を横きり一山洞門を通過すれば、四面山迫り峯擁し、溪底に一村あり、人語雜沓の聲耳底を打つ、山角あり、一望すれば一老翁二少年を従へて坂を上り、來るものに遇ふ、余三巨村何の處にあるかを問ふ、彼れ昂然として坂を下らる村あり即ち三巨村也云ふ、少年背より千骨に干魚數十尾を負ふ、此又市場の好客あるを知る、余先行の故を以て少佐の一行を待つ。山は一帶の緒山なりと雖も柳楊空を染め、樹林南風の蕭々るを知り、春の已去りて梅雨の遠からざるを憂ふ。

三巨里市場

(清人、朝鮮人を教唆して我一行に暴行す)

余は少佐の一行を待ち合せ、坂を降りて溪底の一村に近ぐ、市場より歸れるもの絡繹相接す。村の入口に牛馬群を爲して坤原にあり、韓人路傍にあり我一行の來るを見て牛馬を買はざるか云ふ、買ふの意なきも故らに一頭幾價と云ふに、大は二十貫(六圓)小は十二貫(三圓六十錢)と、其の廉可驚し。村に入るに從ひ市場早くも我一行の來るを知り白衣の群衆村口に來りて見る、牛頭、牛骨を煮てソツプを賣るもの、魚を焼き、うどんを食ふものあり、群衆を押しおけて土階を上れば、市商幾十、賣買するもの立錐の地なし、先づ左房より見んと欲して轉回すれば、清商七八雜貨を擡げて客を待つ、我一行を見て一清商疾視邪目直ちにオテカソ(何處行乎)と問ふ前問兒頗る冷僻侮語して邪山を問ふ彼れ又曰く商人乎我何以て然か言ふ耶、一行は堂々たる貴族也彼亦た冷然として然るか。彼等は殆んど均しき貨物を列へ居れり、染具、粗末なる鏡、筆、墨、古びたる石鹼、さびたる小刀、鉛製の指環、木綿の切れ端、古洋傘、製玉、等にて一品五十文乃至百文を上るもの少し、暫く足を駐むれど、群衆前より迫り後より押し、遂に髮冠を惹き鋭刀を撫しうるさま事いはん方なし、叱すれば笑ひ

笑へば馴れ如何とすべからず、一房毎に市場の貨物を見んと欲すれども、斯くては如何なる珍事を惹き起すや計らざればとて、茲を去りて右房に至れど、肉を懸けたる店あり、米を積みたるあり、干魚を賣るのり、鮎店あり、海苔店あり、食器店あり、家具店あり、社會日用の商貨は殆んど遺すなし、

我一行の後に押しかけたる群衆は、益増加し來り殆んど波濤の如く集り來り、己に右房を見終りて、高地に到らんせし後に倭奴々々云あり、盲目者惡徒と罵あり、一行の眼前に來りて倭奴と云ふあり、顧みれば殆ど數百餘名の亂暴無頼の市民あり、少佐、此地東洋の巢地なり務めて争を買ふなかれと云ふ。其と云ふ間もなく石を飛ばすあり、群衆の間に二三の清人加はり、將さに吾より一抵抗に爲さば、如何なる暴甲を爲さんかと、形勢己に迫る、彼等は己に我より抵抗せざるも將さに珍事を求めんとするが如し、大凡朝鮮人民の癖として群衆相集るや相争つて暴行を爲す、況んや今、清人加はるをや、是れ危患なりとなし少佐俄かに銃を置より仰し直ちに村後の山頂へ急趨し、一行五人をして形勢の變を見る、彼等は更らに追ひ來るの光景なきも、石を投し亂言惡口至らざるなし、久しく留まれを惡しからんと、則ち背後の山峰を越へ聖堂山を目標て進行す、山路回轉盡るなし、五六町にして始めて形勢の潮光を見る、白淵長江我孤舟は海畔に在り、恰かも一葉の木杯を見るが如し。

市場に於ては西村の漁民と東色の農が、鹽魚と穀物の交換を爲すに止らず、市場の一日は其習慣を異にせる各邑の人民が、相集まりて政治上危険の風説、收税官吏が苛刻の不平談、怪力亂神に關する村郷の出來事、祭式葬禮、婚禮の風俗、一家眷族の安否、生活上の雜事等より或は某村には天下の學者進士某あり、某邑には過日馬夫と外人の争嘩あり、某郷には幽靈出てたりと種々の人民が互に一日の閑話雜談を爲し、各邑の交際、各個の親誼を結ぶの好機日たるを以て、市場が社交の一機關たるを知るべし、當時余輩唐津三巨里の市場

に行くや、偶東學の變亂、金州の野に盈ち、各色戰々競々として警戒せし時あるを以て、鉄劍を帯びたる我一行を見て大に敵愾し、清商の激峻により投石を受けたりき、かゝる場合に於ては市場の邑民は平和の逸民より忽跳梁俄變して暴民とあることあり。

村邑生活の供給、社交の中心たる市場も近世に至りては收稅官吏の蹂躪するところとされりと云ふ、數多の稅吏は市場に來り、一定の稅則に上らき、只だ目當次第一割の物價を請求し、貨物の五分を引き去ることあり、或は支那厘金稅の如く貨物の經過貨を徵收することあり、

村の政治が、村の帝王、村の太陽たる齒徳の老翁に治められ、平和と幸福とにより送りしが一國の濫政、中原に波動して、漸く地方に波及するや、赫々たる太陽も輝がき、平和も傾き、繁榮なる生活は荒蕪せられ、人口は漸く減小し、炊烟は日々薄らぎ、一國の元氣を僅かに村落に保存せしも、遂には全く之を亡滅するに至んとせり、

中央政府の下に失意者となり、漢城の貴紳社會に於て衣食の道を失し、或は一身の危險を憂へる兩班の家族は洪波直下するか如く、平和なる、禮樂ある村邑に轉下するに至れり、此等貧困の貴族は因より驕慢なる氣盛輕薄の心事、虚奢の風習に染入せられたるを以て、彼等は愚直なる村邑を惡化し、儒教道德主義の堯舜政治を行ひつゝ、あるに當りて、社會の

階級政治を行はんとするを以て、先づ第一根本の村政を汚染す、彼等無一物にして來ると雖も「漢城の貴族」と稱せば、村邑の父老は皇帝の入來せるか如く、之を尊重し、平身底頭して歓迎し、因より彼を養ふに村里の衣食を以てす、此等流食の風益増加するに従ひ、村邑の負擔を重ふするに至る、若し幸に彼等の中に、學に富み、村邑の子弟の教ゆるに志あるものあらは村里の父老は子弟を集めて、一個の寺小屋然たる教育を施す、慶尙、忠清の如きハ失意の兩班、流食するもの甚だ多きと共に村郷教育は不完全乍ら朝鮮教育の尤も盛あるところなり、

漢城よりの賓客が年々増入して、村邑の負擔を増加するに従ひ、中央政府の財政に窮し、地方政廳の收稅に精刻あるや、漸く富福の村里を搜索し、狡獪ある小吏を使役して、面洞の長者を徵察すること、恰かも敵陣に馳入せる偵察の如く、或は商民に粉装し或は農夫、馬丁夫等と化して、私かに村邑の動靜を見る、富家の存立を認め、大凡收稅に充つべき金額を目算して後、公然として政府の名目を以て、之を收領し、若し拒むに於ては斷乎として之を捕ふるの強迫を爲すに至れり、是等の偵察者は多く地方官廳の小吏、衛前、別將と稱するものにして、元と地方の事情に明らかなにして、巧慧專斷苛政を施する適當なる郷邑の土班中より出身するものなるを以て、狐狸の野産を窺ふが如き狡事に従ふ、

村邑の生産上には、漢城より飢餓せる兩班等流入して平和を蝕しつゝあり、平和の上には地方官吏來りて富者より收領しつゝあり、貧乏貴族等は收税刻吏と氣息相通じて、「村掠」の助勢を爲せり、而かも尙ほ村邑に恐るべきは、フランドン（火漢黨又は不良黨）の掠盜、亂民の暴擧なり、

フランドンの村落を荒掠せしは己に過去數百年前の情勢にして、今日は無産の民、失意の輩を一丸として兵力に訴へ、都城を屠り、村邑を掠め、富者は忽ちにして亡され、生民業に就かざり、肥えざる平野は耕すものなく、而して課税の督促、暴民の侵奪、村落の末日も亦た遠からざるに似たり、南陽府領の南陽海村十余村は鹽産地の著名の地にして其の産額年々六千俵わりと稱す、而かも其の村間蕭條人々稀少、衣服粗野、老父の語るところによるも、曾て南陽鹽の收入、此産地に落ちたるければ村落の貧困も知るべしと云へり、如何に多額の鹽産も税吏の偵察と府使の收税と官吏の督促とによりて滅殺せらるゝに至れば因より其の貧を知るべきのみ、此の一小事實の敢て怪しむに足らずと雖も亂民の掠奪に至りては言にふ忍びざるあり、

一昨秋東學の亂後、全羅諸邑を經過せしもの、言に曰く、全州以南の別城邑なく、亂民の經過せしところ、恰かも一大慘憺たる戰場を過ぐが如く、家屋は燒失せられ先祖累々の墓地をは掘斷せられ、兄弟妻子離散し、偶殘存の家屋は空虚となり、家具は殆むと盜掠せられ、壁落ち門扉を破り、主を失へる狗吠を聞くことあり偶、祖地を尋ね來りて其蕭條の甚だしきに驚愕せざるものなしと、

この如き社會的病根を暴産せば、如何なる富村も忽ち衰滅に至るは、當然の結果にして、朝鮮村邑が今日漸く、生産の目的なく、身体の保護なく恰かも原人が水草を迎ふて移居するが如く、安全の地を求めて移住を企だつるは、自然の傾向と云はざる可らざり、朝鮮人の移住は頗る單簡にして、四五枚の衣服と食器と携へるの外、齋らるべき家具かきを以て、彼等は自れの家屋を空棄して他の住者に與ふるを以て、彼も亦た他の空屋を自己の所有の如くに移住せることあり、

村邑の空屋は只だ生活上の關係より來れるもの外、亦た社會制土地を得て生ずることあり、タ、へは一家不幸にして疫癘を生ぜ（コレラ、赤痢、痘痘等）ることあれば、忽ち一村の非難に遇ひ、村より放逐せられ、已むなく一家の不動産を棄て、祖先の郷里を去らざるべからざることあり、疫病は村の罪病なりとして一家の移住を爲すか如きは審習と云ふべし、

余輩は大体に於て村邑の平和の方面より暗黒の情勢を記せり、之より其の下級行政を説く

地方行政區劃の下に(州府郡縣)面あり、其の下に洞、里あり、洞と里とは同意味にして尙ほ村と里との如し、面は我町村區劃の如く洞里は大凡我區劃に似たり、面は五六の洞里、十余の小邑を合して稱して何面と言ふことあり、然れども行政區劃の不規則なるが如く面洞里の區劃も一定せず、井上角五郎君の三南記事によれば、三南后海諸地の下級區劃を記せるものあり、曰く

忠清西岸

地名	人口	面數	洞	戸數	土地
牙山	九六九九	二	×	三三五	三四三
唐津	一五〇〇	×	×	三七〇〇	三三〇〇
肺山	七六〇〇	×	×	×	×
海美	一四〇〇	六	×	一二〇〇	×
結城	×	九	一六〇	四〇〇	×
水營	七五〇〇	×	×	四二〇〇	×
藍浦	三三〇〇	八	×	三〇〇〇	×
庇仁	×	六	×	三〇〇〇	×
舒川	×	×	×	三九三	×

全羅南岸

地名	人口	面數	洞數	戸數	土地
郡山	×	二	一七	七〇〇	×
万頃	×	七	×	七〇〇	×
金堤	×	一七	×	六〇〇〇	×
古阜	三七〇〇〇	一九	×	四五〇〇	×
高故	×	八	×	八五〇	一五〇〇
電光	×	二五	×	一三〇〇〇	×
咸平	×	一四	×	三五〇〇	×
務安	×	一四	×	×	×
靈岩	一七〇〇〇	一八	×	八〇〇〇	×
唐津	×	一八	×	六五〇〇	×
長興	×	一六	×	六五〇〇	七五〇〇
寶城	×	一四	×	四五〇〇	×
順天	八六〇〇	×	×	九〇〇	×
光陽	×	一三	×	四五〇〇	×

慶尙東南岸

地名	人口	面數	個數
河東	×	一三	×
晉利	×	七三	×
鎮海	×	三	×
金海	×	一八	×

戸數	3000	4000	1000
土地	9000		

是れ未だ其の要を得ずと雖も、全國の面數三千六百八十五、之を行政區劃三百七十五に比すれば、一に對する九、九の關係を示す、余が調査せしものによれば、一面に對する五六村を總割するを平均とせり、此の面内の洞里と云ひ、其の實互に制製せらるることなきも夙憲するもの、面の長官として權勢を有せり、

巫女及淫祠教

シヤマニズム 舞堂 現世禍福 關羽帝廟 神靈者

グリフヒス氏其著「ハルミット、ネーション」に於て、朝鮮固有の宗教を論じて曰く、歴史以前の時代より、東方諸國には獸物を靈格視し、現世の禍福吉兆を占ふの風俗あり、印度西北部より中央亞細亞、蒙古、滿州、支那、朝鮮、日本にも行はれたり、今日尙日本人民が狐に靈性を附加して尊重し、支那にて麒麟鳳凰を神聖視し、朝鮮にて虎を威重の野神と

なすが如きは往古の遺風あるべしと而して氏は此を目して、シヤマニズムの内に屬すべきものありとの斷案を下せり、

吾人はシヤマニズムを以て宗教なりと信すること能はずと雖も、東方の所謂祭天古俗の如きは正しく此の一部なりと信す、朝鮮半島の未だ部落を爲し、北方人種と南方人種が未だ家國を爲さざるの時に於ては、部落の族長なるものは、全く祭天の司長をも兼ねたるが如し、高句麗に於て十月天を祭る、貊穢國の古俗に四月、齋身浴して月を祭れる、新羅に於て齋長は必き祭天の長、巫者の長たりしが如きは、蓋し古代宗教の存立せしを見る、スンサアー氏が社會未開の時に於て、宗教的尊敬によりて部落の支配權を得るとの事は只だ新羅のみに非ざるが如し、

當時大陸より移住せし人種は、文化を知り、孔老の道德説に感化せられたるものありしと雖も、北方滿州より南下せし高句麗人種の如きは全く無文、野卑相集れば歌舞を好みて山川を祭り、亂神怪力を學びしか、小獸林王の世に至りその漸く南下せるに従ひ、北方風俗の移遷せしを見るものあり、

高句麗の世、佛教、朝鮮に傳はり、新羅の法興王、眞興王に至りて佛教大に宣布し、國王自ら教長となり、國教の權を以て、新羅の統一を爲すに及びて、南方人民の信仰は、大に

開發したりと雖も、北俗の南移、教間の衰亡に乗じ、物質的信仰行はるゝに至る、是れ所謂舞堂也、

舞堂とは實に倫理の破頽より湧出せる物質的信仰を現實にせるところよして、朝鮮國民の唯一の信仰願求するところなり舞臺は半島國民の都會堂なり禍福吉凶を試験し、占斷し、救助し、斷案する神聖の靈拜場なり我邦に於ける、我天理教徒蓮門教徒は實に宛然たる朝鮮の舞堂教徒なり、

この舞堂は城邑村落到るところこれなきはさく、この舞堂を支配せる巫女は人民より非常の尊敬を受け、形而上の勢力を占有せり、舞堂に於ける司祭者は、妙齡の少婦、老實なる婦人にして、彼等は概して容貌、艶美にして才辨、巧慧なり、彼等は能く社會の實情を探知し、人情の弱点を識辨し、土地の尊敬と人民の歸信によりて隱然社會下層の間に神聖視せらるゝ、

此の司祭者を巫女と言ふ、半島多數の人民は生命を安んずる高等の宗教なく、死生の道を教ゆるの教育なく、家に禍凶多くして運に不幸あれば人間自然の宗教的感情は自ら社會をして妄稽の下に教養せらるゝに至る、悲しむべきか、巫女は時として現世の豫言者となりて一家の吉凶を説き、或は病魔を驅逐せる唯一の威武者とあることあり、試みに吾人が目

擊視察せしところによれば舞堂に參詣し、彼の無識の巫女に祈願せるものを解剖的區別すれば大凡如左

- (一) 父母兄弟乃至親屬中の死者の靈を慰むる爲めに、
- (二) 一家乃至親屬中の不幸者の惡運を晴さんか爲めに、
- (三) 自己の不運を開き、病魔を愈さんか爲めに、
- (四) 舞堂の歌曲を樂まんか爲めに、

其の願求せる題目の物質的にして、人生の目的を安し能はざる言ふ迄もなし、漢城の南山に於て、舞堂あり、余屢之を訪ひ、兩班の家族相拉して鳴謝し、舞女が感徹せる説法は感保あると悲痛なる音樂を奏じ、激烈なる莊嚴なる供物を爲し、端麗なる偶像の前に合掌稽首し、談機漸く進み、樂聲興に入るや、彼等感徹の情に堪えず、遂に感涙に咽ぶものあるを見る往々田舎に往來し、所謂ゆる舞堂なるものあり、茲に窈窕たる婦人が、宗教的の威績に訴へ、村中の男女老弱をして尊信措く能はざらしむるものあり、是等に就て聞くに多くは村の安寧幸福を共同的に祈るあり、或は一家族集りて病者の攘魔を祈るあり、此の舞堂に祭れる偶像は頗る不美術的あるに拘らず古の帝王を祭り、意味なき人物を祭り、關羽の像を祭る、關羽を尊ぶ所以の一として、朝鮮人は面白るき口碑を傳へたり、曾て壬辰の役我

將軍中獨り加藤清正尤も叛群の武勇あり朝鮮の將之に敵するものなかりしが、偶一日、清正、馬上、關帝の廟を過ぐ、馬驚いて清正墮ちて傷けり、清正の勇も亦た關帝に勝つ能はず故に關帝を祭れりと、然れども支那に於て殊に關羽を尊敬せるところを以てせば、朝鮮人民の尊敬する所以も亦た其慣習に非ざるなきか、
 昨秋まで漢城王宮に於て神靈君と稱せる老巫女あり、王宮に於けるその信仰は吾人會て之を評言せしを以て多言せざるべし、此の老巫女は殆んど全國舞女の長老として稱せらるゝものにして我天理教祖の如きもの乎、彼平日、漢城外の關帝廟に住し、天下の巫女を指揮し、隱然政治上の一勢力者たりき、今春半島政府外人の言に従ひ、天下に令して舞堂を破壊せんとせり、思ふに外人の此志や不可なきに非ずと雖も數百年來積務の妖教は到底一擧手の法制によりて失はざるべし、

佛 教

大陸よりの移教——注興玉保護——高麗と蒙古朝——高麗の國教——李成桂の排佛——佛教の形骸——
 僧兵——寺院と僧侶——四本山

半島を訪ふの行客が、衰亡の尸骸を見て悲哀に堪えざるものは佛教末路の光景なり、多くの寺院は空虛となり、大刹巨院は草盜に掠奪せられ、僧徒は寺より寺、村より村を勧進の行脚に徨々たり、漢城の五重塔、恩津の大彌勒、一たび往古佛教の遺蹟を見るもの、私かに其の消長を問はんと欲するところあり、

西曆一千三十年秦の苻堅、高句麗に僧順道、阿道を向はし、佛經、佛像を贈る、標悍野卑なる高句麗王朝は直ちに其の教化を受け、文化の進運駸々として向ふ、百濟王美川王、新羅訥祇王も亦た佛僧を高句麗に求めたり、新羅王訥祇の時高句麗より僧黒胡子なるもの來りて、一善郡に居し洞窟に禪坐し、三寶(佛陀、達摩、僧伽)を教へて曰く若し衆生神靈に香を燒き、願を發せば、善應あらんと重臣等其不可を議し申次頓之に反對して非常の人は非常の事ありと王之を誅す、終に臨むで曰く吾死せば必ず血白なるべしと果して然りと

是れ一時の傳奇たるよ過ぎざるべしと雖も、新羅に於ては訥祇以來佛教盛に行はれ、法興王の時に至り、寺院を作り、佛舍利を迎へ、自ら僧となり、僧侶を王師とし、佛式を守り、所謂八關會なるものを起して全然、佛教を以て國教としたり、梁武帝は王の篤信するを聞き、佛舍利を送れり、王盛相して興輪寺に迎へたりと云ふ、

八關會とは佛戒の不殺生、不偷盜、不淫佚、不忘語、不飲酒、不住高大床、不著香華不自樂觀聽を修行せる講會を稱せり、當時は佛教教海の方丈たりしも後世高麗に至りては著修華君王歡樂の宴とあり、風俗懷亂の源流となる、

新羅法興王死して、其王后は尼とすりて永興寺に住し、眞興王に至りて益佛教國となり、以來數世の間、陳、隋より僧を迎へ、佛刹を増置せり、眞興王は法興の遺訓を守りて佛教保護の任を盡せるを以て、大陸より傳來せる僧徒は大陸の文化を携來して扶植し、教育、美術、鬱然として興り所謂新羅巴月城の文明なるもの、實に眞興王の偉徳と佛教の化育に預るもの多し、

高句麗、百濟、新羅の世は秦隋梁唐交々大陸に起りて、佛教國の文化發達したるの時なりしを以て、半島政府も政治的關係により、自ら佛教を尊信したり、當時未だ儒教半島に扶化せき、文物典章一に佛教の力によりたること争ふ可らざるの事實なり、

三國亡ひて、高麗に至り、佛教は益隆盛を極めたるもの、如し、高麗太祖は新羅の故事に従ひ八關會を起したり當時八關會の光景を記せるものによれば

高麗太祖元年十一月大設八關會遂於慈庭置輪燈一所、香燈旁列滿地光明、徹夜又結彩綳兩所、各高五丈余、狀若蓮望之縹緲、呈百戲、歌舞於前、其四仙樂部、龍鳳象馬事、帖皆新羅故事、

と太祖より以來世々の國王は太祖の遺訓により佛教を崇信し、民財を徴して、佛刹を作り宮中に佛壇を設け、自ら寺院に外幸し、肅宗の如きは、當時國家窮乏の時あるよ拘らず、寺院を作ること多く亦た屢寺院に外幸せるが爲め、民弊多しとせり、肅宗は僧曇眞を招いて王師となし、末年、女眞の外侵に迫られ、咸鏡、江原、平安悉く北人の下に侵畧せられ、國勢岌々として危かりしを以て、僧巫の禱雨せるを禁じ高麗の十二宗派を減じて只た教、禪の二宗に止め寺社の田（御朱印地の如きもの）を沒收せり、世宗元年、盡く中外寺社の奴婢を沒して、政府に還納せしめたり、二年陵寢の傍に立ち僧舎を罷め、二年邀福を禁じ、佛宇に祈禱することを罷めたり、文宗は教を下して曰く、

佛氏之法、外於倫理、惟我莊憲王學問高明、予爲儲副、每受教戒凡於鬼神之事斷然無惑、近來里民冒犯國法、年少剃髮者多、軍頓蹙足若不申禁弊將難救胃禁者、徒邊之法

百行之騷擾必多且萬計之衆、一朝盡驅赴諸邊、遠非有情所不忍、恐致怨咨、以傷和氣、姑寬期限聽其自首還俗而不可刑罰、或納丁錢因給度牒以今年爲限、其有過限不首及今後犯禁者痛行禁斷夫道之不行良由官吏奉行不勤、自今不即禁斷、官吏當科罪不饒、

これ前王世宗が、私かに佛教に歸向し、禁中に佛壇を迎へたるありしを以て、文宗は斷乎として排佛主義を實行したり、成宗二十三年には僧法を罷め、中宗に至りて忌辰齋をも罷むるに至れり、かくの如くして李朝は佛教を禁制したりと雖も三國より高麗に至る千餘年の遺植は、到底斷亡すること能はず、數多の僧徒と寺院とは國法より異常の壓抑を受けたりしに拘らず依然其の形骸を深山幽溪の間に保てり、高麗は佛教を國教として、北人の武を軟化し、國民の元力を亡はし、李朝は之を禁制して南人の文化を衰へせしめ、國民の智力を減退せしむ、

佛教の形骸は只だ衰亡の殘分を保つのみ、幾多の寺院は固より之を修築するものなければ、破頽のまゝ、艸藨を風雨間よ長じ、佛燈幽々として暗く、之を守る僧侶の多くは罪人、私生兒、妾服の子孫、皆な社會の不具者を以て充たしむ、佛教の滅亡せる己に久し、

高麗の朝は、三國佛教の遺化を受け、五代佛教國の保護を受けたるのみならず、蒙古二帝國の佛教國たりしが爲め、更らに其の感化を受たり、蒙古の佛教は印度より西藏を経て

り南方支那を歴て蒙古に入れる南方佛教の一部にして蒙古朝廷が北人軟化の政策として用ゐたるラマ教あり、半島より久しく傳化せし佛教は五代の佛教即則禪教なりしが、今や華美なる、物質的なる、現世的なる一部の佛教は更らに高麗王朝として軟化せしめ、物質的となりしめ、全然、半島をして壯麗なる伽藍、驕侈なる僧徒によりて支配せらるゝに至れり、

半島の國民は此の佛教全盛の時に於て、始めて美術の發達に遇せり、整美ある服制を作れり、建築等の發達を爲せり、柔和なる教旨は、奴隸制度を全く解放せんとせり、狩獵を禁したり、凡べて外觀の美を飾り、物質の快樂を進めたるは佛教の力なりしを以て、衣服陶器、彫刻、交通、市街、家屋の上に著しき進歩を與へたるは争ふ可らざるの事實なりと雖も、奸佞なる僧徒は宮中に出入して、破倫の亂原を作り、北方の雄者は軟化せられ、國民は文弱に流れ、國家の慾望は制せられ、王廷の道義は全く冥幕に入り、恰かも蒙古の遺訓者が、血を以て興りたる祖國の武的人族をしてラマ教國の軟風に投死して自ら亡びたるか如く、高麗の一朝、四百年間は外難の禍害を防ぐ能はず、内亂の亂原を制する能はず、遂に亂世の奸雄、宮中の清僧、辛肫の爲めに毒惑せられて自ら亡びたり、半島國民は文化の大恩を佛教に謝すへきものありと雖も、國民をして遂に干戈を取りて、家國を守るの元力を

4

失はしめたるは、五代の禮宗、蒙古のヲマ教其の原因たらずんばならず、
 李成桂、高麗を亡すに至り、深く佛教の禍害を知り、斷乎として之を禁制せんと欲し、且
 つ創業の功勳者多く宋學性理の徒ありしを以て、排佛を實行せんとしたれども、當時高麗
 の遺風容易に去る可らざ、太宗に至りて禁中の誦僧を禁ず、線香の聲、木魚の聲、不美術
 的偶像、太鼓を叩いて村間に歌は、各號を念じて銅盤を鳴らし、柱守の蒼苔佛壇の鼠溺是
 れ李朝の下に於ける佛教の形骸あり、
 僧侶は王都に入るを禁せられ(昨年之を解)説法を禁せられ、送死の禮に預かる能はざ、國
 民の階級としては平民の下に置かれたりと雖も、王宮内には私かに禍福を祈らんが爲めに
 田地を寺院に寄附するあり(金剛山、北漢山の如きは王室より寄附せる田地あり)國民は寬
 容して衣食を給するあり、貴族の婦女子等私かに歸依するあり、或裏面の觀察を以てせば
 佛教は國民の下層に存在せり、然れども是れ佛教の生命に非ず、道義の生命に非ず、迷信
 の反影たり、是に至りて迷信と舞女と相距ること一步のみ、寧ろ舞女の社會的なるに如か
 ざるなり、而して今日殘存せる佛教を知らんとせば象胥記事の記事は能く其要を得るを以
 て之を摘記す、
 僧にも三年の喪中に生れたる者多く、僧になし又富家の末子官婢の子何れ、歸け有之者を僧になし、兩者の子

孫僧になる人稀にして知少より僧にもあり、中年にてもなり又遺俗云々時々ある云ふ、
 八道寺數凡千五百餘ヶ寺云ふ、中に多きは慶尙道三百六十餘ヶ寺あり大寺云ふは京畿道の内に南漢云ふて此の
 二ヶ寺は僧の司にて各道寺々、達する云ふ、南漢は兵曹に屬し一寺の僧數千四百人云ふ總て僧は軍夫に備り
 たる由にて、州府の寺或は三百二百又は二三百人住居する寺もあり、州府の地山城を築き、其地を僧に守らせ月を射
 る者數多あり、又大に職を爲す者もある云ふ、
 僧官は兵曹より緒く、南漢の頭を總攝云ふ、各道の僧の官位總攝より免し各道寺の頭を僧將云ふ、次を僧統云
 云ふ、又佛尊あり、大師和尚あり、自是下は官無之云ふ、一品より九品まで有れども俗の官品と違ひ、一品の僧三
 品の府使へ掛をなして序に坐す云ふ、常の僧俗家の牀に上らす云ふ、大師に一品二品あり、和尚に三品より九品
 まであり、佛尊大師和尚佛尊は素より、儒學をも爲すなり僧將僧統射學をなし一品より九品まで有る云ふ、
 佛尊は八道の内一二人に不過と云ふ、
 但し小僧を仕立つるとは自分の力だけにて何人も取り立つる云ふ、
 南漢の僧攝、山中を廻る時は、徒僧七八十人あり、僧使喇以等もあり、山外は僧徒十人計り云ふ、其外大師三品
 位の僧伴僧一二小二二僧ある云ふ、
 但し有識の僧數多あり云ふども、名高い新羅の時元曉祖師云ふ東萊、梵魚寺の開山云ふ、
 寺領の付たる寺は南漢、江原道襄陽寺云ふ、千石餘田地有之由、其餘は寺中の働にて或は、紙を漉き粥を賣り餅
 飴等の物を春秋田の邊に持出し、穀物に代し又は免住より傳る田地を以て營み又は瓦陶大工等を爲し心配り宜しき、
 僧は身代俗人に増したる者もあり、田地を買ひ添へ又公儀修理處を自分より雜費を出し飢渴の者を救ふ者あれば官位
 を受くる云ふ僧の動を能くし、貧にしても智識を以て官品を得る者もあり、或は大盗人を捕へ出し知れたる功を
 す時は官位を受くる云ふ、
 僧名假令は僧若又は僧澄などの類
 佛法五戒を破り、釋迦阿彌陀觀音を初として、佛佛羅漢又阿羽の木像大寺毎に三十座より五十百座に至り安置し朝夕

寺内の僧堂に集り短文を唱へ、相濟て自分の房内に入り、飯を仕舞かせざる者あり、又寺内の事を爲す僧もあり、佛を専ら取扱、大師の内より爲し日々佛前に香を焚き燭を灯し、假花を挿し名目羅床を奠へ、經を誦する云ふ、和尚以上の僧は大工等のを爲す云ふ、南無阿彌陀佛は常に唱へ俗人も折節起居に唱へる者あり云ふ、地獄の説あり、閻魔大王を初め十王殿と云ふともあれども、死して後地獄にて責に遇ふなど云ふ説なし、併し物に食る者を雜語に餓鬼と云ふ、經文は蓮花楞嚴經淨法華經の類を常に誦する云ふ此外も多數ある由、僧は木器を尊ひ、箸匙迄も木にて出來し朝夕に用ふ云ふ、火葬は僧に限りて病死の者寺外野邊に昇ぎ出て何の手数もなく、柴を以て是を焼き骨をハタいて飯に交ぜ、岩の上に捨置き鳥類に喰せ此世に跡を残さず云ふ、引導と云ふもありて、行の時は佛前に衆僧集り、之を唱ふ、其中に一人の一聲にて間に之を唱ふ聲を鳴し鼓を打つと云ふ、尼堂は山中に寺あり尼にあり女は兩班の妻妾或夫に離れ又は不殺の惡名あり其外便りなき獨身の女不具なるもの寺一寺に十人二十人つゝ集り多くの衣類の洗濯綿線糸引女の仕事を里より取り寄せ寺内にて働き外に出ざる様にもし衣服常に女に同じ頭に辮を着裝を掛すと云ふ唯念佛のみ朝夕唱ふる由、

儒教

儒教の移植と佛教の宣化——高麗の國史——李朝初政に於ける宋學——學堂及癩校——中國の感化

朝鮮半島が大陸及島國の中間に立つて東方文化の宣布を爲す先づつて、大陸より二潮の教

學流入せり、此教學は不幸にして猛慘なる外難により、病毒なる内變より、人種的擾亂により、不具なる家族政治により、永久の扶植を爲さずして士者共に破倫の基となり、衰亡の源となり、東方王國は僅かに東方移植の紹介者となりて終れり、その二教學とは佛教の東遷、儒教の移植是なり

儒教の移植は、神文王の世に於て、孔子の廟を立て、國學を興し、儒教を存立するに至れり、是より先き佛教は己に訥祗の世より、眞興王の間國都となり、王室自ら儒教の保護者となり、國王自ら教長となり、全然倫理の盤を作くるに至れり、此の際儒教の移植は只た官制の變革を促かし、教育の大本とあり、文學の最達となり、國民道德に影響せざりしもの、如し、高句麗は佛教傳來の初めに當りしと雖も、土人の武質なる、儒佛共に深植せせして終れり、百濟は阿花王の時、論語を日本に送くり、佛像を敬するを見るに、儒佛の二教遂に其中世に行はれたりしか如しと雖も、百濟の亂變多き、遂に交侮に効果なくして亡ぶ、獨り新羅は佛教にして國民的道德を固め、儒教より文學の發達となり、金庾信、崔慶遠の如き、一代の英豪を出せり、之を要すに半島の上世に於て、儒教は文學發達とあり、佛教は少くとも國民倫理の基礎なりしかと如し、

高麗も及びて、唐宋儒學の發達は半島に及ぼし、成宗周孔の教を興し、經學博士を國內十

二枚に置き、文宗に至りて崔冲の儒學蔚然として興り其徒十二新文公、匡憲公、南山、西園、文忠公、良愷公、貞敬公、忠平公、貞憲公、徐侍郎、龜山、一時海東の孔子と稱し、文學の已に發達す、睿宗に至りて、秀才進士を唐に遣はし、此等の學徒歸りて、唐の文化を傳來し、官制の改革、教育の普及を計り、忠建王の世、白頤正が朱子學を講談し、李齊賢、朴忠信之に従ひ、高麗末世に至りて、宋の性理學は金九容、鄭夢園、朴尙哀の徒によりて唱動せらる。

高麗朝は新羅の物質的感化の半面を喜び、佛教を國教となし、王室其の中心となり、所謂八關會の開講となり、禁中の佛壇となり、柔弱仁慈の弊となり、王室腐敗の源となる、此の腐敗の末に當りて宋學は漸く勃興し、國學の設置となり、高麗末世に至りて排佛論となり遂に李朝の世に及ぶ。

李朝の太祖、李桂は高麗の亡衰落を眼破し、且つ其建朝者の功臣が宋學者たるを以て、李朝は全力を注いで排佛主義を勵行し、國學を起し、京城には南北の學堂を置き、八道に郷校を設け、儒教の氣運衰々として振れへり、

此の消極的立教政策は不幸にして、宋學の侵漢虚禮とのみを殘し、且つ數度の外難に荒破せられ、世宗、中家に至りて、全國の郡縣皆な郷校を置いて孔子を尊崇し、京學堂を南北

4

に設けて獎勵したりしに拘らず、老少二論の二徒の争ひとなり、南北二論の争となり、遂に政權争奪の亂源を開くに至る、宋學の弊は虚禮に在り、國民は窮屈ある作禮に拘束せられたり、

關徒の争は、宋の名産あり、宋の亡因なり、此の不幸ある弊を全用したるは李朝の民なり、彼等は南學の徒とあり、北學の派となり、之を政權に訴ふるに至る、是を以て李朝下半年期の政權争奪史は血を以て血を争ひ、政權の更迭毎に、三族誅せられ、功臣殺戮せられ、國民は此の亂擾の間に隱密的平和を希望し、繁文縟禮とあり一國を擧つて已に亂を好むの已むなきに至れり、

半島國民は宋學の虚禮に訓戒せられ徒らに儀容を好み、其不相當なる訓練に附するよ、繁雜なる禮容を以てし、自由の人民をして復雜ある法文を喜ばしめ、數多空大の官衙と立法とは半島國民をして無用の勞を爲さしめ、堂々たる官文をして全く死文と共に國民も亦た死民として終らんとす、

李朝の文化は消極的なり、厭世的あり、法制的あり、一旦扶植したる國民道德を亡ぼしたるは宋學なり、倫理の標準をして全く形式によらしめたるも、宋學なり、之を要するに李朝は宋學によりて興り、宋學によりて亡ぶ、而して今や宋學も亦た亡び、彼一時官制によ

りて強行實施したる京學堂は今や遺趾を止めず、孔夫子の靈を祭るの所なく、八道幾千の郷校は國王の牌廟と共に破頽し、國人亦た孔子の遺教を學ぶものか、然れども儒教必しも全害を止めたるものならんや、儒教主義の本領は尙ほ村落に於て殘存し、半島國民の社會的教訓とあり、長老を尊び、長老政治に服し、社會的感化を及ぼし、政治ト一個人主義の私利をむ營ものにして尙ほ親族の共和を喜び、村落の自治に委し、老人の勢力を保存し、失幣の區別を嚴にし學を文尊重し、貧者を救ひ、社會の保險法が突然の間に行はるもの蓋し儒教の感化と云はざる可けんや、

社會情態

家族主義——親族の共同——家庭——婦人——老人——葬埋及婚姻——墳墓

社會學者の説によれば社會の進化は、部落より家族、家族より個人、個人より共同に及ぶもし此をして眞理なりとせば東洋の進歩は、尙ほ社會の第二步に彷徨せりと云ふべし、朝鮮も亦た家族主義を本とす、東方の立教者は訓戒を下し、祖先を重んじ、家系を尊び、家なきを不者の一としたり、此等立教の感化と族長政治の遺風により半島も尙ほ家族主義よ

よるもの、如し、

支那の祖先主義立教の祖國たるに拘らず、人種の争、微大にして、生活の變化甚しきが爲めに、寧ろ個人的發達に歸向し、日本は支那の立教主義の感化を多したるもの少きに拘らるる二千五百年來、人種の混化なく世界的交渉の稀なりしが爲めに、却つて家族的發達を爲し、朝鮮に至りて全然、族長時代の形骸を留め尙ほ族長政治の舊觀を脱せざるところあり、朝鮮に於ては貴族は其姓を以て元位とす、假令へは閔家同世の一族は其の親舊の縁を一環とし、其の姓名を定むるに必ず同一字を以てするが如く、閔台鎬、閔鍊鎬、閔升鎬、閔斗鎬、閔現鎬とし、鎬を以て驪興閔氏同代の一族通有の名とせり、されば閔氏の家族は、二百余名ありとするも、朝鮮人別よりせば驪興の閔氏一族こそ其の主要たり、此族本位制は上は王族より下は常民に至る迄、一貫し居るを以て、二百余万の貴族人員も、三百余の姓族たるに過ぎざ、東村の金氏は西村の金氏の支族なれば自ら西村金氏を本位とす、西村金氏も亦た西村金氏の支流なれば北村を主家とすし、常に其の家祖の家族を以て本位とせり、朝鮮には奴婢、僧侶、皮漢、白丁、等を除くの外、人別よりも戸別、戸別よりも族別よりて定む、一夫多妻、祖先追吊、族譜崇拜何れも家族主義の結果たり、親族互に和し互に頼信するは朝鮮特有の美俗あり、一家紊亂し離の散窮境に至れば富有の

同族之を救助するは朝鮮人の榮譽とするところ、族中互に利を求め互に難を救ふ、若し一
 家族の内より一人顯要の地に上れば一族悉く官位を得る、然れども一族の中一人大罪あれ
 ば一族罪を得ることあり、家族共同を以て利害の責任を受く、朝鮮は家族主義を行ひつゝ、
 あり、吾人は朝鮮の近世史に於て族閥主義の盛大驕奢なるを目撃し亦た族罪の惨行を見る、
 故に一家の亡滅は、一族の亡滅を意味し、一家の榮華は一族の榮華を意味せらる、
 家庭は嫉妬の窟なり、隱密の生活なり、嚴格の形式を以て飾り、腐敗の状態に陥る上り貴
 族より下は常民の家庭に至るまで、幽鬱の状態に沈む、家の應救は主人之を受領し、交際
 は別房に於て行はれ、家族共に樂しむこと稀にして親友と雖も妻子と交はること稀なり男
 女處を別にする儒家主義により、其の形式に關はること盛なりとす、家庭に於て主人は帝
 王の如く、主婦は賓客の如く、老人は攝政者の如く、小兒は近臣の如く、妾婦は宮女の如
 く、奴婢は臣下に似たり、一家團和、歌曲を共にして食卓を伴にし樂しむ如きは絶えて無
 きところあり、
 婦人は一面より幽囚の如く、一面よりせば主權者に似たり、貴族の婦人は深窓奥房の下に
 生息し、出づるに轎に乗じ、一生の間、未知の客に接すること少く、他の世界を目撃する
 こと甚だ稀なり、數多の婢妾に圍繞せられ、嫉妬と猜視の間に監督せらる、故に家に客至

れば周意して隱匿すと雖も、其の實際を索め、虚を探くりて窃目觀望至らざるはなし、一
 言せば貴族の婦人は尼の幽囚せられたるに似たり、一旦監督を逸せば、淫醜私行至らざる
 はなし、其の嚴格なる状態を見て直ちに朝鮮婦人の清白を證せんとするは愚の至なり、
 兩班以下の婦人は、平生洗濯を以て一日の勞務とあし、地方に於ては酒幕の主婦となり、
 或は飲食店の主婦となり、良人の生活を助く、男逸して婦人は勞す、常民一家の生活を爲
 すもの婦人の力にあり、故に常民の婦人は權力あり、實勢あり、男には婦人の惡行不親切
 に對して腕力を以て制するの權能なし、腕力に訴へて婦人を壓するは朝鮮風俗の尤も違ひ
 どころなり、法律は常に婦人を以て勝者に置く、
 一般の婦人は巧慧にして智謀に富み、敏銳にして神經質なり、是れ家庭と風俗の然らしむ
 るところなり、世閔王妃を以て英雄の質ありと稱すと雖も、朝鮮一般の婦人は悉く閔王妃
 たらざるものなきなり、

婦人は教育として別に校内の教育なしと雖も、良家の婦女子は家庭の教育により、只だ諺
 文にて記述せる烈女傳、傳奇小説を道普に通所せり婦人は婦人によりて教育せられ、年十
 三に至れば普通裁縫、文字を傳習せらる、間々高等の教育を受け詩をし賦、文を能くせる
 の婦人なきに非ず、婦人は十三歳より外出を耻づべきものと定められたるを以て年少婦女

子は戸外は出づるの機會なし、
 洗衣は朝鮮の名物なり、一般婦人の唯一の勞働なり、或意味よりせば朝鮮婦人は洗衣せんが爲めに生れたりとも云ふべし、
 朝鮮に於て婦人の賣買あり、多數の婦人は財貨として使用せられ、永久の勞働に用られ、一代の妾婦に買はれつゝあり、之を我日本の年期賣買の娼婦に比するに其の永久的なるに驚くべし、兩班以下の多妻は、殆んど永久賣買によりて購求せられたる一の貨物なり、
 老人、齒徳者として老人は東洋に於て殊に尊重す、朝鮮に於ても老人は立法者となり、調停者となり、裁判者となり行政者となり、其の勢力は法律以外に超越し、其の勢力は政權者以外にあり、村落に在ては一邑の行政長として尊敬せられ、太陽として珍重せらる、喧嘩、婚姻、葬禮、祭祀。老人によりて決せらるゝこと多し、老者を尊び幼者を憐むは、東方立教の精髓なり、半島衰へたりと雖も、社會的美俗は尙ほ多く斷滅せざるなり。
 老者七十に至れば官府の恤賑を受くるの權あり、世人の君主が仁政の重なるものとして老者を憐むにあり、半島地方の平和が存立せるものは實に齒徳、政治によりてなり、路を行くも老者に譲り、事を問ふに老者を先んじ、長者に譲る是れ皆だ半島的美俗のみならんや、
 東方政治の特有あり、

佛教禁せられてより、葬式は巫者を以て其禮を營む、死者あれば親屬故舊集まりて泣哭すること數日を墓地を下して厚く之を埋むる、貴族は其郷貫に乏りて葬むり、常民は其居處に於てす、平地に埋むるを耻辱とし、必ず山陵に於てす、死を送くるも財貨を惜しむこと少く、死者の寶器は其死と共に之を伴葬す、死して讒經なきは余れ今日の朝鮮に以て見る、婚姻と全く父母の命によりて定められ、戀によりて自由の婚姻を爲すが如きは異俗として賤む、而かも淫行醜聞は天下に比類なし、婚禮には法律も其の階級を制限し、一代の財貨を役す、男子年十三四に至れば約婚あり、クリフヒス氏朝鮮婦人論の一節に

Korea marriage is a very odd thing, — not the ceremony which is simply Sui Generis, but the fact. A Korean marries, not because his is in love, not because he wishes for descendant, not, but simply and solely to be married, — abstractly as it were.

と結婚するが爲めに結婚せりと云ふの外何等の意義あらざるなり、
 離婚は國法に於て嚴禁せらる、もし離婚せば男女共に改婚すること能はせ、國法は婚姻に關して數多の制限法を立てたり、是等は政治の頹敗に比すれば尙ほ實行せられつゝあり、墳墓は半島の最寫を意味せる表章なり、是れ祖先を尊ぶの志より出てたるへしと雖も、丘陵山峯、苟くも耕田作地にも適せるところは墳墓累々として連なり、一墓毎に數百歩の土地を以てす、朝鮮は平地少く山野廣しと雖も年々墳墓を以て之を充てしめば遂に耕作の地

を減少するに至る朝鮮政府は生活を以て墳墓に交へんとするか、昔者大院君曰く墳墓累々委く國家必用の地を領す宜しく天下經濟の爲めに之を改葬すべしと、半島は於ては火葬なし、而して風俗好むて好地を下して墳墓に供せんとす、墳墓亡國論遂に出でざるなからんや、
 村邑無きの山野は之を耕すものなく、城邑に近き丘陵は之を墓田として耕すものなし、山國の民にして山を耕すことを爲さず、墳墓制度が生産界に禍害を殘したるは決して少きに非ざるなり、

政治制度

古代法——高麗の武人政治——李朝の文班制——主權と君主——貴族專斷國——官制の理想と事實——
 近世の官制一斑

一家國を成し、一統治を爲したる邦國は、其國情の強弱に係らず、固有の制度存せざればならず、インカの民、カプルの可汗すら法度を作り、教訓を留めたり、況んや三千年間東方の一王國として多少の勢力を有したる朝鮮半島に於ておや、

箕子東下して朝鮮に移りしや、般の遺制を行ひたるべしと雖も、古朝鮮の事茫漠として知るに由なし、所謂箕子の井田遺制と稱するもの平壤、東丘の下、一帶老松大杉道を夾むの處に存在せりと雖も、是れ好奇者の爲したるものからん、下つて高句麗、新羅百濟に至りては、固より族長政治より君主政治に移らんとしたるが如し、新羅の如きは法興眞興王の時代に至りて、政法を改め君主獨專政治の体面を爲せり、

初め新羅が斯盧の六村より起り、百濟が五十二の村落を統一し、高句麗が消奴、絶奴、順奴、權奴、桂屬の五部落より發達して漸く内部の統制、外部の防禦を爲すに至りて官制を作くり、政務の分業行政上の本職を生ず、

百濟の古爾王に至りて、官制大に發達し、六估平制を起し、宣服、庫藏、禮儀、宿衛、刑獄、兵念の六部を分ちたり、更らに又た内官部——穀部、内部、内掠部、外掠部、馬部、刀部、功德部、藥部、木部、法部、後宮部、外官部、——司軍部、司徒部、司空部、司寇部、點口部、客部、外舍部、網部、日官部、市部に分ち、王族を用ゐて各部に長たらしめ尙ほ族長政治を脱すること能はざりし、

新羅は、其の創業の際、已に井然たる官制を作くり、伊伐浚、伊尺浚、匝浚、波珍浚、大阿浚、阿浚、一吉浚、少浚、級代喰、大奈麻、奈麻、大舍、舍知、吉士、大鳥、小鳥、造

位の十七階級を作り、骨位を以て上下を定めたり、骨位とは王族の遠近を計るに最近の屬縁を第一骨位と云ひ、順より順に骨品の君あり、故に骨位政治と云ふ、換言すれば家長政治なり、法興王より眞平王に至りて佛教の傳來と共に化學の進歩、大陸即唐國の文化を影況し、官制大に變革したり、高句麗は大主簿、主簿、大使者、使者、序者、評者、太加、古鄒加、于臺、皂衣、大兄、小兄等ありて制法の如きは極めて粗單にして、武力の強者によりて政權を定めたり、

三國の官名、各異なりと雖も、初めは同族の團結より増殖し、遂に他に及ばし、族長を立て、統治者となしたり、獨り新羅の王位に朴、昔、金の三氏の交代を以てし其王位授多の平和なりと、國民の輿論により王位を更迭せるが如きは、家長政治の善良なるものなるが古グリキの初世に於て、統治者を定むるに、輿論の歸する貴族を以てせり、蓋し亦た相似たるところあり、堯舜禹湯の政權補多に似たり、思ふに朴昔金三姓異なりと雖も、人種を一にする所以は在るか、

高麗に至りて唐、宋、元三朝の外壓と、影況を受けて、官制の改革屢なりしと雖も、大抵は唐隋に由りて精密なる職制を作くりたりと雖も、其の名のみ存じて、實權、武人の手に落ち、武人政治を爲せり、(文宗官制表参照)

李朝に至りて全然明國の官制を模倣し、高麗の武人專横に鑑み文班を以て武班を制するの方略によりて定めたり、同一の位冠を有しながら、武班は社交上、禮儀上、祭政上、劣等の位置に貶せられ、武班は貴族の支族若しくは貴族中の門地低きものをして職任せり、表面よりせば朝鮮は君主政治なりと雖も、主權が君主の下に存在せし時日は甚だ稀にして各朝の創業者の外、主權が君主に存在せし事實を見る能はき、李朝五百余年、君主にして、主權者たりしは太祖李成桂のみ、高麗四百五十年宗祖王建を除くの外、王室は空位虚冠のみ、

君主は主權の名ありて其の實權は貴族の掌中にあり、貴族の專斷にして勢力強盛なること朝鮮國の如き邦國はあらざるべし、門閥ある貴族は其の政權爭奪の場裏に於て成功せる一國の主權者となることを得る而して此爭奪の成と主權實有手段とは一外族としての貴族の力にあり、之を要するに朝鮮專政治は外敵我政治にして外奈良朝の藤原政治を千有年來施行しつゝありと云ふべし、

朝鮮の腐敗と衰亡とは、之を考究せば其の原由するところ永遠にして又た數多なりと雖も官制の罪預かつて力ありと云はざる可らず、蓋し朝鮮國民は三千年間蠻民より脱出して東方開化の間に生存し、東方帝國の指導によりて開化の移殖を受けたりと雖も、國民として未

だ。教育せられざるなり、高等の教化、國民の生活を受くべき長日月を有し乍ら、其の長日月を變亂(内亂外難)の間に治勞したり、所謂その變亂を逸する巧慧なる併客と口辯の教育を爲したるの外、其の血肉は三千年前の蠻民と大差なし、一言せば高等の官制、文明國民としての官制を實行し得べき受納力を有せざるあり、吾人曾て人に半島の衰亡の原因を説いて曰く半島國民は理想と事實の大差異ある國民なり、彼等は西よりは唐宗以來の高尙にして復雜なる制度の表目を學び、東に向つては強大にして進歩せる日本國民の併客を知り、直ちに之を服して其の如き國民たらんことを期せり、事實、理想に反し、官制は無用となり、無用の官制は腐敗し、腐敗せる官制は數多の惡弊禍害を留む、國民如何墮落し衰亡せざるを得んや、曾て埃及王國が、英佛二強國の力を假りて獨立せるや、先づパリの榮華を摸擬し、ロンドンの盛觀を擬し、數千万の財貨を投じて物質的文明の輸入を計り、數年よしてカイロ宮殿の大理石の光輝赫々として地中海を照らし、埃及自ら以て文明を得たりとなし、國民以てヒラミッドの舊繁華を夢回するに至る而して數年ならずして財力盡き、國力衰へ、カイロ府、ナイル河畔の沃土英佛の旗下に置かざる可らざるに至る、猥狽にして冠すとは豈に獨り、エジプト王と其國民のみあらんや、曾て獨立の勞働によりて獨立の國力を保持したるの輕験少きを以て、常は他國強の大を見

るや之を羨望し、一夜の間に投機文的明を製造せんとす余、半島の史を讀み、高麗以來唐宗明の官制及文化を輸入し、敢て之を陶化の勞を取らざして、國力の増進を計らんとするの大愚を惜まざらんばあらず、近世に至りて清人の智を假り、大典會通を作くり、僅かに事大府二三の増補を爲したるの外皆な清國の制ならざるはなし噫茲に至りて半島の國を建つるの價を以て廉價とせざるを得んや、

七朝史概要

歴史部

古朝鮮

箕子の東遷——家族五千口——蠻族と箕族——王都——燕人——秦國及萬里長城の影響——箕族の亡命——漢の經界

今より三千年世界の文化は、カンヂス、インダス河畔の拜火人、ナイルのピラミッド國、バビロンの虛榮、アゼンヌ共和國、之を史上に訪ふも、朦朧として山影水色を見るが如し。支那に賢明の帝王あり、武王と云ふ、乃祖の遺徳を受け其木偶を載せて悪王紂王を亡ぼし、其族子箕子を封じて朝鮮に行かしむ、麥秀歌を作くりて祖國の荒廢を悲しみ、洪範の書を述べて、政教を講ず、其人ソロモンの賢に及ばずと雖もアリストメニスの仁政を知る。

箕子の朝鮮に封ぜられたるは、紀元前一千七十年と稱す。支那大陸は武王、周公の創設に

よりて、文物典章彬々として發達せりと雖も、朝鮮半島は石斧を執つて樹林を開き、木頭を提げて猛獸と争ふ、北狄南夷の蠻族が遼東の廣野に部落を作り、長津の高原、江原の山谷に漂泊せるの時なり。恰かも箕子の一行は十九世紀の民を驅りて、フキージ、サモアの蠻族中に投ずると異なることなし、其の名は封にありと雖も其實は放逐に在り。箕子の東遷するや、其一族及び殷の民從ふもの五千人と、皆な是れ家屋に住み衣服を着し法制に服し、禮學を知り、文化を受けたる優等の人民なり。彼等遼東の野を横ざりしは、モ一セの家族が埃及より出で、白日紅火アラビヤ沙漠を横斷せるが如く、往々蠻民の掠剽に遇ひ、天災に遭遇したるべし。朝鮮史は箕子平壤に都すと稱すれども其考據するところなし、思ふに盛京附近に於て箕子は住居の中心を定めたるべし。

古朝鮮と新朝鮮とは其地劃を異にせり、古朝鮮は西は遼河を界とし、東は大同江に至り、今の平安道及清國盛京省を通貫して稱す、此時に當りて遼東の野には東胡族は遼東半島の方面に繁殖し、林胡は盛京方面に在り、山戎は遼河方面にあり、皆な是れ統治なき野蠻の遊牧の民にして、未だ村邑城市を作くるを知らず、自然を掠め、水艸を追ふに過ぎず。箕族の東下して居處を定め政治を行ふや、嚴正法治を以てし、服せざるものは兵力を以て、使役して奴婢となし。法規を作くりては部落を統治せしめ、其の從來せる蕃族臣下を配分

して開國の基を定めたるに似たり。古史に傳へて箕子の八條なるものは極めて嚴刻簡單なり其中曰く、相殺以當時償殺、相傷以糧償、相盜後人爲奴婢云々、此の如き法治を以てしてすら、箕子は蠻族を統治すること能はず、辛ふじて箕族を保護したるに過ぎざるべし。去れば其の祖國より携來せる文化は、毫も移殖發達すること能はず、一二世を得て野蠻の間に消亡したるべし。箕子初めより武力を以て、蠻族を開拓したるに非ざるを以て、箕子の朝が微々として一國家を組織するに至らざりしや知るべし。後箕子祖國に還りて麥秀歌を作ることあり、果して亦た封土に歸りたりしか知るべからず。

文化亡び、統治衰へて遼東の野紛擾に圍まれて蠻族と争ふ、箕子以後四十世は茫漠として其歷朝の墳墓すら知る可らず。只だ數世にして山戎族が、箕族を南方に驅逐して遼東を横領し、西南の方燕人を破りて、山谷に據り、一定の君長なく一部落に一部落の長たるのみ。大陸は周室已に衰へて、國縣分立し、紛亂互に争ふて域外に出づるを能はざりしが、齊桓公先づ山東より勃海に浮び、遼東の蠻族を平らげ、燕王を助けて山戎を追ひ、蠻族の一大部落たる孤竹君を亡ぼして、一大掃略を爲したるを以て、箕族の南遷せしもの亦た西進して漸く領地を開拓し、燕國と相接するに至れり。史に列して、朝鮮侯、燕を征せんとし、太夫禮之を諫めて兵を止め、燕人亦た平和を構じたりとは、果して何人を指示せるや。

余以爲らく、當時燕領は、遼河に至り、朝鮮領亦た遼陽、海城より、東大同江に至るの、一帯地ならんか。是より先き山戎の侵犯に遇し、都を南に遷し、平壤に移りたるべし、後朝鮮復勢したるを以て、燕將秦開をして遼河左右二千里を取り、滿潘汗に至りて思を定むとあり、滿潘汗は果して何處を指すか、思ふに鴨綠江以西の地ならんか。

秦、春秋列國を統一し燕を亡ぼし、人種的防城、文物の境界線、兵力の天守備たる萬里長城を山海關より起して大陸を中斷し、更らに防塞を遼河以北に築くや、朝鮮四十世の王否は、大に畏懼して服従せりと云ふ然れども、秦政の苛刻なる、大工事苛刻の長久に涉れる久しき亂擾を堪忍せる、支那北東方即燕趙齊の民は遼東を横ざり、山東の海岸より或は勃海海峽を渡りて、朝鮮半島に避亂せり。偶陳涉、吳廣の小英雄起り、漢、楚の豪傑起ちて、風雲を呼唱するに至りて、亡命の民、朝鮮に来るもの數萬口と稱す、就中燕人衛滿なるものあり、族を聚め黨を招き其數千餘人、朝鮮王其亂を恐れ、西方の地百里を興へて居らしむ、今の蓋平城附近なりと云ふ、然れども衛滿朝鮮の兵力なく、統治力なく、政權なきを見るや、覆滅を計り、一日朝鮮王準に謁して漢王來れりと詐稱し、少數の手兵を以て朝鮮王を追ひ、一夜の間に朝鮮箕子の朝を亡ぼせり、竊に思ふに古朝鮮も亦た、古の族長政治の形体を具へたる迄にして、其の家長の権力は、其家族而かも少數の家族に及びたるのみならん、此

の時に至る迄、國家亦た國民なく、亡命の衛人が一擧手にして亡ぼしたる知るべき耳。

箕準其族五百を率ゐて、南に奔り、漢江海口より海に浮び、錦江に溯りて益山に居し、滿は朝鮮遺都平壤に居して、王と稱せり。此の時秦は二世にして衰へ、漢興りて已に統一し、遼東の蠻族は萬里長城以來北西に退隱し、北方の蠻族は、赫、句吉、扶餘、鮮卑の諸族吉林、烏蘇里の間に出没争掠し、其支族已に日本海岸を下りて、江原に来るもの、長白山麓に來りて、長津高原に漂泊する北人の部落は漸く南遷しつゝあり、饒、貊の二部落は、已に族長國を形成して、漢江の上流に在り、半島の舞臺は諸々に族長國を形成せんとせり、漢帝之を以て征服せんとし、先づ滿を以て藩屏の外臣となして、諸蠻の君長を入覲せしめんとしたれども、漢の統制容易に爲す可らざるを見て、切りに北東に經略し、山谷の蠻族を征服し、貊、獯をして服せしむるに至る。

孫右渠に至りて益北東に進略し、北は咸興より、鴨綠上流に及び、東は漢江及其上流、江原の山間に及び、漢武帝、王をして招誘入貢せしめんとすと雖も肯せず、却つて漢の塞を攻めて漢人を掠めたり、武帝は當時の霸圖を抱くの豪傑にして其一代の武業は雄圖の半ばをも成さざりしと雖も、一朝韓王の反抗を見るや、大に怒り天下の罪人を兵となし、樓船將軍揚僕に命じて勃海より進攻せしめ、右將軍荀彘をして遼東より陸路へ進入せしむ、右渠、

平壤の險を固守して降らざること數月、武帝更らに濟南太守公孫遂をして征せしむ、遂、荀
 疑と計りて揚僕を殺し、更らに亦た荀、遂を誅し、全軍を合せて攻む、右渠の部下韓陰、相
 參、將軍王峽等計りて降らんとす、右渠決然として戰意あり、此の時漢軍已に平壤に屯營
 すること二年、糧食欠乏し、士卒疲勞し、戰意なし、遂に相參、右渠を殺して降れり、一説
 に曰く、王子張裕、右渠を殺して降れりと、何れか是なるを知らずと雖も、漢軍城中に賂
 して計れるによるならんか、衛滿亡むで漢、朝鮮を樂浪郡となし、樂浪十八縣古朝鮮暫ら
 く大陸の下に統治せらる、亡滅の年は元封三年、西大陸に於てはロマカイザルの雄圖已に

ナイルに及びバルカンの山頂に至るの時なり。
 古朝鮮九百餘年の史は固より獨立の史に非ず、亦た國民史に非ず、漠然として據るところ
 なく、僅かに不稽誇張を以て充てらる支那外史によりて知るに過ぎざるなり、其交渉は蠻
 族の外交史なり、其戰鬪は部落の小闘に外ならず、制度を徵するに由なく、其文涉禮樂な
 るもの存在したるや疑ふべきなり、思ふに柔和なる般國の亡民、箕族の子孫は、數世を過
 ずして山戎、胡種の蠻民と混化し、消亡せられて後の朝鮮なるものは春秋戰國以來の亡民
 が持來せる大陸文化の片塊なるべし、故に誤りて朝鮮の名目あるが故に朝鮮半島史の一部
 と爲さば、爲し難きに非ずと雖も、吾人は寧ろ朝鮮半島と大陸の間に於ける移住民史とし

て見るの外、價值なきを知る、若し之によりて大陸の文化を移殖したりと信するものゝ
 ば尙ほ蒙古の歐洲侵略を見てグリキ、ロマの文化を蒙古に於て訪はんと欲するが如き耳。

東南方の家長國

洛東江畔の部落——新羅國——駕路の九村——馬韓建立——秦亡民と辰韓——三韓鼎立——新羅の膨脹

太古混沌たる世に於て人族の移遷部落の行路は常に一定の方向に由らずと雖も其の遷移す
 るや天富の山野、至便の河畔、平穩にして近距離なる海路によりて來往、移殖せざるはな
 し、朝鮮南東部の人族の如き、其の原殖の行路に至りては茫渺其源を究むる能はずと雖も、
 吾人の觀察によれば東方亞細亞人族の流轉は一個の環内より始まるが如し、之を分ちて北
 環及南環線とす。

北環線は基點を松花江北西より、アムル河東南に至る一帶の沃野にして、此より數多の人
 族分岐して、朝鮮半島に於ては平安道より白頭背系の山國に至る沃坦、魏貊の諸族を包
 含し、日本海を越へて古日本出雲、石見乃至日本海岸に沿ふの一帶より、サガレン島より
 東シベリヤに至る一環内を云ふ。

南環線は基點を楊子江北東より分岐し、山東及遼東を経て朝鮮西部より轉入せる、箕族、燕族、漢族乃至秦の亡民なり、是等は南部忠清、全羅、慶尙の隱密なる山谷(漢江の上流)肥沃なる平野(錦江の附近、洛東江畔の地)に移殖したり、亦た南、海に浮むで琉球に漂泊し或は九州南部に移入せる人種は原人南來の蠻族熊襲人種と混化し、更らに別種を爲して九州西南より海を越へて慶尙並に全羅に入りて部落を作り村邑を興して遂に洛東江南の族長國を作れるあり。

此の二環線内の人移動、基點に於て多少異議なきにあらざると雖も、朝鮮半島の發達、進歩、平和、衝突、亡滅、一言せば半島史は古來より近世に至る迄此の二環線の人族の勝敗より起らざることなし。

古代史の散逸せる片文によれば、周の初に於て已に半島の東部、洛東江の兩岸には多少の人種ありと稱せり、此人種は箕族南遷して錦江に溯りて、益山郡に居を定めたるときは、已に其部落時代を経由し、多少の統治と法制とを以て村落政治を作り、族長を押し君長となし、四圍の外敵に應じ、内部の制從にも爲したるの進歩に至れりと言ふ、然らば果して彼等は何くより移殖したるか、歴史家の推測するところによれば或は獫狁族の南遷したるものに非ざるなきか、或は曰く箕子族の南遷前後已に大陸より南海に浮むで繁殖したるより一の得るところなきを以て之を判断する固より一の推測に過ぎざるなり。

余は常に日本西南部と半島東部との聯絡は太古に於ては頗る頻繁にして所謂素盞尊の半島渡海の如きは偶以て其一證となすべく、對州海峡に於ける對州島が此の往來の中心となりしは推想せらるべし、思ふに九州西南の人族が洛東江を溯り、沃野漫々天然の好實あるを見て、茲に繁殖し、一は東に至りて金山、慶州の山野に據り一は尙明、善山、高雲の高野に止りて、村落を作りて漸く西南に繁殖したるに非ざるなきか、所謂斯盧の六村は此の支族の郷國ならんか。

韓史に稱して朝鮮の遺民東海の濱に分居す、闕川楊山。突山高城、甯山珍子、花山大樹、金山加里、明活高耶の六部村を爲すと然れども朝鮮の亡民が東遷したるは後世の事にして秦の亡民が忠清北部慶尙西部に移殖せると前後ならざるを得ず、是れ其の考據なきに苦しみ偶以て朝鮮の亡民を以てしたるにあらざるなきか、後世秦亡民繁殖して東下するに及び斯盧國も亦た辰韓十二部の一となりしと云ひ或は新羅の祖國は斯盧より起れりと云ひ紛々定らずと雖も吾人は韓史に稱するが如く新羅は斯盧より起り偶楊山の麓に於て高墟の村長蘇代公の知るところとなりて、朴緒を押し六部の總長となし、以て新羅の基礎を作り、

四隣を征し、遂に洛東江南をも略し西南長韓、馬韓に手を下さんとしたることを信す、是れ漢武元封年間にして我紀五百五十年前後の事なりと言ふ。

これより先き洛東江南に繁殖せる人種は朴緒勃興の頃には已に辨辰酒離酒陳、辨辰接塗國、古資彌陳國、古淳國、半島國、樂奴國、彌烏邪馬國、甘露國、拘邪國、漕馬安邪國、濱盧國と稱し各君長あり、風俗清潔を尊び、天を祭り、歌舞し、武勇を好む人種なりと、後金富國起り日本府建つに至る迄、新羅の統制を受けたること少なからず、その祖先も亦た新羅の祖國と均しく洛東江を溯りて繁殖したる人種にあらざるなきか、吾人は一の疑問として存す。

東部の沃野には、粗末なる族長國を組成せる村落已に増殖し、忠清、全羅の天然豊穰の地已に貊族の南下せるあり、箕族の東下に追はれて移殖せるものあり、東部より膨脹せるものあり、秦漢の間、大陸より避亡せるものありて諸々に小部落を作くりて居りしが、偶箕準、衛滿の徒に逐はれ亡命して錦江の南岸益山に上陸し、茲に亡命窟を作くり、箕族の南移せるを集め、漸く其の族衆増殖せるに至りて、諸部落を征服して統一し、所謂馬韓の一大族長國を形成す、馬韓は半島南部の一大勢力にして此人種は已に多少の文化を知り、政治を行ふことあるを以て、城寨を作くり、法制を施し西は京畿の漢江を境とし、南東は

全羅一面を掩有し、當時秦國の亡民五千餘來るや、之を忠清東北に移して統治したり、史に記して馬韓五十四國——爰襄、牟水、桑水、小石索、大石索、優休牟湯、臣漬浩、佃濟、速盧不斯、日華、古誕者、古離、怒盧、月支、咨離年盧、素謂乾、古爰、莫盧、卑離、古離卑、臣爰、支侵、狗盧、卑彌、盛奚卑離、古蒲、致利鞠、冉路、兒林駟盧、內卑離、成奚萬盧、辟卑離、舊斯烏且、一離、不離、支半、狗素、捷盧、牟盧卑離、臣蘇塗、古臘、臨素半、臣雲新、如來卑離、楚山塗卑離、一雄、狗奚、不雲、不斯漬邪爰池、乾馬、楚離、——にして大國は萬餘家、小國は數十家あり、總て十餘萬戸ありと稱す、其の盛大を見るべし。

衛滿の平壤に來侵せしは秦の覇圖の結果にして、秦人の半島に亡避したるも其の前後ならんか、或は箕族南下して馬韓統一の後にありと云ひ、或は馬韓分立の時にありと云ひ、異説紛々たりと雖も、山東の民、秦國の苛政と、苦後を避けて秦朝に服事するを欲せざる燕齊國の人民なるべし、彼等衆族を拉して半島に來るや馬韓人、大に其の勢力を憂苦し、其の北部の地、今の清州、忠明の地を割いて居らしめたるべし、此の亡民は辰韓と稱し久しく馬韓の統治に屬したりと雖も、元より優等の化育を受け幾多戰場を經由したる人種なるを以て、其繁殖と共に漸く東に下り、白頭山脈を越へて洛東の野に侵入し安東、清道よ

り東海に至り、斯盧の如きも一時併呑せられ辰韓十二國の一に數へらるゝに至る、辰韓の強大は北方貊、獫狁の南下を招きたりと同時、遂には忠清北東より慶尙西部の一大領を形くるに至れり、鐵を以て貨を作り、獫狁、馬韓、日本と交易したるを以て見るも、其祖先が、山東附近の亡民にして政治的勢力を開拓すること能はざりしと雖も其の産業的開發により人口の増加と國の富強を増進したり。

之を要するに東南諸部の状態を見るに頗る平和の發達を爲し、爰に族長政治に服従したるものゝ如し、三韓共に其祖先を異にすと雖も、人種の大差別なく而かも貊獫二國は備滿の征服、洪武の統治以來、南遷の餘力なく扶餘の蠻民は尙ほ木骨石斧水艸を追ひ、天然を望んで漂泊し、未だ村邑都城を作くるの開明に至らず、北人との衝突なきを以て人種的侵略の争は極めて少く互に平和を保つに似たり、殊に辰韓と云ひ、馬韓と云ひ、亡民にして自ら武力に訴へて土地を侵犯することを欲せず、幽陰なる山谷に一部落を作り、隱密なる平和を城柵の内に送くるを求むるが如き、柔和なる人種の聚殖なりしを以て南方の開發が遂に族長國を一躍して専制君主の大國民を組成するに至らざりしなり、南方の國民が消極的平和の人種によりて組成したるを以て其遺風の日及び、雄略一世を蓋ひ、霸圖、天下を席捲するの豪傑なく、其人民は、卑窟にして商機に富み、其性情は幽鬱にして猜忌に長

じ、遂に上下三千年の間、一大帝王の遺圖を見ざる、下連的國民を殘せり、而して今日尙は存立せる市場の如きも當時一村に一村の君王あり、一部に一部の政治あり、互に小族長國を爲すの時代に於て物品交換の必要より出來せる遺制なるべしと。

馬韓は京畿より全羅に及び、辰韓は忠清北部より慶尙東部に達し、齊韓も亦た、洛東江南の一帶地を領有し、三韓鼎立せしが、後漢の初めに當りて齊韓には日本より屢來侵して、紛擾絶えず、其間金富國は九州西南より渡來せるものによりて俄かに勃興し、辰韓の一部、斯盧國は朴赫と稱する勇悍にして智略ある外人の力によりて辰韓より分離し、六村の長となりて漸く西南部を服従せしめ、馬韓は、北人の南下によりて衰亡し、三國自ら解散に近し、而して朴赫世の智略は旭日の大海を照らし始めたが如く、齊韓の大部を併し、辰韓を服従し、馬韓に侵入し、次に資雄の世に至りて日本人脱解に至りて斯盧の大業は漸く成り、新羅と稱し、半島の東部に於て嚴然たる一王國を作くるに至れり、脱解は但馬の人なりと云ふものあり、亦た九州肥後王名より來れるものなりと云ひ各異なることありと雖も、朴赫以來三世間は比較的英雄の勃興によりて新羅の勢力は半島の南東、漢江以東の地を併呑せり。

三國分立

北人の南下——高朱蒙の子孫——温詐と百濟——北人の政治及南人の開化——三國争衛上に於ける百濟

大同江畔に退縮したる古朝鮮は亡び、大陸漢人の統馭は弛るみ、半島の西北は英雄なく、强者なく、政治なく、各種族の生存競争に放開せらるゝに當りて扶余族は久しく楸、鮮卑、沃沮、勿吉、肅慎の諸族と松花江より黒龍、烏蘇里の間に争闘し稍一大部落を統成するに至る、其の王族高朱蒙は内訌に乗じて南下せり、當時扶余族は數多の部落を有し、己に白頭山を越へ、半島北部の高原に轉移せるもの少からざりしを以て、朱蒙先づ此等の部落を集めて、居處を鴨綠江の上流に定め稱して丸都城と言ふ。

朱蒙、扶余の支族を率ひて朝鮮西北の部を統治し其位を先子琉璃(類利とも云ふ)に傳ふるの志あり、類利は曾て北扶余に立るの日、生みたるものなり、其勇武以て北方の雄圖乃祖の業を嗣ぐに足る、而して部下の衆、多くは北より従行せるものにして南方に於て生める沸流、温詐の二人は之を見て國を去りて南に走れり。

朱蒙の諸部落を統治し、一家國を爲すや、北は蒙古のコルチン、西は遼西、南は黄海、東は日本海に及び、白頭山を中心として四方を經略し、類利王に至りて國號を高句麗と云ふ、新羅の開國に後ること二十一年、我紀元六百二十三年、大陸は漢末の亂世に當り、小英雄、權を争ひ、餘力、外征に及ばざるの時なりとす。

沸流、温詐は南に走り、沸流は今の仁川府に避亡し、温詐は忠清の稷山に據る、馬韓の政治已に衰へ、國內紛擾昏々として手を下すものなき好機に乗じ、直ちに衆を集めて撫服したり、當時馬韓は各村邑に各君長あり、所謂馬韓五十二國各小大長ありて互に境界を守り、之を總御するものなく、新羅の勃興によりて南東已に降り國勢振はざるの時なりしを以て、温詐の南下は飢虎の群羊を驅るが如く、容易にして征服したり。

新羅已に開化に赴き、高句麗已に領地を掠め百濟已に樹立す、吾人此間の英雄、争亂、殺戮の記事を爲すに先つて三國の政治を見ざるべからず、後年の半島政治史上常に文武の争となり、外交の消長となり兩班の優劣となれり亂源の初代史は實に此の三國の間に胎胚したり、何んとなれば地理論よりせば高句麗及百濟は白頭山の西北より南下せる北方の蠻族にして其の南下するや侵略的によりて領土を拓らき、新羅は洛東江畔に繁殖したる平和的遊民にして其始めは秦人の亡民、日本の移住によりて開拓したるものなり、一は北方の蠻族、一は南方の流民、後二千餘年を經由して尙ほ其の風俗、政治、勇武の上に自ら嶄然と

して異なるどころあり。

高句麗の祖朱蒙初め鴨綠江上流に定むるや地勢の不可を見て、遂に大同江の支流、沸流江に都を定め、大武初王に至りて蓋馬(蒙古支部)を征し、樂浪を滅し、東南貊族を侵犯して、百濟亦た建國以來紛擾絶ゆることなく、責稽王は貊兵の爲めに害せられ、紛西王は樂浪太守の刺客に殺され、比流王は殺戮を好み、近尙古王は外征を好み、高句麗を攻めて勝たず、高句麗も亦た争亂を事とし、遂に成立ちて宰相高福章を殺し、太祖の王子莫根を害し、尙國立ち、男武王立つに及びて、猛斷勇進、四隣を征服し、處士乙巴素を聘して相となし、武斷政治を行ふ。

北人は尙ほ兵力を以て領土を治め、常に武力によりて國土を開拓し、一旦其の武退縮するや、戰源忽ちに起り、父子互に争ひ兄弟相殺戮し、國倫なく、尙ほ北方蠻族の遺風を存し、漂泊的、部落的政治によりて治む、之に反して新羅は已に儒理王の時、六部に姓し李、崔、孫、鄭、裴、韓——を興へ、六部を中分して二となし、共和的立教政治を立て、徳齒を以て君位授受の本位となし、恰かも堯舜政治の如く輿望の期するところによりて主權の生存を定め、純然たる共立長族政治を作り、其人民は祖國を守るに勇武にして平和を喜び、其國王は雄武ありて禮讓を知り、六部の二大部を蘇曲に會して國政を議し、宛然古希

職の少數共和政を見るに似たり、已に亦た官制を設け、族長の系統近遠の法によりて位階を定むること十七品——伊伐餐、伊尺餐、迎餐、波那、大阿那、白授、直骨、王骨、阿骨、吉骨、内骨、級伐骨、大奈麻、奈麻、大舍、舍知、吉士、大鳥、小鳥、造位——隣邦、委督(三陟)揮督、(慶山)の諸國來降し、郡縣の制を立て、日本人脱解の徳と村屋を推舉して、王位に即かしめ其子孫皆な賢明なり、逸聖立つや、政事堂を作り、洛東江の堤防を修め、田野を開墾し、新羅は小開國の文化を東海の濱に分植したり。

支那大陸は漢末より三國鼎立に移り、遂に五代の戰亂となり、文物の光輝は暗黒時代に没入し、半島の西北南は高句麗、百濟の蠻的武力時代に在りて血を以て肉を争ふ所の殺伐時代に在り、東海の日本も尙ほ熊襲の蠻民、九州に據り、大和民族は四國の征服に餘力なき時に當りて、半島の東方、洛東江の北東に於て東方文化の形影を發生したるは全然東方の文化戰亂の間に没了せんとするの光輝を殘存したるものと云ふべし、然れども新羅の文化は保守的にして活動せず、虛榮的にして實利ならず、其人民は天性平和と安樂を好み、勇邁四方を經略するの霸圖なく、其の境界を保つての武勇は、平和を愛するの慾望より來れる消極的勇氣にして開國以來日本の侵犯に對し、北方の蠻族を防ぎ、幾度びか華麗、榮飾、一國の獨立、文化を誇示するに足るべきものあり思ふに法興王、眞興王の霸業と巴月城下

の文化は必竟するに消極的獨立の遺業にして尙ほ今日慶州城を訪ふもの、其の古宇殘墟の宏大なるを見て低回去る能はざらしむものありと。

幸にして三國鼎立の時代は支那大陸内亂に當りて外征の餘力なく、北方の蠻族は扶余に併呑せられ又た南に下らず、外邦の交渉、少かりしを以て三國は互に封建割據の勢を久しく保持したり、新羅は白頭の脊系を國境線となし、北は大白山の東疆によりて閉塞を爲し、守勢の好地形を有せり、百濟は半島の中原、忠清、京畿の間に在り、四方經略の便ありと雖も江原の山谷、咸鏡、平安の間より襲來せる蠻族、常に北西より擄掠を爲し、黃海、咸鏡の際よりは高勾麗來りて邊境を侵し、内亂外交絶ゆることなく、常に都を漢江の南、廣州の要間に定めて北西南強敵を制せんとせり、

高勾麗未だ南下の餘力なく、大同江は東に武を用ひざるに當りて、百濟は切りに南方全羅の馬韓の遺族を征服し、亦た任那の日本府と相同盟して、新羅の國境を侵犯せり。

日本の總督府を任那に置き神功皇后外征以來其武勇三國の間に多少の威信を保つ無さに非ざりしと雖も、其施政の寛漫なる、當局者の人を得ざる國是の漠然たるが爲めに常に新羅の外壓するところとなりて、僅かに洛東江南、尙州より全羅に至る江右一帶の間を領有するに過ぎざりしが如し、百濟は高、新二國が同盟して攻侵するを憂ひ、魏に援兵を請ひ、

亦た深く日本に屬邦的禮遇を受けつゝ、攻守の盟約を爲し、王子を質となして新羅の侵犯を拒ぐを得たり、

百濟は日本府及日本を以て新羅を壓し、其間に高勾麗に侵入し我紀元一千〇二十九年頃、近尙古王が兵三萬を卒ひて平壤を攻め、高王故國原王が國を舉つて防禦したるが如き、高、百交戰史上の著名なるものとす、新羅が日本兵より受けたる屈辱は頗る永久にして眞興王時代に至る迄、年々日本の攻侵を受けざるをなかりき、是を以て眞興王は北、高勾麗と約して外人對日本同盟を結び、屢高勾麗兵が日本の外侵を救へるの口實を見るを得たり、

日本及百濟同盟時代に文化の東漸は著しく、日本最初の教學が百濟によりて移入し所謂雄略帝の蠶業保護の如きも百濟之を教へたり、百濟は其の亡滅に至るまで日本と同盟し、日本が百濟のため幾萬の兵力を費したるの事實は百濟亡び後李朝の末世に至る迄、綿江の下流に於て數千の日本村ありしと云ふを以て證せらるべし。

若し高勾麗にして當時、慕容族の西衰を顧みるの憂なく、亦た蒙古の南侵を受くることなからしめば、新羅、百濟の併呑知る可らず、高族の祖國は則ち白頭山の北西にして後世、宋國を亡びんとしたる契丹、明國を亡ぼしたる愛親覺羅氏の生ぜし處、此民族は半島に於て大なる功業を立てざりしと雖も、大陸に於ける雄圖は今も尙ほ滿州人として近世の史上

に赫々として光ある世界の強族なり。

高王東川王の世に至りては、魏兵は百濟の請求に應じて幽州刺史母丘儉をして丸都城を破り、大虐殺を以て破滅して去る都を平壤に移し、西川王に至りて肅慎は北より侵入して邊域を掠し、烽上王の時には慕容廆は遼東より來犯して城邑を掠奪し故國原王に至りて慕容皝來りて丸都城に入り美川王の墓を發して寶物を掠盜し其尸骸を載せ其王母王妃を虜にして去れり、悲惨痛絶の耻辱を加へられ、年々北西の外敵を受け、而かも尙は百濟との交戦は止むことなし、而して此悲劇の反撃は數世を過ずして百濟に加へられ、高國の中興者たる長春王は始めて半島北部の光輝ある統治を全ふせり。

此の大反撃の前に當りて百濟は大元三年、辰斯王の世に於て青木嶺より八坤城を過て、西海に至る長壁を築き高句麗防制の準備を爲したりと、是れ三國中世の形勢にして若し其れ法興、眞興の霸業より高、濟、二國の亡滅に至りては亦た大に今の朝鮮を考ふるものあり。

南北人消長

新羅の全盛と法興王眞興王の霸業——百濟同盟對羅同盟——高、濟の滅亡——弓裔及蓋賈——高麗——未

日と虚榮

騷亂、殺戮、革命、陰謀、事大、貳心、虚榮、破倫、大凡國家の汚辱として數へらるべき汚辱が半島の史上に通貫せざることなく、上は箕子の世より、下は李陛下の今日に至るまで聊か一國の光輝を負ふの英雄、一天下を反照すべき榮譽を得むと求めんとするも得べからず、然れども汚辱の中に面目あり、衰亡の間に色澤あり、悲劇の幕に歡喜あり、三國鼎立紛亂の世に新羅の開化強富の如きは、聊か半島の面目を爲すに足りなかな。

新羅の祖宗、朴赫世子は賢明の建國者なり、儒理王、脫解王皆な平和を守り國力を拓らざる賢君にして、異姓の君主時に王位を嗣ぐが如き各異なるところありと雖も、君長の賢徳により、國力益進捗し、訥祗王に至りて高族の北襲、日本の東侵に對して、巧慧なる外交により弟卜好をして高句麗に質たらしめ、王族未斯欣をして日本に入らしめ、力めて内政の充實を計れり、牛車を作くり、孤寡老者を恤み、仁政を施せり、炤智王は郵驛を置き、市場を定めたり、智龍王に至りて外侵の憂なく、國力増進し、新羅の國號を新稱し、郡縣の制を置き、殉死を禁ず、是れ已に人智の開化高度に進みたるを證明するに足る。

東方王國は切りに内政の改革、新設を急ぎ、國力の充實を經營するに當りて高句麗、百濟は尙ほ互に雄を争ひ彼より出で南を掠め、此より侵して北を略し、大同江と漢江の間は高、

濟二國が武を争ふの中原となり、一消一長久しく決せずして來れり、百濟王全慶は高句麗王長壽王の軍に殺され長壽王亦た百濟を征して陣歿す、然れども百濟は政綱舉らず、陰謀絶ゆることなく、國力消了せるを以て、高句麗は攻勢を以て侵攻す、是を以て文固王は漢江の右岸に據りて、北來の大敵を拒ぐこと能はざるを以て、都を忠清、公州に移して退縮政策を取れり、次いで東城王は苟加人に暗殺せられ、武寧王は高句麗王文咨安藏と交戦し、且つ東方の新羅は益膨脹し、其人民は忠烈にして死を怖れず其馬は肥へ、其國力は充ち、其兵は精悍にして小白頭山脈を越へ清州を略し、稷山、忠州を攻む、百濟の聖王遂に窮して東北西より、敵に包圍せられ更らに都を扶余に移したり、百濟の退縮も茲に來りて極まれりと云ふべし。

之に反して新羅は、王毎に賢君出で、法興王の世に至りて、年號を新稱し、全く獨立の發達、獨立國の体面を作くり、半島に未だ曾て無き眞個の獨立國の態度を備ふるに至れり、是より先き訥訛王の世に傳播せる佛教は、法興王の保護政策と熱誠なる信仰により、純然國教となり、法興王は教誨場を設けて八關會と稱し、宗教の傳布と共に大に物質の變革を起し、慶州城は九重樓の高塔を作くり、大理石製の大佛像を塔上に置き、宏大なる寺院は城内に興り、精密なる彫刻、麗煥たる佛壇は益作られ、人民は洪濤の捲來せる大勢を以て

口碑的迷信を破り、シヤニズムより戒律的小乘的佛教信者となり、随つて文化も傳播し、仁義忠孝の道は佛僧の口より八戒の一として唱導せられ、儒教の皮、道教の肉、佛教の血を以て混化したる佛教の勢力は國民性格の上に一大變革を及ぼし、勇強なる氣象、物質的進歩、和平なる政治となりて洛東江の一小邦土をして恰かも東方のアゼンスを見るが如くに至らしめたり。

且つや法興王は新羅の英主にして内に對して仁慈寛容を主とせりと雖も、從來百濟の侵犯、北方の襲來を受くるを憂ひ、臣下をして北西の城柵を修めて、且つ大伽耶府を亡ぼして、領土擴大の霸心勃々してと禁する能はざるものあり、當時巴月城即慶州城の光景を記せるものを見るに九重塔の皓々たる色は、綠樹の間に天日に反射して、十里の平野より眺むべく、巴月城の王宮内は肅然たる家庭を飾るに、莊嚴なり僧侶の音楽を奏じ、讀經を爲すの聲に包まれ、國王は八關會の戒日に、往々外幸せられ、隱密なる國民は佛教の傳播以來、王室と臣下の間を神聖となさしめ物質的進歩は人民の氣力をして國民的氣運に向はしむ。

法興王は二十六年の間、専ら外交の經營と内政の進歩に力を盡し、駕洛國を亡ぼし、日本の外難を免かれ、百官の服制、教學の設置、律令を頒布したり、子の眞興王に至りて聰明英敏にして佛教を信じ王后亦た尼となりて家庭の教育、婦人の貞節を勵まし、訥訛以來變

革したる數多の制度を振肅し、父、法興王の志を嗣いで四方を略すの志あり、伊餐異斯夫に命して大伽耶を亡ぼし、百濟其雄心磊々其霸業赫々たるを見て、攻守の同盟を以て高勾麗を討平せんことを求めたりと雖も眞興王は之を拒絶せり。

百濟は世々、新羅を侵かして平和を破りしもの、今ま一旦其高勾麗の強大にして外兵力の足らざるを見て、禮を厚ふして羅濟の協定案を以てす、若し眞興王にして高勾麗分割を欲せば協定案不可なきに非ずと雖も、新羅は到底百濟と共にすべからざる歴史上の舊憤あり、法興王の國是あり、姑息的百濟の遊説を辭したるは新羅に於て尤も痛快なる外交と謂はざる可らず、南人の獨立を完ふすの好政略を得たりと云ふべし。

百濟は此の反撥に打たれて、却つて高勾麗に交渉を始め、二國同盟して新羅を討つ約を爲せり、百濟は已に新羅と和す能はざれば、進むて高勾麗と同盟するにあらざれば國勢維持すべからず、幸にして百濟の此の政系は恰も隋文帝の高國遠征の風習により而かも其遠征は新羅の内援あるを知り、高勾麗は容易すく數代の深怨を棄て、同盟の約を爲せり、昔しより外交の利害掌を反すが如し百濟勾麗同盟の如きは國民社稷の深怨君臣の警懐あるに拘らず、一朝相提携するが如き實に雷に露清同盟、普佛媾和の比ならんや。

眞興王の時、洛東江の水氾濫し、江南の民死するもの三萬、百濟此變に乗じて邊城を攻略

せり、眞興王在位三十六年、外に向つて獨立國の面目を以て立ち、内に在りて訥祗以後の事業を振作し、佛教の廣布、教學の設立、領土の擴張を計り政務の分業、行政の改革を厲行し、慶州城は洛東江畔の王城たるのみならず、東方の一大都會となれり、眞利王、眞平王皆な祖業を守成し、眞平王の晩年の如きは、志氣一振、國勢進張の策を立て、船府署を置きて航海術を獎勵し、禮部洞府を設けて外交局の任務を爲さしむ、木綿の野、栗花の郷、白石の城、碧瓦の宮、是れ半島三十年の長日月の衰亡に於ては稀有の現象にして、畑雨中より太陽を仰ぐが如し。

百濟高勾麗の同盟以來、新羅は邊城彌猴城大耶城を侵され、城將金品釋殺さる、百濟の銳鋒甚だ急なるを以て、金春秋なるもの高勾麗に行ひて、同盟を破らんとせしも成らず、其族金庾信、慨然として國家の危急を見て、蹶起し、且つ同族の死せるものあるを見て大に爲すところあり、其武勇と智謀とは早くも國人の尊信するところとなり、金庾信をして外交の局に當らしめたり、もし此の時に當りて麗濟同盟は益堅實となり、新羅の孤立永く保つ可らず國歩艱難を見て、金庾信は主として唐軍を請ふて、先づ麗濟同盟を破らしめんと欲し、國書を唐に送くれり。

是より先き隋煬帝は無名の師を起し、三十七萬の大兵を宇文述に指揮せしめ高勾麗を對た

しめしが、軍機齟齬し、晴川江を退き全軍鴨綠江を涉らざるに、高句麗精兵を以て進轉し、猛烈なる進撃により三十七萬の隋軍生きて還るもの三千餘人、此無慘なる大敗はナポレオンの露國遠征と均しく、驕慢なる煬帝をして、激怒せしめ、宇文述は牢囚となり、更らに大軍を起して征略せんとして内亂起りて亡びぬ、新羅唐の新勃興を見て利抗失す可らずと爲し、金敏信を唐に遣はして遠征軍を求めたり。

百濟新羅の小交戦は絶ゆることなく新羅の邊邑諸將は屢敗軍せりと雖も、將士の節に死するもの多く、一國擧つて敵に當るの氣概に富みしと云ふ、偶百濟義慈王は國歩困難の時なるに拘らず望海亭を作くり、奸臣を用ひ、宴安の間に送くりしが、唐の大軍錦江より溯り、新羅の英雄金庾信兵を率ゐて來るを聞き滿庭驚愕し、防禦の策を議し軍議百出決せず、漸くにして興首、羅軍を炭峴に迎へ、唐兵を白馬江(扶余の下院)に要すの策を献じたるの時は、兩軍已に城下に迫れりと聞き陌階を遣はして迎へ撃たしむ、階伯克たすして死し、王、衣冠を棄て、周走して公州に走り、花の如き宮女は白首紅裙徒跣して大王浦に走り、貴公子等前後亂走して行き、浦上の斷崖大石の上より點々身を投じて死せり、所謂落花岩是なり、落花岩下の斑血と共に六百七十八年の王朝は亡ひ國王囚はれて唐に入りて客死し、其地を没して熊津、馬韓、東明、金漣、德安の五都督府を置き、將軍劉仁願をして總撫となさし

い。高句麗は李世勣唐兵を率ゐて遼東より來從したれども、天寒くして退軍し、又た蘇定方を遣はして、討たしむ、新羅同盟の約を以て來援し、兩國平壤を夾撃して破り、七百五年の北人の國脈一擧して亡ぶ、其亡ぶる時や、城百七十六、戶口六十九萬、人口三百五十萬、亦た盛なりと云ふべし薛仁貴を安東都護府となす。

若し曩きに麗濟二國をして内政の失徳なからしめ、共同して急に新羅を討たしめば、或は大陸兵をして専ら外征せしめ能はざりしならんに、内政の腐敗は國民の怠惰となり兵力消耗し、北人の政治は軍國政治にして教學の進歩を知らず、偶大陸より移傳せる佛教、儒教及び文化は之を受けて化殖する能はず、皆な之を新羅に移了す、北人の武、南人の文、白の興つや自ら異なり、其の亡ぶるも亦た異にす。

麗濟亡びてより、新羅唐國の藩屏となり、其令に服せりと雖も、金庾信内に在りて内外の政務に當りて企圖するところあり、唐軍永く半島を守備するの煩なるを見て、漸く兵を撤し去るや、新羅は一服より一服に領土を擴張し、平壤に至る、庾信死してより國勢振はず、惠恭王より眞壁女主に至る十二王の間、政權爭奪の内亂絶ゆることなく、宮中の背倫、權臣の争、守兵を以て王城に入り殺害互に相接す、是の時に當りて新羅の新化盡し、巴月

城は金彦章、金均員、金明、金祐互に殺害を以て王權を窃み東方亦た暗黒となる。
 憲安王の庶子弓裔なるもの原州に據りて亂を爲す、弓、元と禪刹に入り、膽大冷冽妖説を
 吹動して人心を迷はし、一鼓して亂兵を鐵原に集めて附近の城邑を征し、國を秦封と號せ
 り、王建其部下となり力めて材略を隱晦し、衆望を集む、弓裔は一個の驕奢漢にして其の
 居るや五百の尼僧に大幡蓋を掩はしめ、讀經を爲し、樂曲を奏せしめ、自ら以て生佛陀と
 なし、異説を唱へて人心を迷はし、彼の一たび領を取るや、臣下潛伏し、恰かも口仁道を
 説き、手に劍を取るマホモットの風采を見るが如し、而して狂剪せる暴民を以て、一時秦
 封の主權を有せしも、群臣遂に背き、部下の王建は景明王の時西走して松嶽に都を定めて
 隱然一敵國を作くれり。

弓裔起りて數年にして尙州の一農夫甄萱なるものあり、新羅亡滅の遠からざるを見て、南
 に走り全州に據りて、旗を立て百濟の遺臣を糾合したりしが、亂民雲集し、全州以南の地
 を領有し、屢王建と戦へり、新羅景英王は、亡滅の遠からざるを知らず、金杯王鞍悠々と
 して巴月の王宮に宴樂し、美姬を喜び、歌吹長夜の宴に送くり、一代の遊樂を爲しつゝ、あ
 りしが甄宣の兵、慶山郡より海嘯の如くに襲來し、馬蹄の下に宮中の衣冠を蹂躪し、法興
 王以來新羅の光輝を留めたる宮殿を火中に投じ、池上の別亭に在り國王を倉庫中の中に閉

囚し、宮女廷臣は殺害せられ、王后は強姦せられ、衣冠と杯盤と狼藉し、亂兵の中に數多
 の寶玉は盜掠せられ、僅かに金僧を立て、王脉を繋ぎ止め、甄萱は軍を新羅の故城に止む
 い。

天下紛々天正さに英雄を降すの時なり、甄萱、新羅に入ると聞き高句麗、援兵を送付して
 公山に戦ふて大敗し、申崇謙、金樂、創業の功臣皆死せり、後、萱の子初劔弟金剛を殺し
 て自立し、父萱を出囚せしが、萱逃れて高麗に入りて、初劔を討ちて亡ぼす萱、自ら國を
 建て、自ら投じて亡ぶ。

高麗王建の威望四隣を歴し、新羅敬順王群臣の諫議を聞かずして、高麗に降れり、其松都
 の軍門に行くや、巴月城より百三十餘里の間、幡蓋を擁し音樂を行々奏吹せしめ、美童を
 隨へ、香車に乗じ、新羅九百餘年の蓄財を費して降服の行列を飾り、道路三十里、此の風
 流なる降伏の王は虚氣を以て路傍の目目を炫煌たらしめたり、此れ新羅の末日にして最後
 の虚榮なり、歴史ありてより此の如き風流を極めたる亡國の最後はなかるべし、武夫の死
 するや冠の纓を結びて死すと、彼の恭敬王なるものは果して降伏を以て耻辱となしたるか
 果して亦た一場の幻夢となして殊更らに此の如き奢花を盡したるか、ロマの最後、福原の
 亡日、パヒロンの末路も又巴月城の末日に比すべくもなし。

高麗

建國——南人の文、北人の武——謀亂時代——王權虛器——佛教の衰微と腐敗——宮中の背倫——高麗政府の外交政策——側面の開化——外難及後寇——亡滅と二英雄

百濟亡び、高句麗亡び、新羅已に降り、弓裔、甄萱亦た滅亡し、半島は王建に統合せらる、王建は元と松嶽郡の人、父に従つて三南軍旅の間に往來し、甄弓裔の部下となるや寛厚深長、名聲大に揚がり、遂に洪儒、裴玄慶、申崇謙、卜智謙の推戴するところとなり、我紀元一千五百七十八年、其郷松嶽山の下に王國の基礎を定む。

王建南方の亂を平定し官制を改め、訓戒を下し、法制を變革し、地方行政を一定し、軍備を分置し、新羅の遺業を改植し、亦た佛道を信じ、教學の基を開く、大匡朴述熙文武の才略あり、能く太祖の業を助け、訓要十篇を述して國政の大要を留む。

太祖の國を建つるや、内部の形勢に徴し、外邦の間に權衡を操り能く半島を統治せり而して王都松嶽の地位自ら中原に位し、太祖の國政を執るや實に緩急宜しきを得たるものなり。六百年餘三國の文化盡くなく生民其の新舊の戰場に嫌厭し、ひたすら一國の統治と平和

を希望し戦後の國民は消極的逸樂を欲したるの時なりしを以て王建一たび長鞭を振ひ暴戻の徒を驅除し、其の政治を見るや寛大にして三韓の功臣を追賞し、南北の人傑を用ひ、且つ佛道を信じて仁政を施し、北人をして武職に上らしめ、南人をして文官に置かしめ其間に平衡と調和とを爲し國政統一の業を爲す、國力の發達固より期すべし而して半島通有の外難、大陸の侵略者は久しく來らず當時宋と契丹の争盛にして宋は進むで半嶋を統略するの餘力なく契亦た専ら南下する能はず、滿人及漢人の争亂は新羅の末世より激烈なりしかば王建高麗を建つるに際し外顧の憂なかりしは蓋し高麗建國の成効したる一大因なるべし。

太祖去りてより恭讓王にて亡ぶ三十二世、四百四十二年の間は宮中破倫の醜事あり八關會佛道の迷信あり淫行あり、政權争奪に於る殺伐慘毒の悲劇を以て盈されたるあり、僧徒の汚行あり、禍福説の謀反者あり、蒙古朝の獸的壓制あり、女眞の侵略あり、倭寇の擾亂あり、寺院の建立あり、美術の發達あり、淫穢なる國王あり、内亂を定むるに外國の難を以てし、外難を防ぐに武人の驕慢を以て換ふるあり、高麗史は半島史上半面の暗黒と半面の光明とを以てせり吾人豈に之を記す容易の事ならんや少しく其大局に向つて筆を下さしめよ。

高麗四百五十年史上に於て常に政務の衝突政權の軋轢たる根本的原因は北人の武と南人の文が相拮抗して消長を争へるに基く、太祖王建は其郷松嶽の人なり北人の系統を以て南人

の地に近く生長したるの人なり、當時松嶽は麗濟二國の爭路にして亦た三國爭武の地たりしを以て、其の地勢は三國中原の形勢に中れり、而かも其の少年の時より父に従ひ南方に遊び、南人と交はり南人の開化を知れるを以て一旦王業を建つるに及びて其の創業の功臣中南人少からず其相朴匡輿の如きは實に南方の産なりとす、三韓の人才を網羅し、力めて南人の文を制するに北方の武を以てし、北人の野を誘くに南方の文を以てし權衡を取るのみならず、亦た二者の者を阻離せしめて調和せんとしたるもの、如く、政務の中心には南人を用ゐる政局の外に北人を用ゐる殊に北方防禦並西方政治の任は一に北人を以てしたり則ち高句麗の遺臣を以てしたり。

此の巧慧なる政策は李朝に至りて一大變遷せしと雖も、太祖一たび去りて歷朝の國王は謀亂より謀亂の間之を改革すること能はずして亡びたり、太祖死してより數世ならずして北西の外侵俄かに至り、西は契丹の兵攻來して義州安州平壤常に掠奪を以て始まり、掠奪を以て終はり滿廷の臣之を拒ぐものなし北の方女眞、鏡を略して、興德源乃至江原の海邑に至るまで其の侵略を蒙るに至る是を以て國防の必要生じ北西に諸兵營を置き之と同時に武人をして自ら政務の上に干渉せしむ顯宗が契丹襲來により南走して全羅羅州に入るに及びて政權已に武臣の手に落ち金訓、崔質等内外の政務を執る。

穆宗以來政權の爭奪各朝毎に行はれ外族金致陽の反謀以來李資謙、鄭仲夫、李義方、崔忠獻等の謀反變亂に際して政權橫掠の最初的手段にして最後の手段たるもの一に武力に存したり則ち腕力によりて之が勝敗を決するの必要に接し政權者と武臣とは自ら相一致し武臣をして政治上の主勢者たらしむ、外は國防により、内は政權の擔保として武人遂に政權を壟斷するに至り、各朝の王室は廢制武策を實行せんとしたれども皆な失敗せり、明宗三年癸巳八月東北面兵馬使金甫當が兵を擧げて鄭仲夫、李義方を討つに臨み韓彦國、李敬直等之に興みしを克たずして敗るゝや仲夫義方滿廷の文臣を驅殺したりと云ふ。

宋代に及び、妖僧遍照が禍福の迷説を以て宮中に寵遇せられ、内宦諸臣を利用して王權を竊みしに至りては文武の權臣已に盡き高麗亡滅に近まりつゝありき、之を要するに文臣常に武人に制せられ遂に武を以て國內經營に用ゆる能はずして政權爭奪の一要件と爲したるに及びて、國家自ら亡滅せざるを得ず、この文武の争間に出でたる謀亂の出來事を記せんに、高麗史の三大汚辱は政權爭奪と佛教の禍害なり然れども高麗をして四百五十年間多少の進歩と多少の平和を爲さしめたるものも、亦た此二者ならざるなきを得んや、政權の爭奪は各朝毎に之ありしと雖も、妙清の西京謀反の外、地方の紛亂とならずりき、多少の野望あるものは、皆中央に於て其志を遂げんと欲し、封建的革命的兵力を以てせず、一言せば第二の号

裔甄蓋なく、區々として王室を利用して、政治上の虚榮を欲せしに過ぎざりしを以て、比較的、地方は平和にして進歩したりき、(義州、衛州及豆満沿岸地方を除く)而して佛教の如き一面には宮中をして禍福迷信に熱注せしめ、無用の土木を起し、物質的快樂を誘惑するの原因となり、宮中の倫理をして破らしめ、遂に妙清、辛禱の亂の如き高麗王宮の最暗黒時代に投入せしめたるが如き皆な佛教の影響なりしと雖も、其奴隸制を解放し寛待し、美術を奨勵し、文學を興し、建築術發達したるが如きは亦た佛教の側面的利導と云はざる可らず。謀叛史は殆む高麗史を掩ふを以て吾人は今其大要を摘記すべし恰も謀叛者と謀叛者とは互に其生命を交換して政權の授受を爲したるが如し其源を先づ穆宗の世に於て發す。

○成宗の外族金致陽王后と通じ、成宗子なきを機とし、其の間に出來たる子を以て王位を嗣がしめんとす、崔杭等太良君あるを以て之を冊立し、唐兆兵を卒めて來り遂に穆宗を弑し、于后を流し金致陽を殺す、

○唐兆は契丹兵に殺さる、

李資義妹の生む漢山侯的郡(獻宗庶子)を立てんと計る台輔、驍王國兵を卒めて入衛し、壯士高義和をして資義及其黨崔忠伯を殺さしむ、

○仁宗の朝李資謙政權を握り、反對者韓安仁を殺るし、李永、崔弘等を流す、同僚の拓俊京、

○資謙と隙あり資謙の宮中に入るを待のち之を流し其部下唐好を殺す、

○拓俊京功を恃ひ遂に之を岳隨島に流す、

○妙清遂に反して、西京に據る、部下超匡妙清を斬つて降る、

○匡亦自ら焚死す、

○明宗の世、鄭仲夫、李義方、王を壓す、金甫當等討つて克たずして殺さる、

○李義政前王仁宗を慶州の淵底に沈殺す、

○義政、仲夫等の政權を妬み遂に仲夫、義方等を殺す、將軍崔忠獻、義政を誅す、

○忠獻王を廢して紫蕪島に遷す、

○僧侶忠獻を誅せんとして克たず、忠獻大に僧侶を殺す、

○忠獻の弟崔瑀熙宗を喬桐に遷し政房を私第に置く、

○其子沅政權を承ぐ、其子誼亦た政權を受く、

○柳璣、金仁俊、崔誼を誅す、

○仁俊功によりて政權を握り、横恣を極む、林衍宦者崔瑀と謀りて殺す、

○林衍、勢朝野を壓す、崔瑀を斬り王を別宮に幽囚す、蒙古の外援を憂ひ憂死す、

○洪文系及三別抄(今の巡檢の如きもの)衍の子維茂を殺す、

○恭愍王の時、趙日新作亂、犯行宮宿衛臣俊を殺す、金剛鄭世雲趙日新を殺し、叛賊平ぐ、

○金剛亦た亂を作し王宮を襲ふ右政丞洪彦等死す、

○妖僧遍照王の信賴を得て、勢位增長將さに王位を受けんとして殺さる、

是れ史上に特記せる重なるものにして若し其の政權動亂の内局に向つて精察せば高麗の謀亂史は數十頁の能く記し得るところに非ざるなり。

此の政權争奪の間、王室は只だ王冠を戴く迄にして、歷朝三十二王の間、王權を王室に收めたるの國王は、太祖以下三王と元宗以下三王に過ぎず、而かも下三王は全く蒙古朝の保護に由るものにして王權衰退せること依然たり。

抑も斯くの如き王室をして骨董物となさしめたるやについて吾人は數多の觀察點を有すと雖も三個の原因に由れるが如し、(一)佛教の影響、(二)宮中の背倫、(三)外交政策是なり、佛教は曾て新羅訥訥王時代より傳播し新羅の獨立、開化、忠勇、は佛教の效果にして眞興王の熱心なる保護によりて當時半島全部に宣化せられたり高麗太祖亦た佛教を信じ其の訓要十條の中奉佛、創寺の二條は最初に訓言せるを見れば高麗朝が佛教を以て國教としたるや明かなり、位に即くの年大に新羅の遺制たる八關會を設け、毘庭に於て輪燈を置き、香燈を列べ光明燦爛たる處に花臺を築き、標紗香雲中空に懸るが如く、龍鳳象馬の駕車を引き、廷臣以

下百官飾りて八關の式脩を爲す然れども太祖、太宗、の三四世の間は宮中に佛骨を迎へ禁中に吐僧を招くが如きことを爲さず太祖の如きは僧侶寺奴婢の淫行醜聞を痛く嚴止したるが如く、太宗が銅像を舞せざらしむと云ふが如き未だ王室と佛教の關係、新羅の如くに至らざりしと雖も、太平歡樂を喜び奸臣内宦の輩、佛教崇信に托して私利を計るの機會となし成宗の世には禪學の大本山を西部皇華坊に築き、興天寺と稱し、東部燕喜坊に興德寺を創立して、教宗の大本山となせし、成宗は高麗王中尤も佛を崇信したる人にして、其子熙を僧となし此より王子の僧となるも歴代の憲法の如くになれり、宣宗は凡庸にして俗遊を樂み、亦た僧侶を崇拜し國中に命じて寺院を作らしめ、寺院に遊幸して歌舞音樂を喜び人民其の無用の消費に苦む、睿宗は僧曇眞を以て王師となし、佛壇を禁中に設け、詭説、異妙の行爲を以て驗應ありとなし、政權を求むるもの亦た僧事に托して宮中に出入し、宮廷の内宦、佛會を機として醜事を行ひ、國王は政治に淡々として國政の非なるを知らず、只だ宮廷内の宴樂を以て王冠の價値を信するもの、如し、仁宗に至りては仁德宮を以て佛會の式場となし、遂に妖僧妙清を信じ萬機を委し、西京に據りて謀反するに至る迄、國王は之を疑ふと能はざりし、唐宗の世に至りて僧侶は公然宮中に出入し、官宦宮女の唯一の交友として、國王の唯一の伴侶として、宮廷の勢力を有し、崔忠獻の異志あるや國王は陰に僧侶を教唆して殺さしめんとして

事破れ廷中の僧侶悉く誅せられたり、以來尙ほ佛教は全く信仰上の傳化を勤めずして之を俗事の快樂に利用せられ、高麗末世辛喞が僧形魔心殆むと王室を傾けんとするに至れり。これ高麗時代の宮中と佛教との關係を要言せしに止れりと雖も上の好むところ下之に従ひ、全國競つて佛寺を創設したり、吾人は佛教其物の害悪と斷言せずと雖も高麗時代に於て王室をして國政を見ることなからしめ、自ら之を權臣に委したるは全く佛教崇信の結果なりと信ず、當時の佛教は物質的儀式的にして其莊麗なる儀容、宏大なる建物、華麗なる衣冠、嚴格なる讀經之に加ふるに禍福の説より轉化して現世利益の應驗説となり、山水風神の説となり俗人の傾き易く、快樂主義に容れ易き極めて變相の佛教なりしが如し、宮中の婦女子は此等の俗説を崇拝し此等の儀式を機會とし、國王が愍宴寺院に外幸し八關會に列せるを利して、醜行、淫穢、耻づべき私行を實行するを喜び遂には宮廷の宮女として政權者、貴公子、僧侶、等の高等淫賣者とならしむ、之を一言すれば高麗宮廷の佛教は尙ほ今日の下等社會に於ける天理教の如きものなり。

蓋し佛教の盛大此に至れるものは、一は太祖の遺訓預かつて力ありと雖も、高麗の主國たる蒙古朝の感化を受けたるもの多しとす、蒙古朝は蒙古の強悍を優軟ならしめ他日北方より國勢を傾くるの英雄を生まざらしめんが爲め佛教を保護したり、故に此と同一の政策を以て之を高麗に施し、佛僧を送り、佛像を贈りて德憑せり、漢城の塔洞に於て今尙ほ半燒半頽の寒水石の五重塔は、實に高麗元宗の世に蒙古朝廷より贈れるものなり、蒙古は其の志の如く、北より英雄の起るを見ざりしも、南方の雄者に亡されたり、高麗も亦た政權掠奪の間に僧侶の謀反者をして其王位を嗣がしめたるが如き汚辱の歴史を留めて亡びたり。物質的儀式は、宮中に隆盛となり、軟和なる家庭は快樂主義にて充たされ、宮中の腐敗と背倫の斑痕は公然歴史の上に留めたり、古來宮中の腐敗なきにしもあらずと雖も、高麗王室の家庭の如き甚だしきものあらざるべし史上二三の例證によれば、

- 太祖の八子都は景宗の妃皇甫氏と密通し一子を生む、
- 成宗の妃は元弘德府院君の妻にして光宗（成宗の父旭は光宗の弟なり）の女即其姪を盗ひて妃とせり、
- 穆宗六年千秋太后皇甫氏は外族金致陽と私通して一子を生めり、
- 宣宗の王妹積慶公主は其實弟扶余位丞の夫人となれり、
- 忠烈王は許琮が家に外幸し公然と故平陽公眩の夫人許氏を姦して後、妾とせり又た金文衍の家に遊幸し淑昌院妃を強姦せり、
- 忠惠王は其舅漢戎繼室黃氏に淫し又た庶母の權妃に姦し亦た慶華公主と私通せり、
- 恭愍王は其子なきを以て美少年を宮中に入らせしめ諸妃に姦せしめて子を得んことを

宋の亦た幸暉の家婢に通じて子を得たことを求めたり、甚だしきは宮女の黙行を見て
樂とせり。

是れ高麗王室の公を然として世に發表せられたる暗黒の醜事なり、倫理に薄き高麗王室の
如きはなかるべく、この如き腐敗、失徳を以て王權を得んとする難ひかな若し其れ弟、妹
と通じ、子、母を妻となすが如き、フーシー、マーシャル土人の蠻族すら憚かるどころ、
而して高麗王室、佛教を崇信すと稱する高麗王室が此の背徳を行ふて一人の之を切諫する
ものなきを見れば高麗の墮落を豫想するに足る。

若し先れ外交に至りては太祖以來五王の間無事なりしが、成宗十二年契丹蕭遜寧西邊を侵
してより以來、半島固有の事大的政策によりて亡滅を免れたり、始め宋の年號を用ゐて、宋
に服事するや、契丹の勢力強大なるを見て、忽ちに契丹の年號を改め、貢を進めて服従の容
を守れり、顯宗の末年宋亦た回勢するや、翻然宋に事へて契丹を防がんとし、鴨綠江より永
百餘里に至るの長柵を築けり、女眞の兵豆滿江を涉りて、攻來するや辭を卑ふし、城下の盟
を爲し咸鏡北部の地を割いて與ふ。

當時大陸は宋、金、契丹の三大割據あり、互に争ふを以て半島併呑の餘力なく、亦契丹の如き
は力めて高麗朝を利用し、財貨糧食を貪りたり、契丹衰へ、女眞盛ならんとして蒙古成吉思

汗は巡宗二年中部亞細亞を領貫し、餘勢を以て支那に南下し、契丹を破り半島に入り、一舉
の下に義州、安州、平壤、王都を蹂躪せり、其來襲するや豺狼の過を去るが如く衣食寶器
を掠め家屋を燒き、人畜を屠り、其兵の往く所蕩然として空し、慘刻なる蒙兵の攻進以來、高
麗朝は、全く臣事し屬國の禮を取り大同江以西を割與し、平壤には蒙兵屯營し、國王の册立、
蒙古の指揮する所となり、元宗の如きは虜囚となりて蒙古朝に行き蒙兵の掠去せしもの男
女二十萬六千八百人と其の慘毒の恐るべきを見る、忠烈王は蒙古朝に事ふるが爲めに蒙古
帝室の女を請ふて妃とせり、忠宣王は實に其の腹子なり、當時樞樞なるものあり、高麗朝の
外交政策より一夫多妻の上疏を爲し蒙古朝より下嫁を請ふの故策を爲したりき、此の卑屈
なる外交政策に國民皆な甘受し、忠宣王の如き王位を空ふして母舅蒙古朝に遊食したり。

強者に事へ、其の辭令に巧み、其の俗俗に長じ、保安を計るには如何なる國辱をも犧牲にす
るは朝鮮の主風なり、高麗朝の外交策の如きは、其の尤も能く行はれたるものなり、之を要
するに高麗朝は、太祖より以來外交政策を五たび變革せり、固より其事大的國是に至りては
毫も變ぜざるなり第一期に於て宋に事へ、第二期に於て契丹に事へ第三期に於て契丹、宋、
女眞の三國に對して衝を取りて服従せり、第四期に於ては蒙古に臣事し、第五期に於ては蒙
古と日本及明の平衡を取れり、末世鄭夢陽が南京に遊んで明帝を調和し、九州探題を訪ふ

て倭寇を制せんことを計れるが如きは高麗外交上の巧致を想見するに足る。

後世に至り、倭寇甚だしく三南を攻掠し、遂には漢江を溯り王都を攻めんとし、一時都を原州に移さんとせり、外難國初よりありしと雖も、南方は幸に平和に經過せしを以て新羅以來の文化大に發育し、人口繁殖し教學隆盛なりしが、一朝倭寇の侵略に遇して、邊邑の城邑蕭條として掠去せらる、會て忠清の藍浦の一海村を經く舊城跡あり、頽壤荒滅し浮艸萎々として深二三老栗樹尙は存す、父老にづいて聞くに倭寇の掠犯以來、城邑空然として盡く、今ま尙は當年の慘を見るど高麗の亡滅を急ならしめたるは、蒙古の衰亡明國の建立其の近因にして倭寇の如きも其助因の一たること明かなり。

高麗末路二英雄あり一を鄭夢國と云ひ一を李成桂と云ふ、鄭は高麗を回復せんとし明に行き日本に入り王室の隆興を計り、教學を興し自ら振つて國勢を保たんとしたりしも、當時李成桂の雄名、一世を蓋ひ其の雲峯に於て一たび倭寇を破りてより、南方の民李將軍の下に服從して王位に推舉せり、然れども夢國の烈誠、沈勇なる容易に手を下すこと能はざりしが遂に刺客をして夢國を殺さしむ、夢國は尙は新羅の金庾信の如きか、彼にして若し中世にあらしめば、其忠節を用ゐるところ多かりしに、天己に高麗の失徳に與みせず、李成桂勢、王たらしむるを得ざるに至る。

大院君執政(上)

東方の外難——領國せる半島——哲宗の世——王位繼承争議——市井の興衰——雲岬第二子——金族と大院君——大院君執政——景福宮工事——兵衛組織——カソリック教徒虐殺

白哲人種が亞細亞南部を侵略し、歐洲中原の覇者互に角逐し、シユレンスウイヒ、ホールヌダイソク問題より、バルチック海岸に至る一大波瀾漸く收まりて、餘波東方に及ぶ、西曆千八百五十年以來日本帝國は幕府の衰亡列國の示威に迫られ、中外の政客、西南より江戸の間に奔走し、帝室、幕府の間、亦た殺伐險怪の風雲に切迫し、謀亂、暗殺、交渉、驚愕、國勢擾亂を極む、世界の強國が將に攻守同盟して馬關を砲撃するに當りて、老大帝國は英佛と城下の誓盟を爲し、長髮賊の南侵岌々として危く、千八百五十年より千八百六十年

に至る、歐洲列國の亞細亞侵略の恐慌は、東方兩帝國の海岸を動搖せしめたり。この時に當りて、露國の東下は着々歩を進め、千八百五十年には僅かにアムル河北の一帶荒漠に多少の屯營を留めたるに過ぎざりしがブリーチヤチン、ムラフヨンの開拓、イグナチーフの敏腕により、一兵を用ゐずして、南ウスリヤン、豆滿江に至る、沃野七百里を領するに至れり、是れ東方に於ける異常の變化と謂はざる可らず。

この東方紛擾の時に當りて、朝鮮半島は僅かに風聲鶴唳に外國の變態を知るの外、千古一日の政權爭奪の悲劇を繰り返してあり、列國の英雄豪傑は切りに機敏の外交者、數萬の兵員を積載せる艦隊を東方に送くりて、權略縱横互に侵略に急なりしも、獨り朝鮮半島は日本より逐放せられたるシエスイ、ト教徒、對州海峡より南海の沿岸に移り、支那北方より移來せるカゾリ、ン宣教師等がジャンクを以て勃海を横ざり、大同口江の海邑より靡るに世界の風潮を齎らし來るの外、他日日本海岸のバルカン問題を豫想するものあらざらん。

當時半島の内政を見るに、壬辰の慘禍、滿清の掠奪以來、文化蕩然として消了し、英雄亡び、慷慨の士出でず、松坡堤下清國皇帝頌德碑の下には落日蕭々として反照し、漢城の宮殿は萬籟秋風に吹き、一國の魂魄全く亡盡し、西に向つては大清皇帝の外藩と稱し、東に

向つては江戸幕府に信修して平和を保ちたりしと雖も、族閥の争、私黨の消長、大凡三百年の間、政權より政權を奪取し滿朝の大臣交る慘烈の禍害を以て賣買し血を以て政事を交換するに至れり、國勢振はず、人文興らず、産業衰へ、民政亂れ、王室弱く、殿宇傾き、古城頽廢し、天、半島の惡政を警むるに亡滅を以てすべしか、將た一英雄を降して之を挽回せしむるか、半島の國勢は實に憲宗の世に至りて累卵の危に達せり。

憲宗の一代は、老論少論二黨争亂の末に當り、王室衰弱を極め、王族にして民家に居り機織により衣食を支へ、邊邑に耕作して子孫を養ふあり、王宮は外族に專横せられ、王室の費出づるところなく、外歲の故金によりて支ゆるに過ぎず、景福、景祐の兩宮は朽積のまゝ修むることなく、國民は冷然として王室を葛蘿の間に投じ、貴族は政權を左右し、而かも憲宗の庸暗にして体力羸弱なる一國の王權固より振作するによしなく、遂に國勢擾亂の間に憲宗は王位の繼嗣を得ずして逝く、憲宗の世に在るや宴安に耽り、淫色を喜び、心身濫亂し、僅かに二十三にして崩す、先后洪妃十六にして逝き、後妃金氏子なきを以て、王死すや族閥の顯要なるもの互に新王を擁して政權を壟斷せんことを謀る。

幽燈の如き王室も老巧の小人之を利すれば、萬能力をなし、當時漢城の太陽系を轉廻せる惑星の中、鄭元容、權敦仁は互に政權を争へり鄭元容は憲宗の世より、王室に接近し、内

外の政事に關係せしもの權教仁も亦た外族の遠縁によりて威勢と名望とを有せるものなり、この時に當りて王位繼承の判定を與ふべき最高の權力者は純元王后金氏（純祖の王后、憲宗の祖母安東の金氏）の掌中にあり。

鄭元容、一夜純元金氏に謁して全溪君第三子李昇を立てんとを計る、權教仁等亦た上奏して都正宮李夏を擁せんと欲す、然れども當時王廷の勢力を有するものは安東金氏の一族なり、純元王后遂に鄭元容の議を用ゐて李昇を江華府に迎へしむ、鄭元容江華に至りて李昇の門を叩くや草簷傾き、門扉破れ、江華の海村に僅かに餘生を保つに過ぎず偶李昇戶外の上に在り、鋤を取りて耕耘し、破冠粗衣、王室の龍絲にあらざ、鄭元容往いて拜して王位繼承の旨を傳ふ、全溪君一家驚喜涙下の一家を拉して漢城に入り、當時政論紛々都正宮派は意氣激昂干戈を執つて争はんとす、鄭元容悠々然として王宮に入る、漢城の市民、雲霞の如く集香し新王を見て萬歳の祝波を放つ。

新王稱して哲宗と言ふ、半島の史上、聊か榮光を留めたる英雄の經營は實に此の悲惨、沈鬱、怪瀾、哲宗世の間より迸出す。

新王哲宗は、草莽の間に生長し、仁慈に富むの人なりと雖も、環圍せるものは、皆な功名利達を計るものなり、鄭元容元老の身を以て三世に歴任し、威權行はれたりと雖も、哲宗

の王妃一たひ金氏に定まりてより、外族洪波の排入するか如く、滿廷金族を以て充つに至る、王妃の父、金賢根を尊びて永恩府院君とし、滿廷内外の政治悉く永恩府院君の掌中に集る、純元王后攝政の任に當りて萬機を決せり、純元王后は安東の金氏にして、永恩府院君も亦た安東の金氏なり、當時金族にして王廷の間に勢力を有し、臺閣に上り、王廷に在りて政權を左右するものは曰く、

釧鍊大將

金炳國

（永恩府院の姪）

大提學

金炳學

左參成

金炳基（……の從弟）

侍上教

金炳翊（永恩府院君の子）

承旨

南秉哲（……の表姪）

内外の實勢を占めらる一族を以て羅列する此の如く一國の政權、全く金族の手中より湧出する知るべきのみ然れども永恩府院君力めて誠實忠誠を粧ひ、謙恭人に譲りて表はに淡泊清廉を以てす、時人、彼の虚徳に迷信したり、彼が心根は綿羊の如く而かも險腹人を欺瞞し、惻々として王室の榮飾を假扮す、雖も常に後人の強者を愛ひ、私かに王室の實權を金氏に移さんと待つ、暗愚の哲宗に進むるに婦女の美目を以てし、庸器に加ふるに長夜

の宴を以てす、加ふるに純元王后金氏は已に老寡婦なりと雖も、神經過敏ハ、ハラの感情に誘惑せられ、口碑的宗教を信じ禍福の説を喜び、王宮を開放して、金族の邸第に供し、永思府院君と共に族閥の收權をかめたり。

哲宗子なきや、金族私かに賢明の王族を排せんと欲し、王族の頭角あるものは之を消亡して後患を斷ぜんことを計る、人臣の策を極め政權の慾望を盡し、一世の榮華を集めて、回顧し來れば後日の憂患を爲すものは、獨り英雄、風雲を呼び來るの一事なり、然れども消へざる火には土壤を以て掩ふべからず、大溪の長流は岩石を以て壓すべからず、時勢は太平を假りて、歡舞すれども、反動の氣焰は地底に鬱塞す、李朝若し亡ぶの天壽あらしめば今や之を安東の金に渡す一投足一擧手の勞のみ、興宣君は完山李氏の莊嚴王派の嫡流なり、然れども王室衰退の日に遇し、而かも金族專横の世に接し、天下之を顧みるものなし、赤貧洗ふか如し、漢城幾萬の生靈は王族の零落を冷笑し、亦た其窮を憐むものなし、興宣君國步艱難の時代に生れ、私かに光芒を冷憤の間に包み、隱黙して市井の無賴漢と群せり。

金氏の一族が王宮を指して笑侮しつゝあるに當りて、漢城の市井には、眼光を磨いて時運を待つものあり、街巷に笑談せる塵冠の狂漢、惡徒の間に臥食せる狂公子、門權に諛從して恩を張る王孫の一壯年、人は指して狂亂の一王族として笑侮せり、彼は天下の人心が彼が一場の假粉に醉殺せられたるを知れり、金族の一門が彼を目して無賴漢の痴人たりと爲すを見て、冷乎として鼓腹せり、景祐王宮には可憐の一王を圍むで指彈し、誘惑し、誹謗せる外族の驕盛を見て、幾度ひか劍を取りて起たんとしたれども徐るに其圭角を收めて悠然として市井の間に去る。

興宣君、一日徒洗して金炳基を訪ひ、其子李載冕の登科を内談せり、彼は衣食に窮し、長子の愚庸なるを悲しみ、有らゆる卑屈と厚顔を以て哀求したれども、炳基は黙して彼の賤卑を冷侮したるのみ、又去りて南秉哲に求めたり、南秉哲は泣然として曰く、公は王族の人にして此の如き零落を以て我に張るの愚と爲すかと取て亦之を容れざりき、老獯陰心、一世を欺くの奸雄が巧慧なる一場の假裝は端なく金族をして彼の子孫をして王位を嗣かしむるも後患なかるべしとなし私かに彼の第二子を以て哲宗の繼位者に擬するに至れり、今や舞臺は始る。

都正宮李夏は哲宗の子なきを見て、私かに王冠を受けんことを欲せり、金族の跋扈を憤るものも、窈かに都正宮の下に集りて憊憑しつゝあり、彼一日諸金の子弟と試場の序を争ひ口論打撃して敗を取り、憤慨措く能はず、同志の士を集めて、金族の亡滅の舉を計らんと

して事露はれ一敗死に就き、景平君李昇應亦た貪横なりとして濟州に竄せらる世の非難が漸く金族の周圍に迫るや、王族の敏なるものは排滅せられ、功臣の著しきものは悉く驅盡さる。

已にして癸亥十二月哲宗崩す、(開國四百七十三年、文久三年、同治廿年) 果然子なし、金族が一門の消長を決すべき機會は到來せり、半島の王都には、虚榮輝くものありしと雖も、世界は恰かもシリミヤ戰役を了へ、ナポレオン三世の霸氣、ビスマルクの雄圖、ウヰヤムピット以後の大英政策互に雄を争ふの時にして、老大帝國は、長髮賊に惱され、日本帝國は幕府衰末の内亂に馳するの時なりき。

哲宗子なきを以て、繼嗣の議は先づ領議政趙斗淳によりて發せらる、趙曰く翼宗の姪、趙成夏、趙寧夏は幼なりと雖も、尤も近し、之を立て、新王と爲さんと、此發言者は趙家の族長たり、

憲宗の妃、洪氏の父、益墨府院君洪在龍は己に卒して、子の淳馨尙幼なり、判書洪淳穆、曰く、淳馨を立て、憲宗の統を嗣がしめんと、而して洪淳穆は其族長なり。

彼等互に自個の族戚を以て、私かに一門の榮華を計らんとす、偶哲宗の後妃、金氏は喪中に在り、金族等は外より妃を煽動して宣言せしめて曰く、興宣君第三子興福君天姿夙成有

人主之量其人承大統と、王宮の權威を假り、族閥の外援を以てす、議直に決す、鄭元容をして雲峴の私邸に迎へしむ。

三朝に歴仕せる半島の竹内宿禰は金族の強豪を憤りて、野に閑居せしが今や機を失すれば第二の金族を出し、慘烈の争禍を見るを患ひ、而かも再度まで新王を迎ふの榮任に當り、喜ひで起ち、嬰鑠たる白髮翁は雲峴宮に赴けり、宮は久しく窮衰し、興福君偶庭上に嬉れつゝあり、一老翁の趨走して拜するを見て爲すところを知らず、茫然として佇立す、母氏之を見て王統の幸運に接せるを喜び、滿面欣歡に堪ざると雖も、今や鄭元容に擁せられて去らんとするを見るや、親子の私情に抑へ難く、泣然として流涕して曰く、兒として汝を抱撫する今日を以て終りとすと、興福君、悄然として笑ひ、老翁に迎へられ、雲峴の邸を出で、去る。

忠誠の老翁が邸を出で、宮門に行くや、大蓋を擁し、扈從するもの多く、興福君は奇珍の情に堪へず、常に群集の祝聲に欣々然として過ぎ、將さに王宮に入らんとするや、元容に謂て曰く、何故に王宮に入る乎、元容感泣し、殿下今より半島第一の人となるなりと、興福君始めて震慄し、元容の衣にすがりて泣かんすとす、群集此の光景を見て感激し萬歳の聲は元容の影を追ふて宮殿に入る、ア、この可憐なる雲峴の少年こそ今の李熙陛下なり。

興福君景祐宮に入らるゝや、王位の爭議は俄然として止みぬ、歴史は抹殺して記すところなしと雖も、興宣君が鋭敏なる其子を立つるや、金族に面諛して屈服し、已に王位の定るゝや、我が政權を握るの慾望により、私かに金族に平ならざるものと結托せり、市井の狂僕と信じたる興宣君は漸くに眞面目となり、強長漢となり、威嚴を擁して權略を用ひ、冥々の間に金族を倒すに非ざれば政權を握ること能はざるを察し、先づ好を棄きの王位爭議の一人たる趙斗淳に結べり、趙斗淳等事茲に至りて金族を壓するの好案なきを以て、彼の策に應じたり、興宣君の多藝にして婦人を好はしむるに妙なる、而かも國父の故を以て宮廷に出入するの便を有する亦た私かに趙大妃の愛寵を得て大妃を假りて志を遂ぐるの準備を爲す、當時趙大妃と興宣君との情好は頗る厚親なりしと稱す、吾人は今日かゝる私事を語るに忍びずと雖も、興宣君は已に市井の狂漢に非ざるなり、蘭書を賣つて、美食するの鄙野王族に非ざるなり、彼は王父として大院君と稱せられ、雲峴宮と尊重せられ、半島の史上、最後の噴火を留めたる英雄、大院君とはなりにけり。

興福君は入りて王位を續けり、金族は尙ほ一問題を決定せざる可らざるものあり、是則ち興宣君を王父として禮遇すべきや否やに在り、老奸なる興宣君は始めより此一事を以て彼れが畢世の志望を遂ぐるの好機となし、亦た最後の機會となしたるを以て、深く廷内に隱約し、光芒を包み、柔猫の如く時勢の變行に命運を決せんとせり、果して宮中に於て興宣君處置會議開かる。

此の會議に列せる廷臣は、各利害得失を有するを以て、興宣君の未來を憂ふるものは、力めて彼を勢力なき裏内に置かんとし、彼の下に集りて志を起てんとするもの彼を利用の位置に置かんとす、羅列せるものは曰く金族の一味、曰く趙計淳、曰く鄭元容曰く南秉哲、廷内幾多の老寡妃、未亡王后も集れり、議論紛々として容易に定らず、時に金左根一喝して曰く、

主上以月初必觀於雲峴宮一切勿勞以政事、以逐安養之節、似爲當、

金興根、傍より之を贊同す、衆議皆な金族の勢威を恐れて異議を言ふものなし、趙斗淳金左根の議を駁して曰く、

大院君雖主上之私親、主上已以翼宗、太宗爲父、則大院君、亦人臣也金左根之說不可使國有二君、是但其所定儀註與所說相矛盾如此、恐不免於二尊愚以爲宜省諸繁儀而一如王子大君之例不趨拜、不稱名、以尊大君於大之上似爲當、

趙は金族等が表はに尊重し、裏、之を壓抑せんとするの術略を知れり、故に彼は正議を粧ひ、殊更らに大院君を非難し、恰も痛痒を知らざるか如くに佞々として立策の要を議しぬ、金

族の一派は如何にも正當にして事体の公平を得たる此立議に従はんか、興宣君の面目を汚すに似たり、この時に當りて大王大妃趙氏は此日の判決を爲すべき大任を有せり、大妃曰く、

未亡人非不知事体、而但嗣主幼未亡人以老婦、未有見識、願國事多難、萬歲叢腦、大院君宜協贊大政云々

此の如き猛斷が老寡妃の胸中より出でんとは金族の實に豫斯せざるところなり、才氣雄勃抑ゆ可らざる大院君にして實政を掌握せば、一門の榮驕固より制せられん、彼等は其の權威を以てせば大妃固より其の議に従ふべしとなし敢て異事なかるべしと信じたりしに、今や驚くべき判斷を下すを見て、仰天失色大に其不可を説くと雖も、機已に遲し、奸雄、愚を假り、狂を衍らひ、私かに政權默移の策を扶植したるもの、今や勃發して制すべからず、金族等如何とも爲すべからざるを見て去る、豕羊を驅りて殿宮に養はんとは實に一時の幻象なりき、今や彼等の門前には飢餓せる虎狼の踴舞するを見る。

大王大妃趙氏は、更らに令を下して、百官の有司をして大院君に稟せしめ、政務悉く大院君に集り三軍學（統制營總制營壯衛營）をして其の護衛を爲せしめ出入するに雙魚扇を用ゐしむ、是れ金族に取りて霹靂一聲其の敏銳なるに驚かしめたり。

元治元年正月十一日王、雲峴宮に觀省す、次いで景祐宮に謁して還らる、大院君始めて羽翼成り手足立つつを知り政治を爲し、内閣を更迭し、多年侮辱を隱忍したるも始めて之を洗排するに至る。

領議政	趙斗淳
右議政	金炳學
吏曹判書	李宜翼
兵曹判書	鄭基世
戶曹判書	金世均
宣惠堂上	李升輔
訓練大將	李景夏——左捕盜大將兼任
禁衛大將	李漳濂
御營大將	李景宇
惣戎使	李邦立
右捕盜大將	申命純

この内閣は、悉く大院君の腹心に非すと雖も之によりて金族政治は殆ど環外に驅放せられ、

僅かに金炳學の一人を残すのみ、趙斗淳は大院君執政の始めに於て同盟せしもの、彼は今や内閣首相の要路に上れりと雖も、時勢は大院君を環照し彼の勢力は赫々として反射し、彼れが手足は成り、彼が羽翼は生長し、破帽の朋友は宮殿に端坐せるを見て、彼が莊嚴なるに驚き、花街の情友は、百官を使役せるの莊重なるに震慄し、市井の無頼、破れ王族として輕侮せし當日の風流漢が、其方寸より長虹燄火的に吐沸せんとする過激の經略を識認し、國民は太陽の昇れるを仰くが如く英雄の大歩足が堂々として進歩するを見、時勢が彼の後に附隨せるを見て、如何なる幸運に遭ふべきか、如何なる悲惨に出會すべきか、蒼生の満目は今や已に金氏の榮華に非ず、景祐宮中の少年君主にわらずして、壯心落々たる當日市井の無頼漢、雲峴宮市井の壯年公子にあり。

大院君の執政は先づ形體を組織せり彼は攝政となり政權の太陽となり衆星を引握し、久しく李朝天下の廢亡を慷慨したりしが、今ま宮廷に來り見れば、庭園は荒れて雜艸菁々として繁り、殿宮は腐蝕せられ、風雪に斑點せられ、鼠狸の棲家となり、祖先を祭れる祠堂は幽燈をかかげざること幾百年、壁落ち、軒傾き、池水は濁りて蛙蛇之に棲み、松丘は空しく千古の濤瀾を奏し、王宮の玉殿も打敗に附し、會て一人の之を修めたるものなく宗社一日に亡びんとさを見て慨然として李朝の回復を企圖し、先づ貴族の專横を制し、外戚の強大を

殺ぎ、舊徒の争源を滅し、國成を立てんとす、若し一旦之を弛ふして爲すなきに附せば李朝の分運を殘存すること能はず、族閥の弊更に膨大となり、一家の危機に再會するを見て、此間猛然一大果斷を以て、案を下し、國民の膽を破り、天下の耳目を驚殺し、柔弱卑屈の民心を火焰に投じ絶大の尊敬を收攬せんことを豫期す、昔しマラ、ダントン、ロベスピールの徒が慘手を放ちて革命の慘烈パナチルの牢を起して民心を摺伏せしめたるが如く今や大院君は王室衰頹の挽回、國政革新の大義、專横貴族の排除を名として大果斷を以て出でんとす、彼の後に地震あり、彼の前には雷電あり、彼は一夜の間にライカーガスの劔を以て立つ。

かゝる偽善の偉業を爲すに尤も適切なるは、鬼面赫童的政策を施すに尤も適切にして好名義あるものは景福宮の工事はなり。

景福宮は漢城府、創開の日、太祖李成桂、北漢の僧をして地形を占はしめて白岳山下に建設せし殿宮の一なりしが、壬辰の役、我本營を置き浮田秀家之に居す、其軍を退くに當りて一炬に附したれば殘墟石階殆むど二百年間茅茨、苔蘚に埋没せらる、大院君先づ茲に壯煥人耳を奪ふの大宮殿を起して李朝の統御を起し、國民を威赫し膽小の族閥を驚殺せんことを企て、八道に令して殿宮工事の勅令を發し、腹臣、李景夏をして造營の主幹に當らし

ひ。

大院君は全道に嚴令して、工事の費用を徴收し、天下の山林より、良材大木を運來すべきを命じ、江原の山溪よりは漢江を下り、咸鏡の材木牛車より運來せるあり、海を廻くりて來輸せるあり、平安の山村より、日々絡繹として漢城に貢送せるあり、三南關西より材木の運送識るが如し、一定の豫算なく成效を期とせる收税の増加は長江大河の如く邊村海驛普及し、一令出て、立るに行はれざれば、大院君刻刑を以てす、民の富産を利用して工事の徴收を爲すものあり、一城一邑に分擔せしむるの貢租ありし、中央より發令せる收税の嚴達は、電光石火の如く厲行せられ、隱密の財源も採用せられ、強徴せらる、市城の市民、附近の民は工事に役せられ、恰かも始皇帝の萬里の長城を築くか如し、一令一命、皆な死生の殺活權威を以て之を實行す、此等收税の總監を爲すものは八道都執吏あり、八道に分遣して財源の有無を擲發するの刻吏には白徐白弼あり、刑罰火の如く過激猛斷一個の鬼神を以て人心を震慄せしめたる半島のロベスピール、李夏景は冷刻なる、殘忍なる、指揮を以てす、税源漸く盡きんとして景福宮未だ成らず、遂に全國に命じて刻痛なる人頭税即結頭税を徴收せり、朝鮮士民妻あるものは頭髮を結ぶ、大院君之に分課せり、苟くも白丁、奴隸に非ざる以上は免稅せんか爲めに垂髮せざるを以て、此の巧妙なる税目は税源多きと

共に尤も深く民心を怨恨せしむ、民の膏血も茲に至りて絞擄せらるゝに至り、怨望の聲、不平の叫び、隱々として起れりと雖も、漢城の魔王、大院君の威勢は毫も之によりて縮小せず、大院君得々として天下の人心を恐赫せりと爲し、部下に命じて更らに工事の莊麗を求む。

一夜偶、光化門外の材倉に放火するものあり、咸鏡の奥溪、平安の山林、江原の山谷より絶大の勞苦酸を以て輸來せし、天下の良材珍木も一夜にして亡ぶ、人民之を聞いて工事止むべしと爲し、私かに安樂和平休養を期したりしに、焉ぞ計らん、大院君は叱咤一番、直ちに部下の刻吏、張淳奎に命じて更らに願納錢なるものを布達して、工事の献金を強收せしめたり、人心恟々として逃避し、移住するものありと雖も、毫も假借するなく、斷乎として献納金を各都城各村邑に嚴達す、然れども材木已に斬伐せしもの多きを以て、大院君は天下に命じて墓墳の樹木を献納せしめんとせり、墓碑の樹木は半島人民が祖先の靈を祭る尊敬の表章、神聖の魂垣なるに拘らず悉く伐木して工事に供すべきを命達せり、古老の有志、頑剛の村夫子等其の不可を上疏するもの日に宮門に接す、大院君曰く、苟くも國家の爲めに納むべきものならしめば、祖先の墳墓と雖何の不可かあらん汝等祖先若し靈あらば必ず首肯せん、若し又已むなくんば汝等祖先の墳墓を鋤耕して、國家の財源となさんと、

父老有志、如何ともすること能はずして止む。

この時に當りて大院君の威權は烈火の如く、景福宮工事も天下怨望の間に修築せられ、所謂大理石の六角殿慶會樓、石層樓の光化門、觀政殿、泰光殿、乾清宮は一國の膏血と交換したる代價として壯大の偉觀を添ゆるに至り、新王李熙陛下は、慶應三年新王室に移駕せらる、次いて官衙を作り官宅を修築し、漢城の美觀を備ふるに至る、大院君、攝政以來、失權の恨怨を懷抱せる金族の徒は、好風雲あらば一舉して政權を奪取せんことを計り、地方怨望の民を煽動したりと雖も、遂に成効せず、金左根は牢獄に投ぜられ、沈履澤は濟州に竄せられ、一族は難を田舎に避けて逃亡し、漢城の政略は全く蕩盡す、而して大院君は曾て市井の朋友を引率し、才幹あるものは白丁奴隸と雖も之を重用し、趙内閣も亦た更迭し、刑曹執吏には吳道榮あり戸曹執吏には金完祖あり、兵曹執吏には朴鳳來あり、吏曹執吏には李繼煥あり、禮曹執吏には張信永あり、議政府八道都執吏には尹光錫あり、宮廷に出入して、威權あるものには白樂瑞、白樂徐、白樂炯あり、是等皆な微賤より起りて樞要の官に上れるものなり、彼等の姉妹にして宮女となり、廷内の愛寵を專にするものあり、苟くも事理を遂行するの材殖あるものは、隨當の區別なく、之を羅して、題要に置く、故に彼等の刻政は一國の不平を高めたるに拘らず、人氣新たに勃興し、功名利達の關門開け、

大院君の幕下に在りて志を爲さんとするもの少からず、況んや王室は是より駸々として繁へ、國家統一の面目を組成するに至れり、階級制度を打排して、人材登用の道を拓開したるもの實に是の時より始まる。

彼は過大の波瀾を平地に起し、國力に不似合なる大工事を咄嗟の間に作成したるに拘らず、政治の華新を爲したるもの少からず、大院君は其の地位の蹠根を固ふせんか爲めに、先づ兵商國隊を組織せり(社會篇常民節參照)平時は商人として地方に散在すと雖も事あるに當りては干戈を執りて亂民を制せしめたり、武斷の苛政者李夏景實に其の指揮者たり。

擾亂の後に和平を蒞き、苛政の下に仁惠を施し、政權の名を飾るに王室を以てし、對外の交渉に家國の存亡を以てす、一時動亂せる半島國民は、今や漸く失望より起ちて有望に進境し、中央の統制嚴肅にして地方の亂源定まり、數百年以來血と血を以て生長したる半島人民は、花々しき政權者の統一政略によりて、奮興し來れり、偶此の時に當りて、北の方露國の二大艦隊、元山港に來りて國交の條信を求む、威福驕慢なる大院君は此の上書を見て冷然として答へて曰く、若し約を求めんと欲せば、去りて北京朝廷に計れ、我王國は清帝の藩屏なればなりと彼は此間に延引以て國防を講ぜんことを企てたり、時に是れ千八百六十一年恰かも彼得大帝の遺訓を以て東方經略に奔走したるムラヤノフ、イグナチーフの

外交家が、専ら英佛の間に奔走して、北京條約を締結したる翌年にして、東方二大帝國が歐洲強國の爲めに國辱を受けたる時にして獨り半島の執政者は其の波瀾を知らざるが爲めに、この如き慧功の口實を以て拒絶せり。

然れども露國の侵略、已に豆滿江に迫り、北境西隣漸く強國の爲に滅亡せるの風聲を耳にし、大院君は天下に號令し、家國存亡の大節を名として國防の準備を爲さしめたり、私かに使者を日本に遣はして、小銃刀劍を購入し、江華の城塞、文珠の山城、永宗、仁川の砲壘を築き、南陽灣口に砲壘を起さしめたり、如何に家國の存亡に冷淡なる國民も敢て亦た不平を言ふものなきに至る。

然るに新王已に長じて 王妃冊立の議起る、大院君の夫人は驥州の閔氏なり、君にすゝめて同族閔致録の女を立て、王妃となし、生父致録を尊稱して驪興府院君とし、妃の兄、升鎬の官を陞す、この女雄こそ以後三十年餘間の亂源紛擾となり、衰亡となり遂に十月八日の朝、一場の落花と消没せるに至る。

大院君、外難の遠からざるを察し、益軍國經營に力を盡し、江華の守備を増加し、留守府を廢して、鎮撫營となし、備邊司を改めて三軍管制を設け、北方に移民して屯田兵制を行ひ、漢城の城廓を修築し、大砲を鑄り、武班の乘輦を廢して乘馬となし、馬匹を求めて馬夫を養はしめ、兵制大に振肅し來る、然れども三營税は増加し、未納の人民は刑せられ、收税の官吏は分遣せられ、苟くも之に對して怨言を爲すものあれば國家の大義を以て之を罰するに至る、而して此間に大院君が革新振肅せしもの少からず、明制の改革官制編纂(大典通編)儒者表賞卹書院、等は其の重なるものなり。

大院君執政の上半期に於ける事業は内政の變革を主とせり、今や吾人は半島三十年史上、今ま尙ほ腥色を呼び起すべき慘憺鼻酸の變事を記せざる可らざるものあり、何れの邦國に於ても、教徒の殺戮は免れざりしと雖も半島の教徒亡滅策ほど悲觀を極めたるものはあらざるべし、若し半島の亡滅にして正當ならしめば此慘禍は確かに其罪罰の一ならざるを得んや、これアルメニア虐殺ありてより十年、天艸教徒覆沒以來百五十餘年、東方帝國が尙ほ對外國是の一策として實行したるものなり、大院君も亦た知らずして之を行ひたるか、吾人をして冷黙して漢城カゾリック教徒虐殺の數ページを記せしめよ。

千八百六十一年二月初旬男城府の東門には鮮血淋漓たる無數の尸骸を横たへ、市街の諸々には家屋破壊せられ、男女老弱溝壑の下、丘溪の間叫喚悲鳴せるあり、鮮血淋漓悲劇を極むこと三日の間三貴族九フランス宣教師、二萬教徒撲殺さる、是れ則ち大院君執政の一大事業たる、カゾリック教徒撲滅履行の日なりとす。

これより先き四十年前より、カゾリック宣教師は、支那北部より、遼東を横ざり、衣服を變じて義州より平壤、國城の間に傳道を始めたり、千八百四十年頃より、芝罘より清國漁船に便乗して、長崎灣に上陸し漸く南方に播教し、千八百六十年頃に至りて、カゾリック教徒は漢城の内外十餘萬の信徒を數ふるに至り、僧正ダブルエルの如きは、宮中の一顧問として王宮に出入し、大院君夫人閔氏も私かに歸依し、宮廷の内洪鐘三、南尙教、李身達（李熙）の如きは尤も熱信の徒なりき、殊にシエヌイトの一派が日本を去りて南方、全羅、忠清の地に百餘年播傳せしが爲めに、カゾリック教は靡然として益盛大となり、漢城の信徒等は之を信教自由の傳道に止らず、政府の保護贊助によりて布教政策を實行せんことを企圖するに至れり。

この年一月露國艦隊元山より書を致して國交を求む、大院君一旦清朝の藩邦たるの故を以て之を拒絶したりと雖も、中心私かに國防を修め露國の襲來を憂慮す、當時内政着々として創設せらるゝもの多く、大院君の威勢、非議するものなし、京城に於けるカゾリック教徒は、宣教師等の策略に従ひ、此機を利用して宣教の好箇手段と爲さんと欲し、洪鐘三一日大院君夫人に謁して曰く、今や露國は我北境に來侵し、遂に南下して我國を亡すに至るべし、今日宜しく佛國との威力を假りて之を拒かに如かず、之を討るもの宣教師微力と雖も

豈身に爲し難らんや、夫人答へて曰く更らに誠心を押しして邸下（大院君）に上書せば事或は成るべしと、洪鐘三は之を南尙教に傳へ南尙教は意を決して大院君に謁せり、坐に五人の客あり曰く千喜然、曰く何靖一、曰く張淳奎、曰く安弼周、曰く張申福、大院君五人を指して、此れ天下の大事なり、宜しく彼輩と計れど、南尙教退く翌日、大院君南尙教を招いて深くカゾリック教の旨義を聞き、慇懃微笑して曰く汝等予れに佛國と連盟して北魯を防かんことを計れり、彼僧正等果して之を連盟し得るの敏腕ある乎、南尙教悠然として佛國の強大なる天下の雄と稱す必ずや爲し得べきなり、大院君曰く然らば彼等僧正を招けよ。

カゾリック教徒は、之を聽いて大に喜び、政府將さに佛國宣教師によりて國策を立てんとすど、當時佛國はソリミヤ交戦以來露國と好からず、皇帝ナポレオン三世は已に乃祖の雄略を試みんことを欲し、獨乙聯邦政府が巴里條約以來私かに露國と相結托するを見て、露國に平ならざるあり、英佛同盟の軍、清廷を壓し、東方經略に意を注ぐの時なりしを以て、佛國宣教師、亦た此機を利して半島に於けるカゾリック教の根底を堅實にせんと計らんと欲す。

漢城のカゾリック教徒は、當時旅行中なる僧正ダブルエル等に急使を發して歸京を促せり、

ダブルニイは一月廿五日、ベルニイは廿九日漢城に入る、卅一日南尙教は滿清の好望を抱き、欣々然として大院君に謁して宣教師等入京を報じたり、時に大院君傲坐驕顔恰かも劔刃をを含むに似たり、歡喜と希望を以て好絶の佳音を齎らして歸るべきを豫期せしもの其の光景の一變せるを見て而かも冷然たる一大惡魔の試問に接せるを見て、形勢の變態尋常に非ざるを杞憂すとも雖も亦た如何とも爲すべからず、大院君厲色して曰く汝等多く辨ずる勿れ吾れ能く汝等の志を知る法師等の會見は好時日を待たんのみと會て無雙の刻政により、有らゆる大惡を行ひ、有らゆる善事を爲し兼ねまじき一世の英雄が此の不明なる動作は南尙教及漢城のカソリック教徒をして轉た風雲の定りなく數日の間に如何なる方面に暗移すべきやを憂慮せしむ。

過る數日以前に於て、洪鐘三は、南尙教、李身達と計り、貿易開港の議を大院君に計れり、大院君は明晰なる洪鐘三の辨説により、開港の利害得失を識らざるにわらずと雖も其が猜心險腹なる、私かに腹臣張申福をして、洪鐘三の家邸に出入せしめ、其内情を探偵せしめたり、張申福は洪等が計畫が外難誘因たるべきを告知す、一日洪の邸内に於て碧眼紅髯の異人に出會す、偵察者張申福は何氣なく洪に向て異人の事を問ふ、洪は彼は佛國宣教師にして若し彼と交り、貿易の畫策を爲さば必ず好案あるべきを張り、異人は自ら稱して張敬一

と言ひ、國內に住すること十五年、國民の尊敬を得たるものなり、張申福は之を見て温容を飾り宗教上の談話を試みて歸り、之を大院君に告知せり、大院君以爲らく洪等の貿易計畫は潜伏せる外夷の陰謀より來るものならむ、此れ天下の大難を禍伏せる惡漢なりと爲し數日以前迄カソリック教の擁護者として幾多の好運を豫知せしめたるもの今や大唐殺の好口實を得て猛然惡魔と共に進行す。

千八百六十一年一月十日より五日は漢城に於ける仁慈滅亡の末日なり、カソリック教徒の韓佛同盟政略と洪等の貿易商略とは果して漢城のカソリック教徒の宗教政策に過ぎざりしか、若しくは亦た佛國宣教師等の目的とするもの別に存立せしか否や吾人は今日之を明断せずと雖も、不幸にして數日以前に起れる報告は—而かも虚誕の報告は彼等數萬の生靈を亡ぼすの惡縁とはなりぬ。

大院君の眼中、世界の強國なく、威勢を極め、驕慢を盡し、區々たる僧侶輩と國政を計るは彼が快と爲さるるところなり、況んや彼教徒輩、能く理義を談ずと雖も、東方の聖教に非ず、彼輩貿易の利を語ると雖も、洋夷と交るは國家の耻辱なり、一たび意志を變ずるや、百瀑の直下するが如く直截火敏直ちに彼等を撲滅して後患を斷亡せんと、偶北京政府より飛書あり、大清國は會つて洋教を撲滅せしが敢て復讐の舉なかりしと、是に於て愈以て

カゾリック教撲滅の計謀を實行することに決し左右の腹臣等も亦洪鍾三の家邸に潜伏せる一洋夷のこゝを以て怪しむべきものとなし、今に於て之を亡ぼさざる時は劫て後患を遺すに至るべしとタトヒ之を撲滅すと雖も、二十年前會て洋教の徒を殺戮せしも何等の復讐なきを以てするに彼等固より爲すなきなりと。

一月廿一日ダブエルイ、ベルヌイ等謁見を求めたりしも、韓曆新年に近けりとなし謝絶せられ、この恐るべき禁教同盟二月二十日に至りて恐るべき驅殺が漢城の寂寞を破らんとするに至れども、カゾリック教徒の愚なる尙は一點の希望を待てり。

廿一日の月は急雲の間より漏れ、北丘の一方は蕭々として松濤白く、漢城亦た胡笳の聲無し、深更、私語鐘樓の東より急行せる十餘の一群は、洪鍾三の邸宅を圍み、門を破りて亂入し、叱咤して傳し、次いで張敬一をも縛し、妻子兄弟二十餘名を擧つて牢獄に移したり、南尙教、李自達も即夜に牢中に捕送せられ、李景夏は三軍の兵士を提げて、群羊を驅るが如く、廿日の夜より廿二日の朝に至る間、カゾリック教徒に向つて、隨意の慘刑を演習せしめたり、狂犬を殺戮するが如く、其の信者たりと否とを問はず、苟くもカゾリック教徒と稱し其一味と稱せられたるものは、銃殺せられ、打殺せるあり、悲鳴せる婦女、叫號せる老翁、哀求せる少年、上下内外大颯風の席捲するが如く、偶々たる悲叫、烈火の如き叱咤

の聲、首足を異にせる尸骸あり、街頭に棄殺せられ、竹頭に貫殺せられ、岩角に碎殺せられ、溪谷に埋殺せられ、噴火の上に踴舞し、狂瀾の間に轉々し、血刃を掲げ如何にも狂歡し、得意なる惡魔の軍隊が東街西巷に往來し、廿日より廿三日の間に慘痛の死を爲したるもの大凡一萬餘人。

廿二日の朝傷口より血液流出する半死半生の体驅を引きずり、已に血痕斑々として爛れたる尸骸を運來し之を東大門外の水口門内に堆累し、恰かも牛馬の肉を積堆せるが如くに積累したり、其の悲絶痛絶、人生の無情茲に至りて極まれり、水口門より松坡に至る水路、市内を横貫せる水流は死肉と血流の爲めに紫紅色と變じ、街巷の諸々に放棄せし尸骸は、市民之を葬むるの危険を恐懼し、市民の半ば朝夕相親みるの兄弟等が三日の間に虐殺せらるゝを見て、尙は冷乎として大院君の下に潜伏せり、彼等卑屈なるか、雄者強なるか、此の虐殺を指揮せし李景夏、張申福、李在詔、李角業の徒こそ漢城亡滅のサタンなれ。

廿二日ベルヌ、ダブエルイ等は牢中に送られ、獄中ベルヌに向つて、改宗及退去を命じたれども、彼は神に獻身せしものなるを抗議し、天下の不義に服する能はざるを滔々論談したれば、遂に死罪を宣告せらる、廿三日より三月始めに至るまで、佛國法教師の牢中に送らるゝもの九名、彼等始めは一室に同囚せられしも、後別室に分囚せらる、三月八日一同

刑場に引出され、兵卒四百名、半月状を爲し、彼等を裸体に引出し、半月隊の刀手が一步より一步に近まり、刑人の蓆に至り、各三刀乃至四五刀の下に斬首せられたり、當時の惨場を見し父老の言によれば、ベルヌーは頗る憤慨措かざるもの、如く東方の蠻法を痛撃して死に就きしも、僧正ダブエルノ顔色衰へ、如何にも憐を催ふしたるも、死に就くや從容泰然、徐ろに頭を垂れ、手を捧げ、悽絶の祈禱を終へて殺されたりと、七名の宣教師も順より順に斬らる、此の悲むべき刑日の前々日、洪鐘三、李身達は鐘路街に於て牛車の下に碎裂せられ、南尙教は斬首せられたり。

此の猛烈なる破壊の下には一人の敵抗を爲す暇なく、三萬のカゾリック教徒は填火の導火を焼くの餘力なく、機敏なる惨手は更らに城外の村邑を索めて狂犬を撲滅するが如く殺戮を行へり、是よりして漢城は冥々として光りなく、豺狼の屠殺場裏に近くものなく、寂寥沈黙、東方の大魔王がさも愉快氣に堪はず、更らに外科的政治を爲さんどす。

大院君執政 (下)

國防——佛國艦隊の江華砲撃——作戦計畫——ローゼ總督の失敗——大同江上の衝突——米國水師の問罪——
 領國時代——排日本——國王復政——退隱

漢城の大虐殺を行ふてより尙ほ八道に命じカゾリック撲滅を續行し、數萬の死骸を數ふるに至る、大院君猛烈なる威力を傲負して益自家の權勢の強大なるを喜ぶ、猛烈なる洪水も飛て彼の驕慢を警むる能はず、深刻なる國民の怨恨も彼の自信を破る能はず、柔弱なる半島の民が強者に服従せるを見よ、時に千八百六十六年九月廿日佛國艦隊漢江を溯るの警報に接し、ヌハ一大變亂起るべきの風聲、盛にして漢城市民の驚動するもの多し、大院君天下に令して城廓を修めしめ、江華の砲臺を築かしむ。

是より先き宣教師の一人、リデルなるもの、難を逃れて黃海道ハムギョの長湍より、一漁舟を雇ひ、威海衛ウイハヰに到る、芝罘チヂウに集れる佛國艦隊司令長官ローゼを訪ひ、カゾリック教徒の慘禍を語り、宣教師九名虐殺せられ、信徒の大虐殺の状を告げ速かに濤洞の中より彼等を救ひ、暴戻の國政を責むべきことを請へり、偶急令あり南方亞細亞交趾アヂヤウヂ一帶に内亂起り直ちに赴援すべしと、ローゼ已むなく南に行く、交趾の内亂は容易く鎮定し、艦隊は千八百六十六年九月十三日芝罘に還り、問罪の師を半島に向ふことに決し、先づ半島の形情を視察せんか爲めに、「ブリモデー」「デルトロー」「マルヂン」の三艘を艦し、リデル并に同行の韓人三名を乗せ、九月十八日芝罘を出帆し、廿日夕多島海を横ざり、泰安半島のプリンスセローム港テウヂン(唐津灣)に着しユウシエニー島に碇泊す。

廿一日ローゼ提督は、漢城の形勢を偵察せんか爲めに、大佐アヂュタンを「デルレー」に乗せてユウジエニ島を出發し、江華海峽を過ぎ、江華一漁村前面に投錨せり、提督は更らに三艘を以て漢江を溯らんと欲せしも「ブリモゲー」は岩礁に觸れしを以て破損せしかば、廿一日二艘は大凡十二里を上りて碇泊せり、廿五日夕、漢城より派遣せる軍隊は江堤より夜深に乗じて襲撃したりと雖も、佛軍砲聲の轟烈なると其の適中せるが爲めに散逃せり、ローゼ提督は更らに進行せず、一快戦を試みるなくして九月卅日芝罘に歸れり。

ローゼ提督の此の動作たる寛漫機を失し、遅々として漢城の兵備を憂慮せるに似たり、當時未だ漢江の水路未だ明かならず而かも大院君の雄名は頗る外人の耳目を震動せるものあり、而かもローゼ提督の目的たる毫も問罪の師を以て漢城政府に迫るに非ざりしを以て、其の逡巡爲すなかりしを知るべし。

之に反して大院君は赫然として憤起し、天下に廣布して人材を求め、防禦の献策を爲さしめたり、苟くも巫卜の徒、僧侶の輩を問はず、富國強兵の策あるものは之を招献せしむ故に韓聖根、李瀛、李瀛、尹雄烈等は、武力を以て進み、金箕斗、姜國等は機巧を以て用らる、三軍營の兵を訓練し、更らに二軍二隊を編制せり、八道俳優遊藝の徒を集めて總後軍と爲し京の東村屠戸(白丁)を編して別哨軍となし、日本長鎗に擬しては倭鎗隊となし、鎗

鋒に懸虎尾を懸けたるものを虎尾鎗隊と稱し、使者を日本に遣はし、私かに軍銃刀劍を購入し、檄を廣州宣川に飛ばして砲兵隊を作くり武庫所の佛動機砲を運來して、沿海に備へ、李景夏を以て巡撫使となし、李元熙を巡撫中軍となし、五營の精銳五千を撰むで揭花津に置かしむ。

佛國艦隊は、漢城の兵備盛にして、到底小艦隊の爲すに足らざるを見て逃走しぬ是と同時に佛國兵大舉して侵犯すべしとの風聞疾風迅雷の如くに起り、漢城の王室中には昔時の外難を想像し、私かに大院君の驕慢を怨み、佛國と和せんを欲するもの少からずと雖も、士氣縦横英雄の幕下に集めたる數萬の兵士は、激昂して戦を欲せざるものなし、半島開國以來此の時の如く、人心鼓舞したるはあらざるべく、今や宮廷の輿論は和にありと雖も、大院君の猛断を制するものなし、一日漢城の鐘路に一大榜碑立つ曰く、

洋夷侵犯、非戰則和、主和賣國。

當時東隣の日本帝國は、恰かも是れと同一の形勢に迫り、水戸老雄が佛鐘を鑄り、錢貨を以て大砲を製し、攘夷の氣焰を上げたる時にして、僅かに十余年なりき。

ローゼ提督は十月十一日「ゲリエール」「ラプラーセ」「ブリモゲー」「キンシヤン」「デルレー」「マルジ」「ラブレトン」の七艘を卒めて來り、十二月ポアゼ島に來り、司令部を江華

島を距る十八里(佛里)の處に移し、翌十三日、砲艦は上陸隊を編成し、且つ横濱より來る海隊兵を乗せ來る「スルツア」「バルカス」を引卒し、江華海峡を過ぎ將さに海峡の第三角を經過せんとするに當りて草芝砲壘より突然砲撃せり、佛兵之れに應じたりしが暫らくにして砲壘烟火消へ砲聲沈黙し草芝砲壘破壊せらる。

是の時大院君は佛兵の大舉し來れるを聞き李瀛をして江華留守と爲さしめ、精兵二百を送り將さに續々江華の守備、漢江の要塞に備へつゝあり。

上陸隊は江華海峡の砲壘を破壊し、十四日江華城を距る五千メートルの地に於て、一山を占め之に據れり、是則ち江華山城より海峡を隔て、北東に當る文珠山なり、漢城政府は佛兵江華に上陸せりと聞き、狼狽驚奔し防備の妙策を講じたり、半島未開の人民が、狂瀾紛擾の間に奇妙なる作戰の計畫の献策にて未開の珍事なりけり、大院君の募策に應じたるもの、尤も珍らしきは、鶴羽を以て兵船を作りし一事なり、献策者曰く鶴羽巨船砲丸も貫通し能はず、自由に屈伸せるには鶴羽を以て兵船を作るに如かずと、大院君之を奇となして、直ちに天下の鶴羽を集めて、一大兵船を作りて之を漢江に浮べたり、漢城の市民は珍異となし見るもの山の如し、大院君之を楊花津に浮び進むこと二三町にして沈没せり、満堤の看客大笑して其の愚を笑ふと雖も、大院君取て驚かず、越へて數日亦た献策す

るものあり曰く眞綿を背面に重ねて出兵せば銃丸も貫通せず、刀劍も入らずと大院君直ちに製して着せしむ、兵士肥滿踉々として發熱し鼻より血出するに至る、天下其の狂奇を罵るものありと雖も大院君意となさず、益兵を募り奇策を求む。

佛兵江華に上陸するを聞き、獵夫八百を募集し、白川の海岸より小舟に乗じて、密かに江華山城に入らしむ、十五日海軍中佐チャーゼリー一小隊を率ゐて進む、江華兵、高臺より砲撃し中佐突進して之を占領す、十六日午前八時、ローゼ、總兵を率ゐて江華城に迫る、城は四メートルの城壁を以てし四面山を以て環圍し、雲を摩するの山城、只た一路の城門あるのみ、佛兵城を距る三百メートルに到りて休憩す、前面に三四の城兵ありて切りに望見するもの、如し、佛兵之を狙撃せりと雖も遂に中らず、山城の前路、路屈曲にして保障となるべきものなし、急坂を仰いて佛兵大凡三百余を開展して城に迫るや、大凡百メートルに到りて沈黙せる城内は忽ち城壁の一所より一齊射撃を始め、四面の山上より亂射激烈を極む、佛兵身を支ゆるにどころなく忽ちにして四名の死傷あり、佛兵突貫して登り遂に陥る、佛兵の戦利品には、甲冑、各種の小銃、破壊せる諸種の大砲八十門、銀箱十九個、數多の書籍あり。

十九日に至りて、漢城より書簡來れり、佛國ローゼ提督の報告せしどころによれば、江華

山城の陥落は端なく漢城政府を震慄せしめたりしを以て媾和の使書來れりと、然れども此れ大院君の狡策西人所謂東方の慣用手段にして狡策にして、一は佛兵をして兵備を弛ふせしめ其の間に乘じて一大快戦を試みんとするの策たるに過ぎず、此の媾和書は頗る傲慢を極めたりしを以て、ローゼ提督は只だに九名の宣教師償金に止らず、全權を我に與へて談判せんとを以て答へたり、此の時に當りて漢城の軍隊は、揚花より龍岸に至る沿岸に、精兵を送くり充實し、富平、金浦の間守備を嚴にし更に、舟を揚花津に沈めて、防塞とせり」此の間に於て王室内の媾和論は多數ならざるにあらざると雖も、何れも大院君の勢威に拱手黙従し佛兵は、江華城の高塔に尙ほ敵兵あるを以て廿日朝六時、百六十人の兵を以て陥攻すべし命を受けて出發せり、當時從軍せしリデルの日記によれば左の如し。

「前略」提督ハ速ニ百六十人ノ兵ヲ以テ、此堂塔ヲ陷レント決セリ、予ハ此時提督ノ命ヲ以テ、通事トシテ其軍ニ從リ、我等一同朝六時ニ發足シ、斥候隊ハ遠ク本隊ヨリ離レズシテ、行キ本隊ノ後ニハ一ノ輜重及糧食ヲ負ヒタル二三匹ノ馬アルノミ、我レ砲兵ヲ卒井ザリシハ、一大失策ナリ、我兵ノ行進、極メテ徐々ニシテ時々休憩ス、道路ハ頗ル多ク、沿道ノ家屋ハ皆人ナシ久シク遠ク堂塔ノ聳立スルヲ見ル、其位置四山ノ間ニアリ、山上ハ高サ四メートルノ壁ヲ以テ環ラシメル、天險ノ地ナリ唯其壁ハ礮砲ヲ重疊セル迄ノモノニテ、此堂ニ達スルニハ唯一路アルノミナルヲ以テ、我兵其道ヨリ進テ、時已ニ十一時半ナレバ、諸人攻撃前ニ糧食ヲ傳ヘント欲セシガ將官ハ之ヲ止メ先ツ堂塔ヲ陷レメル後、釋尊ノ宮殿ニ午登ヲ喫セント云ヘリ、我兵漸ク堂塔ニ近ツク、時ニ高麗ノ一卒ノ來ルニ會ス、我兵之ヲ

狙撃スル三發ニ及ビタレ中ラズ、己ニシテ堂塔ヲ距ル三四百メートルノ所ニ休ス、仰テ堂塔ヲ望メバ二個ノ山上ニ厚壁屹立セリ、岩ニ石門アリ、其上營狀ヲ爲セリ、門ハ戸ナク、外ヨリシテ内ヲ瞰フヘシ岩中ハ寂トシテ聲ナシ、將官進メノ令ヲ發ス、前隊令ニ應ンテ直前ス、本隊之ニ次キ門ニ向テ進ム、門ヲ距ル百メートルニシテ敵兵ヲ壁上ニ現レ我ニ向テ一齊發射ス、銃丸雨注我兵皆地ニ伏シテ之ヲ避ケ、且撃チ且避ケ、好地歩ヲ占メシメ漸々退歩ス、然レ軍精亂レ、號令行ハレズ、而シテ歩極メテ後ルヲ以テ常ニ敵ノ砲火中ニアリ、之レガ爲メ死傷者三十二名、我軍色動キ、壯兵八十名ニ減セシヲ以テ退ク、此經動中馱馬逸去セシヲ以テ、衆皆食フ能ハズ、我軍ノ退クヤ、壯兵ヲノ殿セシム、敵兵營ヲ出テ我ヲ尾スルコト三次ニ及ビタレ、擊テ數人ヲ倒セシヲ以テ尾撃ヲ止メ壁ニ登リ大音ニ捷鬪ヲ揚ケメリ(中略)提督ハ此事ヲ聞キ惟然自失シ遂ニ退軍ニ決ス云々

提督ローゼの報告によれば、己に結氷期に近まれるを以て退軍に決せりと爲し、リデルの日記によれば提督自ら進むで撃つての氣なくして退軍せるに似たり、リデルは曾て漢城の虐殺を目撃し、同胞の兄弟等九名が蠻慘の下に殺害せられたるを痛憤に堪へざりしを以て、彼は一片の義情に迫られ、萬難を冒かして本國の艦隊に請ひて其恨事を洗はんことを切望せしに、今や何等の功蹟なくして退軍するを見て、痛心悲歎に堪へざりしと見れば、江華の失敗を以てローゼ一個に歸せんとせり、然るに退いて考れば佛國政府は歐州中原の禍機一發の間に在り、而して東洋領地の紛擾あり、北京遠征の勢あり、内は兵備の充實に急ぎ、外は外交の交渉困難なるの時なりしを以て、政府は強いてローゼの退軍を咎めず又た更らに

朝鮮遠征の志を遂ぐるの時機なかりしが如し、然れどもローゼの来るや艦隊七艘、而かも横濱より二艘に満載せる海兵隊あり、少くとも千五百内外の兵員ありしに相違なし、然るに遅々として空しく江華に留り、僅かに砲艦をして漢江を溯らしめたるが如く、毫も漢城を攻るの勇心なかりしが如し、其の作戦計畫と雖も、頗る散漫なりしを以て、其の功擧らず、十月廿五日旗を下ろして退軍するに至れりテルの記事に由れば、佛艦退軍に當りて佛兵慷慨に堪はず、切りに海上より江華臺塔を砲撃して遺恨を洗はんとしたれども提督は之を許さざりしと。

大院君は佛兵の退軍せしを以て全く己が勝利となし勇氣驕心に堪えず大に其の功勳を稱譽し、益鎖國攘夷の主義を固めたり、然れども一方には大院君の盛望隆々として上るを見て宮中の反對者は遂に政權國王に歸するの機なしとなして反對の聲漸く起る、國王も己に長じ久く閑位を好まざるか如く父子の間、隱然默争を生じつゝあり。

米國水師提督ロッチアースは四年前大同江に於て虐殺せられたる米人セネラル、シャーマン外十一名の問罪の師を率ゐる千八百七十一年五月長崎より五艘の小艦隊を率ゐて來れり此行其名虐殺の糾正にありと雖も其實は朝鮮と適當の條約を結はんか爲めなり、米艦江華海峡を通過し海峡第一の險所、孫石項の前面を横ざらんとせしが砲壘より砲撃を受けた

るを米以て艦は直ちに之に應戰して沈黙せしめたり、米兵江華に上陸して、江華留守に面談して米國の意を漢城政府に通ず、當時漢城政府の答書に曰く

“Corea was Satisfied with her Civilization of power thousand Years, and wanted no Other.”

この傲然たる半島三國の冷遇に酬ゆるには、兵力を以て開くに非ざれば頗る困難なりと雖も如何せん僅かに五艘の小艦隊を以て如何とも爲すこと能はず、一たび之を華盛頓政府に報告するの必要ありとなし直ちに芝罘に向ふて退帆せり。

ロッチアースの退帆は、偶然にも恰かもローゼが退軍せりと均しく、敵せずして退きたる形あるを以て大院君は彼の洋夷亦た與み易しとなし、主戰論は漢城市民の歡迎するところとなり、天下皆な大院君の威信を尊望せざるはなく、而して大院君は益々國中に命じてカゾリックの殘徒を殺戮し、斷然乎として一國を鎖し、世界の邊隅に神聖の王國を以て獨り立ち獨り存ぜんとす、當時日本帝國は己に維新の大業成り、明治新政の布告と共に隣好の修信を求めんが爲めに日韓の國交を宗家に委任したるに漢廷は書辭印章前例に異なれりとして受けず、三年二月外務省は佐田直寬、森山茂等を遣はし前書拒絕の理由を問はしむ、東京府使之に答へて曰く、

大抵貴國之稱皇稱勅、天下無異辭、則行之其國、自當犁然而順、苟其不然、則此重寶之所不可略、衆力之所不可脇、貴國亦知弊邦之必不許受、而輕試以此、無亦不諒之甚歟

以來屢使節を遣はすと雖も、漢廷頑として應ぜず遂に五年八月外務大丞花房義質を朝鮮に遣はし、宗家委任廢免の事を告ぐ、然れども答辭傲慢眼中日本なきが如し、是に於て日本政府は始めて朝鮮處分の議を下し所謂征韓論の拂騰せし時なり。

思ふに當時漢城政府は大院君主權を有し、已に佛國を斥け、米軍を破りたりとなし、苟くも日本來るも亦た之を破碎する難からずとなし、頑陋の一派勢力を得たるの時なりしを以て日本政府の使節が屢渡來せしにも拘らず、頑として大帝國の意氣を以て外に答へたるもの蓋し大院君なれば也。

明治七年に至りて國王已に長じて廿四歳、大院君如何に政權を左右すと雖も攝政の名に對して今や退くは當然の事なり、殊に閔族は國王を擁して切りに王權回復の議を煽動するを以て國王遂に大院君に諷して攝政退隱の議あり、大院君大に平ならず、七年十月颯然として揚州に去る、赫々たる太陽の忽ち蝕沒せるが如く此の意外なる變態を見て、市民は紛擾再來すべしと爲し、人心恟々たり、攝政大凡十四ヶ年其の殘酷なる政治、暴戾なる禁殺事件、

半島の生民をして殆むど飢餓せしめんとしたる景福宮工事は天下萬民の怨恨とせるところにも拘らず、一たび手を擧げて天下の俊材を招けば、人物雲の如く集り、佛米の強國を退け、日東の使節を斥け、内政を革新し、制度を起し、百廢興り、兎にも角にも一大英雄の永蹟を留めたるは、天下の訃すところなれば、彼一たび揚州に去りて退隱すと雖も、漢城の風雲は尙ほ彼を追ふて廻轉せり、大院君去りて忠清道德山に至りて、光芒浩々として漢城を射る。

外戚と大院君

趙閔聯合——日本の交渉——熾和及主戰——清國よりの使喚——自主問題——三港開港——十五年の變——大院君の外戚——漢城に於ける日清兵

大院君、湖南に去り、亦た揚州に退隱すと雖も、彼の影には謀叛あり、彼の後には復讐あり、高嶽雄渾として天を摩し、平野漫々として村邑碧寰に在り楊柳道を夾み、行人寂寞として揚州の山邨靜寧なり、而して此の間大魔、風雲を呼ぶの一物こそ今や景福宮の政權者

が尤も愁鬱せるところなり、大院君政界を退きたりと雖も其雄名、半島人民の仰ぐところとなり、君一たび手を動かせば固より驚天動地の政變を起す難きにあらず。

始め國王の親政をすゝめて、大院君を排したるものは固より王妃の父、閔致鍊其一族閔鏞、閔泰鏞、閔斗鏞等の戚族並に趙斗淳、趙寧夏の一派等なり、趙族曾て大院君のために腰を折り、議を曲げて盡したるもの尠からざりしが一旦其全盛に及むで趙族用ゐらるゝものなく、而かも大院君の勢力、焰盛なるを以て、茲に閔族と相携提して、國王生長の名を以て、大院君を退隠せしめたり。

趙族は翼宗の戚閔なり、舊時の餘勢、尙は存するものあり、閔族は現王妃の外族たるを以て、廷内に潜勢力あり、互に利を見て聯合の内閣を作りて以て大院君に當らんとす、然れども大院君の積望、容易に埋没すべからざるものあり、當時忠清の儒生等、上疏して國王の不孝を諫む、國王大に怒りて之を嚴刑に處せんとするや、大院君直ちに入城し、上奏して曰く我等父子の私事を忠諫す、若以て儒生の言を對すべくんば、吾儒生等に代りて對せられんと國王之を如何ともすること能はずして止む、趙閔等以爲らく大院君をして野に置くは飢虎を放つに似たりと私かに國王に乞ふて漢城に還らしむ、而して尙は天下の視線は雲間の太陽を望むが如く、亦た其の赫灼として出づるを豫期せり。

明治八年八月永宗島城壘の下を過ぎ、將さに江華海峽より漢江を溯らんとする一端舟あり、又た遙かに一巨艦あり、城壘の守兵之を見て砲撃す、巨艦來り之に應戰す、暫らくにして城兵潰亂し日章旗を立てたる一軍艦より兵士百餘上陸し、城壘を破壊して去る、是れ日本の軍艦雲揚艦なり、雲揚艦は牛莊より朝鮮西岸の水路を測量し、淡水欠乏のために艦長井上良馨水兵二十餘名を率ひ一ボートに乗じ、永宗島城下を溯るに當りて砲壘より發砲せしを以て、本艦直ちに至りて擊黙せしめたり、朝鮮人の記すものによれば雲烟の間に莊々として進行せる一巨艦は恰かも往年の佛、米、艦と均しく其の光景恰かも我に戰を挑むに似たるを以て之を發砲せりと吾人は其の理由とするところの何れにあるやを確立し能はざりしと雖も、朝鮮永宗島城兵が先づ發砲したるは事實にして其の一敗爲すなきは寧ろ常年の江華砲撃に比して憐むべき次第なりき。

日本軍艦、永宗島城壘を破りて去りしとの報、京城に至るや、政府は頗る狼狽したり是より先き、日本人八戸叔順なるものあり、上海にありて切りに日本政府大舉して朝鮮を征すべしと吹言し、其の風説傳播して、韓廷蒼阜痛心せしのみならず、日本よりの佞臣、屢來りて志を得ざるもの、必ず此一事によりて大舉政來すべしと爲し居る折柄、日本政府は開拓長官黒田清隆を全權大臣とし、元老院議員井上馨を副大臣として派遣し、大に迫るとこ

ろあらんとす、當時日本は征韓熱に鼓吹せられ、朝野轟々として韓廷伐つべしとなし、志士横行し輿論沸騰して止まざるを見て政府は表面大に爲すあるが如く激切なる談判要領を齎らして往く。

談判は江華府に於て開かる、朝鮮政府は判中樞府事申禮副總管尹滋を以て應接係として遣はす、彼等二人は何等の権能を有せず、亦た何等の能力なく固より亦た如何なる條約を爲すべきかを知らざるものなり、然れども彼等亦た東方的慣用手段により、漠然として迎へ茫然として送くりて數月を経過せんとするに當り、韓廷の攘夷論者は漸く勢力を占め、大院君は退隱より起ち、舊勝利より奮興し、國民的排倭熱を煽動し來りて、瞬間に政論己に非和に傾き、領議政李最應、右議政金炳國、中樞府大臣洪淳穆及金炳學、李裕元等之に雷同せり、彼五六の大臣等は固より非和論の是非可否を知らざるなり只だ大院君の復勢と排閔の利害によりて動くものなり。

宮中には當時北京使節の忠告により主戰の不利を知り、且つ大院君の復勢と狗豚的政權者の慾望を制せんが爲めに、たゞ日本に好まざるも媾和せざるべからざるものあり、寧ろ對日本政略は大院君對外族の政權爭奪勝敗の好箇問題となれるなり、國民は靡然攘夷に贊同せり、宮中は清國の忠告、利害の關係ありて和せざれば降らざるべからず、降れば宮中條約を定む。

當時清國は臺灣事變によりて、我兵力を知り、且つ露國の東下を防ぐに汲々たりしを以て力めて朝鮮の平和を希望し、冥々の間に屬邦主義、藩屏國となさんとしたりしを以て清國の使節は韓廷に向ひ大に日本と交戰の不可を説き、暗に媾和をすゝめたりと清國政府の此打算は半島政府に向て尤も至當の忠告にして、東方平和を保つに有效の政略なりき、此の媾和によりて朝鮮は始めて世界に紹介せられたり、隱密國民は始めて世界と通商の交路を開けり。

大院君志を得ずして退き、趙閔内閣は清國の保護の下に歩足し來れり、朝鮮政府が北京朝廷に上言せる書狀に曰く、

竊照節略内、遣使致書、不見接受、船到港口、開砲遭擊、蓋其有故、小邦於日本、交聘賀慰、接信通商、各遵式例、不失隣誼、同治七年、稱以官制政令、新有變更、來投書契稱號文字、有違舊式八戶叔順、清張虛罔、蔑辱隣國、幸賴總理衙門、憫慮被 被兵、至

有貴部據奏馳咨、小邦臣民憤惋、疑阻其使不接其書不受、江華島國都之門戶、海港之阨口、爲防暴客、恒有 前歲九月忽有異船回入、守卒開砲、只示有備、彼乃轟砲燒蕩永守鎮城、小邦尙不知其日本船也、客歲十二月、日本使臣黑田清隆井上馨等來要修好遣判中樞申燮、副總管尹滋承、接見於江華府、問答辨折彼以八戶順叔、認具新聞謠說我以江華開砲、實因不辨旗號、舊誼素厚、疑嫌開釋、重尋宿好、條約有具只用兩國臣僚通信、港口通商劃有界限不許攜帶他國、客商奇功物事、而日本使船並即發還、茲交好日本辦理條約、略具咨復、

と而して脩信使金倚秀は永宗の失舉を謝し、外務大丞宮本小一と議政府堂上趙寅熙と商議し、八月廿四日を以て修好條規附録及朝鮮諸港日本人民貿易規則を議定調印せり、この條約により日本は釜山に管理官(領事)を置き、近藤眞鋤赴任し、花房義質は辨理公使として京城に駐在す、此條約により日本政府と關係を生じたるものは第一條の「自主之邦」の文面と京畿、忠清、全羅、慶尙、咸興の五ヶ道に於て三港を開いて貿易場となすべきの豫約なりとす、恰かも日本は往年米國水師ハルリス等が兵力によりて通商開港を實行せしめたりと同一の手段によりて日韓通商の目的を達せり、一言せば日本は米國が爲したる商略を善用せり。

大院君は京城より退隱せしと雖も、排倭熱は地方に於て煽動せられ、一身の利達によりて政變を喜び、騷亂を娛む當國の志士は紛々として倭夷を排すべし洋夷退くべしとなし、偶佛國宣教師等の地方に在るものは、或は殺し、或は捕囚となし、再度のカゾリック鎮壓政策を實行したり、この風説、東京駐在佛國公使の知るところとなり之を我政府に囚人引渡方を依頼したるを以て釜山管理官より朝鮮政府に向て通牒せり。

朝鮮政府は之に應ぜんか大院君一派の殘灰を吹興せしむるに至るべし、之を拒まんか、日本政府の談判に應ぜざる可らず、遂に之を北京政府によりて決すべしとなし其返書中「上國禮部上國指揮」の文字あり、當時清國は我征韓論以來我邦と交讐を開くなからしめんと欲し、萬事北京朝廷によりて決すべき事を命令し、飽迄屬邦主義を實行せしめんとするに當りて、上國云々の文字は、日本と修好條約第一款に「朝鮮國ハ自主ノ國ニシテ日本國ト平等ノ權ヲ保有セリ云々」とあり、是正しく朝鮮の獨立國たるを彼我證言し、宣言したるものにして半島政府が今更ら對日本交渉を清國の方略によりて決定せんとするは頗る撞着せるを以て日本政府返書を付還せり、若し之を收納するに於ては日本政府は朝鮮の屬邦たるを證認するに至る可ければなり、よし韓廷自ら自主の邦なりと稱するも、清國古來の慣例により自主に非ずとなして斷然我付還に應ぜざるに於ては、此の判決は日清自ら兵力に訴

へて之を處理すべきか、之を列國に訴へて半島の獨立を證すべきか、或は若し清國にして兵力を以て尙ほ屬邦の名實を得るの決心あらしめば、半島は果してオトマン帝國より分離せる希臘となりしか、或は亦た日本海岸に於てバルガンの戦後を演じたりしか、然れども當時歐洲の各國は普佛の慘禍に警戒し、平和を求むるに當銳にして、清國亦た半島に兵を用ゆるの餘力なかりしを以て北京朝廷の訓令は朦朧として或は自主を意味するが如く或は證するが如き微巧なる訓諭を下せり、其文に曰く、

第一款有朝鮮係自主之邦等語、朝鮮久隸中國、而政令均自理、其爲中國所屬固天下所共知、其爲自主之國、亦天下之所共知、應由朝鮮斟酌答復、

此の兒戯に類する矛盾の文意により韓廷は遂に自主の名を以て我に答へたり、自主問題は更らに最後の判決を爲さずして止みぬ。

花房公使は通商約の目的を達せんが爲めに屢往來して談判せりと雖も、韓廷の恐なる言を左右に托して締約に至らず、十二年八月二十六日元山津を以て開港場とし仁川は京城に近き故を以て拒絶せしが、遂に十三年四月に至りて同意したるを以て十五年七月下旬、公使館員橋口久右衛門、雇杉村濬を遣はして居留地を撰定せしめたり。

大院君及其一派は、此形勢を見て今や高枕黙臥し能はず、頑固者は大院君を擁してクーデ

一ヲを實行せり。

七月廿三日雲峴宮に出入せる數多の群集あり、列を作くりて、姿意に王城に向ふものあり。私邸を圍むものあり、街巷に私語するものあり、寂寥たる漢城の夜は群衆の喧亂漸く高く、門を破り、宮を蹴りて亂入するものあり、悲惨の叫號聞ゆ、男女狼狽して逃走するあり、轎より引下ろして擲倒するあり、暫らくにして光化門前には群衆雲集し、上下狂瀾の如く動搖せり、兎狐を狩るが如く暫らくの間に官吏三百餘名を殺戮し終れり、忽ち西大門外に火焰起り、砲聲聞ゆ、是れ則ち暴民の日本公使館を襲撃せるなり、狂舞せる暴徒等は已に閔族の重なるもの閔謙鎬、閔昌植、金壽鉉、李最應等を暗殺す、時に日本公使館員二十八名死力を盡して防禦すと雖も、如何ともなすべからず、花房公使潔く死を決して道を開き王宮を守りて王室と死生を共にせんと衆之に従ひ門を開き群衆を破りて走り、南大門に至れば門、封鎖して入る可らず、行々暴民等の尾撃追窮を防ぎ仁川に走り、仁川府廳に入りて防守す、夜に至りて暴民亦襲來し、日本巡查重傷を受くるもの二名、更らに血路を開き海畔を走り一漁舟を假りて海に航し、波に任せて南行す、牙山灣に至りて一漁船を認む警呼して救助を求めしを以て漁船喜むで迎ふこれ英國砲艦フライイニング、フィッシュニ號にして偶朝鮮南岸の水路測量の爲めに來れるなり、花房公使フライイニング、フィッシュニ號に乗じて